

## 川西こども家庭センター一時保護所整備事業 参考資料

### 【資料 1－1】

整備場所の位置及び現況

### 【資料 1－2】

兵庫県社会的養育推進計画（抜粋）「一時保護改革に向けた取組」

### 【資料 1－3】

「子どもの最善の利益を実現するための一時保護改革の方向性」【概要】  
（一時保護所のあり方検討部会）

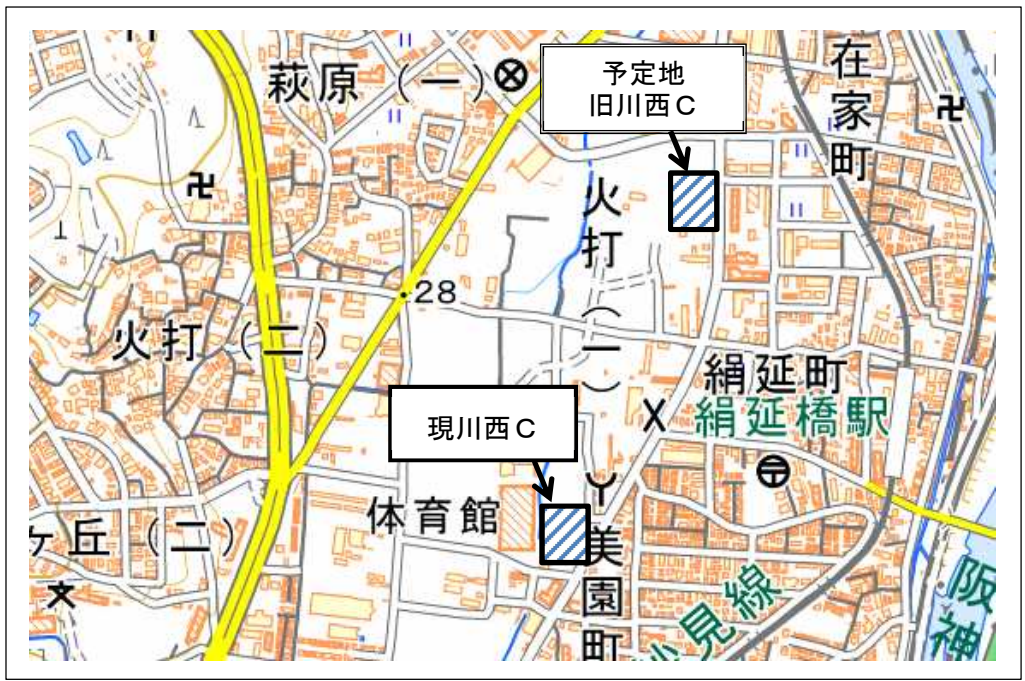
### 【資料 1－4】

「子どもの最善の利益を実現するための一時保護改革の方向性」【報告書】  
（一時保護所のあり方検討部会）

### 【資料 1－5】

ひょうごの児童相談（令和2年7月）

●整備場所の位置及び現況



## 兵庫県社会的養育推進計画（抜粋）「一時保護改革に向けた取組」

平成28年改正児童福祉法の理念のもと「新しい社会的養育ビジョン」で取り上げられた取組の一つ（児童相談所の機能強化と一時保護改革）を通じて、家庭養育優先の原則と子どもの最善の利益を実現していくために、一時保護のあり方について見直していく。

### 1 兵庫県の現状

#### (1) 一時保護件数の増加

近年、一時保護件数は増加傾向にあり、特に一時保護委託件数は平成28年から29年にかけて伸び率が高くなっており、30年度、令和元年度も増加傾向にある。

##### ①一時保護所の状況

本県では平成5年4月に中央こども家庭センターに一時保護所を統合したが、一時保護の件数増加に伴い平成14年及び15年に同センターの一時保護所の増員を行い、それ以降、定員40名で運営している。一時保護所での保護延べ日数は1万2千件ほどで高止まりしており、満床状態のために受入困難な状況が続いている。

また、平成30年度における児童人口1万人あたりの定員数を見てみると0.83であり、児童相談所設置69自治体中68番目という状況にある。

表42 一時保護の年度別延件数

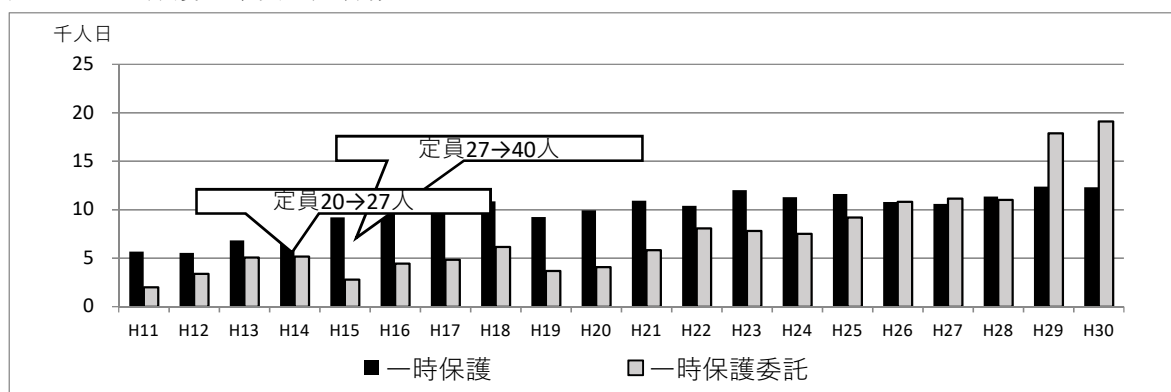


表43 一時保護所「一時保護所定員/児童人口」の他府県等（抜粋）との比較

自治体名	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位：万人)	児童人口1万人 あたりの定員数 (A)／(B)	自治体名	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位：万人)	児童人口1万人 あたりの定員数 (A)／(B)
北海道	164	38.7	4.24	大阪府	86	68.6	1.25
茨城県	30	36.4	0.82	<b>兵庫県</b>	<b>40</b>	<b>48.2</b>	<b>0.83</b>
埼玉県	120	74.6	1.61	福岡県	90	35.8	2.51
千葉県	115	64.0	1.80	神戸市	50	18.5	2.70
神奈川県	80	44.2	1.81	横須賀市	25	4.6	5.43
愛知県	78	74.0	1.05	明石市	25	3.9	6.41
京都府	44	15.1	2.91	<b>全国計</b>	<b>3,059</b>	<b>1,595.1</b>	<b>1.92</b>

※ 明石市は平成31年4月1日現在。

②一時保護委託の急増

一時保護所が常に満杯状態で新たな受入れができないために、要保護児童を児童養護施設等に一時保護委託しており、一時保護委託が急増している。

平成29年度の全国の一時的保護件数のうち一時保護委託件数の割合は40.9%であるが本県においては67.1%と平均を大幅に上回り、30年度は72.9%と増加の一途をたどっている。本県は要保護児童の一時的保護の7割を委託に頼っている。

表44 一時保護合計数に占める一時保護委託数の割合 (%)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全国	37.4	37.0	40.3	40.9	—
兵庫県	53.4	53.9	60.2	67.1	72.9

(2)一時保護所入所児童への専門的ケア及び体制整備について

①個人として生活ができる空間の確保

平成28年改正児童福祉法に規定する「家庭養育優先」の原則を踏まえ、家庭と同様の養育環境、あるいは、出来る限り良好な家庭的環境にあつて、児童の個別性が尊重され、子どもの状態などから個別的処遇も可能な体制が求められている。

②特別な配慮が必要な児童への支援

知的障害の診断を受けている児童や多動、感覚過敏等の発達障害の児童が同じ場所で処遇されることからトラブルなども多く、児童の対応には専門的な知識と経験が必要となる。また、子どもの状態（性加害児童、衝動性・暴力性の高い非行児童等）によって個別的処遇が必要になることがあるものの、現状では専用の個室がなく、数名定員の居室を一人で利用するなどして対応している。

③学習環境について

一時保護所の入所児童は表45のスケジュールでの日課を過ごしており、学校のカリキュラムと近い環境を用意するために学習時間・スポーツ・制作の時間も確保されている。しかし、被虐待児や非行児、発達障害児等の様々な特性を持つ入所児童の中には学習習慣等が身につけていない児童も多い。その児童それぞれの学習習熟度にあつたプリントでの学習を行っている。学習指導のために、一時保護所学習・相談指導員（非常勤嘱託員）を配置している。

表45 一時保護所の日課

【男子】

起床	朝食	学習	昼食	制作	おやつ	スポーツ	夕食	入浴	日記	就寝
7:30	8:15	9:00	12:15	13:45	14:45	16:00	17:30	18:00	20:00	21:00
	～	～	～	～	～	～	～	～		(小3以下)
	8:45	11:30	12:45	14:30	15:00	16:45	18:00	(順次)		(小4以上)

【女子】

起床	朝食	学習	昼食	スポーツ	おやつ	制作	夕食	入浴	日記	就寝
7:15	7:45	9:00	11:45	14:00	15:00	16:00	18:00	18:30	20:00	21:00
	～	～	～	～	～	～	～	～		(小3以下)
	8:15	11:30	12:15	14:45	15:15	16:45	18:30	(順次)		(小4以上)

【幼児】

起床	朝食	おやつ	設定保育	昼食	設定保育	おやつ	入浴	夕食	自由	就寝
7:00	7:45	10:00	10:10	11:45	14:00	15:00	16:00	18:00		20:00
	～	～	～	～	～	～	～	～		
	8:15	10:10	11:30	12:15	14:45	15:15	(順次)	18:30		

#### ④子どもの権利擁護（アドボカシー）について

一時保護所に入所している児童(小学生以上)には2週間に一度、一時保護所での生活について困り事等がないかアンケートを行っている。アンケートは個別に記入できるように配慮しており、内容確認は一時保護所の管理職が行う。気になる記載があれば管理職が子どもに直接、面接等して児童の権利擁護に努めている。また、入所受入時に一人ひとりに職員が面接を行い、生活についての説明やSOSの出し方などを事前に説明している。

#### ⑤アセスメント機能（行動診断・心理診断等）について

児童の判定・援助指針を定めるため、一時保護所においては生活指導等を通じて行動観察のうえ、行動診断を行っている。また、一時保護所に配置された児童心理司が、各センターと連携し、個別に児童と面接の上、心理検査・診断を行っている。

### (3) DVを背景とする児童虐待相談について

DVを背景とする児童虐待相談受付件数も急激に増加している。これは、児童虐待防止法の平成16年改正において、子どもの目の前で配偶者等に対して暴力を振るう面前DVが児童虐待（心理的虐待）とされ、警察からこども家庭センターへの通告後、相談対応するケースが増えていることが原因と考えられる。

表46 こども家庭センターにおけるDVを背景とする相談件数

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	99	233	534	1,184	1,644

## 2 課題

### (1) 一時保護所定員増と一時保護委託先の確保

一時保護を要する児童の数は急激に増えているにもかかわらず、現状の一時保護所の受入可能数は限界に達しており、一時保護所での保護が出来ないために一時保護委託が急増している。また、本県は児童人口に対して一時保護所の定員が極端に少なく、一時保護の多くを一時保護委託に頼っている状況である。

そのため一時保護所の定員増や一時保護委託先の開拓が喫緊の課題となっている。

### (2) 個室対応の必要性

児童の権利擁護や家庭養育優先の原則を念頭においた対応と個別的処遇が必要な児童（性加害児童、衝動性・暴力性の高い非行児童等）等へ対応するために個室等の整備が必要である。

### (3) 一時保護所共同設備の不足

令和元年度9月補正予算で受入児童数を増員することとなり、今後、入所する児童数に応じた一時保護所内のトイレ等の共同設備が不足することとなる。

### (4) 一時保護所職員の専門性向上

児童のより安定した生活を担保するために現状の一時保護所入所児童への支援方法等の見直しを行う必要があり、それを行うためには、子どもの特性や人権に配慮した対応を行う職員の専門性の向上が必要である。

### (5) 学習の保障

児童が一時保護されると、一時保護以前の学校教育との間に教科等の未学習部

分が生じてしまうことがある。また、被虐待児や非行児、発達障害児等の様々な特性を持つ入所児童の中には学習機会を提供されてこなかった児童もいる。そのような児童に対して学習を保障するため、一時保護委託先の地域の学校等との連携を含めた環境整備が必要である。

#### (6) 権利擁護（アドボカシー）について

児童の権利が擁護された適切な支援が行われるよう、子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルール等を押しつける事のない生活を保障し、LGBTや文化の違い等に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が必要である。

#### (7) アセスメント機能（行動診断・心理診断等）の強化について

被虐待児や非行児、発達障害児等の様々な特性を持つ児童の入所増加に対応するため、グループ分け等の方法により、今後、より一層の行動観察の充実を図り、的確に行動診断ができる環境を強化する必要がある。併せて、一時保護を委託する児童養護施設等においても、行動診断票の工夫等により、児童の行動診断が可能となる取組が求められる。また、一時保護という安全な環境下で自らの保護に至るまでの生活史等を初めて語る事もあり、聞き取る側の職員の専門性が求められる。

#### (8) 県女性家庭センターとの連携

こども家庭センターにおけるDVを背景とする相談件数が急増しており、児童の安全確認方法等について女性家庭センターと更なる連携強化を行う必要がある。

### 3 今後の取組

#### (1) 現状対策

- ①児童養護施設定員10%超過での一時保護委託の受入依頼。  
※緊急でやむを得ない場合に認められる例外規定を活用し、一時的に定員を超過した受入れ。
- ②女性家庭センターとこども家庭センターの連携のもと、婦人保護施設での新たな一時保護委託の受入依頼。
- ③明石こどもセンターへの一時保護委託受入要請。
- ④里親や新たな一時保護委託先の開拓。
- ⑤一時保護所職員向けの研修の実施。
- ⑥一時保護所の第三者評価の実施。今後の業務に反映を検討。
- ⑦入所児童への調査実施。今後の業務に反映を検討。

#### (2) 緊急対策

増加する一時保護件数に緊急的に対応するために中央こども家庭センター一時保護所の居室等の改修を実施、また新たに子どもの特性や多様化するニーズに対して的確に応えるための児童指導員も増員し、定員を40名から54名に増やす。

#### (3) 恒久対策

- ①一時保護所のあり方検討会（仮称）の設置について  
一時保護所における様々な課題についての対応を検討するために「一時保護所のあり方検討会（仮称）」を設置し、一時保護所の規模、機能、居住環境、個々の児童の能力に応じた学習の保障等について検討する。



②一時保護委託先の新規開拓

出来る限り良好な家庭的環境における一時保護の実現と不足する一時保護先の新規開拓に向けて、高機能化・多機能化した施設及び里親の更なる活用を検討する。

③権利擁護（アドボカシー）について

第三者評価、入所児童への調査を参考に、一時保護所における権利擁護のあり方について検討する。

④一時保護所職員の研修実施

神戸市、明石市の一時保護所職員との合同研修等を行い、専門性向上を目指す。また、令和元年7月に開設された全国規模の研修拠点「西日本こども研修センターあかし」への研修派遣も検討する。

⑤一時保護所の機能強化

DVを背景とする児童虐待相談件数が急激に増加していることから、女性家庭センターとの連携強化の一環として、こども家庭センターと女性家庭センターの一時保護所の連携のあり方等を検討する。

表47 一時保護改革の現状・課題・対応について

【現状】	【課題】	【対応】
一時保護件数の増加	一時保護所の定員増員、 一時保護委託先の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設定員10%超過での一時保護委託受入依頼</li> <li>・婦人保護施設での一時保護委託受入依頼</li> <li>・明石こどもセンターへの一時保護委託受入要請</li> <li>・一時保護所の定員増（40名→54名）</li> <li>・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討（必要定員数等）</li> <li>・一時保護委託先として施設・里親等の更なる活用検討</li> </ul>
入所児童の個人として生活ができる空間の確保	個室対応の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討（必要個室数等）</li> <li>・第三者評価を実施の上、対応検討</li> </ul>
特別な配慮が必要な児童への対応	個室対応の必要性 職員の専門性向上 アセスメント機能（行動診断・心理診断等）の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討（必要個室数等）</li> <li>・第三者評価を実施の上、対応検討</li> <li>・研修実施</li> </ul>
学習環境について	学習の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討（学習方法等）</li> <li>・第三者評価を実施の上、対応検討</li> </ul>
権利擁護（アドボカシー）	権利擁護に基づいた適切な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価を実施の上、対応検討</li> <li>・入所児童への調査実施の上、対応検討</li> </ul>
DVを背景とする児童虐待相談の増加	女性家庭センターとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討 （こども家庭センターと女性家庭センターの一時保護所の連携のあり方等）</li> </ul>

第1章 一時保護所をめぐる状況

### I 法改正及び全国の状況

■ 児童福祉法 (H30. 4. 2施行)

- 親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認が必要
- 一時保護の場合でも接近禁止命令が可能

■ 一時保護委託割合 (H30)

- 全国 44.6%
- 兵庫県 72.9%

『児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会』国は、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について検討を加えることとしている。  
\* 第1回 R2. 9. 18開催

### II 県の状況

- 令和元年度に県内の子ども家庭センターが受け付けた児童虐待相談件数は8,308件と平成27年度の3,281件と比較して153%増となっている。
- 令和元年度の一時保護児童数は1,528人（一時保護委託含む）と平成27年度の781人と比較して96%増となっている。
- 児童1人あたり一時保護所在日数は31.1日と平成27年度の24.6日と比較して26%増となっている。

区分	H27	H28	H29	H30	R元
一時保護所入所児童数	431人	446人	445人	397人	409人
平均在所日数	24.6日	25.4日	27.8日	31.0日	31.1日
一時保護委託数(警察除く)	350人	466人	637人	780人	1,119人

### III 第三者評価報告

【特に優れていると思われる点】

- 一時保護所運営マニュアルに学齢児、幼児、共通事項に分けて、入退所から日常生活、緊急時対応など、あらゆる場面を想定した養育・支援の標準的な実施方法について、詳細に明記されており、それに基づいて安心・安全に配慮した仕組みを確立しています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

- 一時保護所の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、一時保護所の運営に関して明確な目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。

(R2. 3)

子ども家庭センターにおける虐待相談受付件数年次推移

第2章 一時保護改革に向けた取組

### I 一時保護所の運営に係る事業計画の策定

■ 事業計画・目標の明確化

- 一時保護所の運営課題に沿った目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画の策定

■ 庁内検討会議の開催

- 一時保護所の職員、本庁職員、管理監督職等で構成するワーキンググループにおける検討

■ 運営マニュアルの見直し

- 平成31年3月に策定した「一時保護所運営マニュアル」の理念の明確化、適時適切な見直し

● 一時保護所の運営について、単なる行事計画や取組以外に、一時保護所の運営課題に沿った理念や目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画の策定の有無【全国調査】

(回答した一時保護所数：79)

有	8.9%
無	91.1%

【R2 児童課調査】

\* 全国的に理念や目標を盛り込んだ事業計画を策定している一時保護所は極めて少ない。

### II 一時保護所の複数箇所設置（新設・建替）【定員、箇所数、整備方針】

\* 一時保護所の複数箇所設置～1か所集中から複数分散～

【現状と課題】

H5年当時、一時保護を要する児童が減少する中、一定規模の児童数を確保することにより的確な行動観察、資質向上のための職員研修を行うため分散する一時保護所を1か所に集約

- 一時保護所は常に満床状態で、一時保護委託件数が急増（一時保護委託割合 (H30) : 全国 44.6% 兵庫県72.9%)
- 児童人口に対する定員数は全国と比較してかなり少ない
- 新型コロナウイルス等の感染症や増加する天災等を考慮すると、1か所集中型では不安
- 中央子ども家庭センター以外の子ども家庭センターから一時保護所への児童の移送、在所中の児童との面接等、遠距離を移動する職員の負担が増加
- 施設の不適応児や知的障害児の措置変更を行う際の一時保護が、一時保護所が満床で利用できない場合がある

↓

■ 一時保護所の複数箇所設置

- 兵庫県を東部、中央部、西部に分割し各エリアに1か所ずつ設置することを検討
- 児童虐待相談件数の多い阪神間を有する東部エリアを先行して新設整備
- 中央部エリアについては、老朽化する現在の一時保護所を建替または移設整備
- 西部エリアについては、今後の状況を踏まえ検討

■ 一時保護所の定員の見直し

- 中核市の児童相談所設置の動向を踏まえ、将来的な定員の見直しを検討

■ 人員体制の強化

- 児童指導員や保育士の人材派遣の活用、監護業務委託の検討
- 会計年度任用職員の給与等雇用条件改善の協議検討

### 一時保護の年度別延件数

	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位: 万人)	児童人口1万人あたりの定員数 (A)÷(B)
兵庫県	40	48.2	0.83
全国	3,059	1,595.1	1.92



### Ⅲ 児童の最善の利益を考慮した設計、設備

#### ■開放的な環境の確保

- 採光、通風、色彩、デザイン等を工夫し、柔らかみや温かみを感じられる開放的な明るい生活空間となるような設計
- 児童の居室や職員の執務スペースの十分な広さの確保
- 児童が行き交うのに十分な廊下幅の確保
- エリア間移動時の指紋又は顔認証の鍵によるドアの開閉

#### ■レクリエーション設備等の充実

- グラウンドや体育館の十分な広さの確保
- レクリエーションが図れるプレイルームや視聴覚室、リビング等の寛げるスペースの確保や図書、DVD等の充実
- リビングスペースにソファを置くなど、家庭的な環境で児童がリラックスできる空間となるよう配慮

#### ●子どもの心身が安らぐ場所の設置【複数回答可】 [全国調査]

(回答した一時保護所数：80)

図書室の設置	6.3%
視聴覚室の設置	2.5%

#### [その他の場所の設置]

- リビングスペース (テレビ・マンガあり)
- 談話室 ・ 遊戯室
- テレビ視聴やテレビゲームができるスペース
- 公用車を用いたの所外活動や図書館利用、体育館活動
- 屋上中庭

[R2 児童課調査]

### Ⅳ 個別的な支援のあり方(全居室の75%以上を個室化)

#### ■全居室の75%以上を個室化

- 小学生高学年以上は個室対応 [個室：0%→75%以上]

#### ■特別な配慮が必要な児童への対応

- 障害特性のある児童、LGBT、性加害児童等個別対応の部屋割り

#### ■特別室の複数確保

- 重大事件の触法・ぐ犯児童を一時的に受け入れる特別室を複数確保

#### ■ユニットバスの設置

- 性的虐待を受けた児童や性加害児童等、個別に入浴することが望ましい児童に対応し、ユニットバスを一定数設置

#### ●みんなの生活についてのアンケート調査

- (Q)一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。  
(A)回答のあった267人中  
(希望人数) 1人：61人 2人：69人 3人：41人 4人：49人  
5人：13人 6人以上：34人  
\*プライバシーが守れる、落ち着くといった理由から少人数の希望が多い。

[R元 児童課調査]

年齢別一時保護児童数 (R元)

年齢	人数(人)	構成比 (%)
2～6歳	76	18.6
7～9歳	91	22.2
10～12歳	88	21.5
13歳以上	154	37.7
合計	409	100.0

### Ⅴ 児童の権利擁護 (アドボカシー)

#### ■児童の権利擁護

- 「一時保護所生活のしおり」の内容更新、一定期間毎の繰り返しの説明
- 第三者による児童に対する意見聴取や意見箱の設置の検討
- 直接、児童の意見を聞く場面の設定
- 児童の特性に応じた声かけ等のルール策定
- 権利擁護に係る職員研修の実施の検討
- 権利擁護の観点からの私物所持のルールの再考
- 適切な貸与物品の提供の徹底



#### ●児童の権利擁護のために実施していること【複数回答可】 [全国調査]

(回答した一時保護所数：80)

入所児童に対するアンケート	45.0%
意見箱の設置	65.0%
第三者の子どもに対する意見聴取	22.5%
権利擁護に係る職員研修の実施	48.8%

[R2 児童課調査]

### Ⅵ 個々の児童の能力に応じた学習の保障

#### ■学校教材の活用、学習進度の確認

- 学校や教育委員会と連携し学校の教科書や副教材、プリント等を学習に活用
- 理解度を把握するためのテストの実施等による児童の学習進度の確認

#### ■一時保護所からの通学の調査・研究

#### ■学習室の設置、ICT機器の活用

- 自己学習できる学習室の設置
- タブレット端末等のICT機器の活用

#### ■学習支援の強化

- 学習指導員の増員や教員OB、ボランティア、学習支援のNPO法人の活用等による学習支援

#### ●個々の学習進度に応じるため、工夫していること【複数回答可】 [全国調査]

(回答した一時保護所数：80)

理解度を把握するためのテストを実施	70.0%
-------------------	-------

#### ●学習に使用している教材

(回答した一時保護所数：80)

学校で使用している教科書	72.5%
学校で使用している副教材	71.3%
学校で使用しているプリント	73.8%
一時保護所で作成したプリント	85.0%

[R2 児童課調査]

### Ⅶ 職員の資質向上、適切なケア・アセスメントの実施

#### ■職員研修による資質の向上

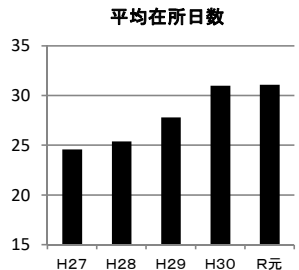
- 一時保護に特化した研修の実施による専門性向上
- 西日本子ども研修センターあかしが実施する研修への派遣

#### ■行動診断を2週間以内に実施

- 行動診断の方法、様式の見直し

#### ■平均在所日数の縮減

- 入所から退所までの期間を3週間とするルールを徹底し平均在所日数を縮減 [R元：31日→25日(H27並)]



●全国平均在所日数 (R元)  
25.8日 (全国80か所の平均)  
[R2 児童課調査]

#### ■関係機関と連携したケア・アセスメントの実施

- チームで情報共有の上、子どもの援助方針を策定
- 総合的なアセスメントと適時の見直し

#### ■処遇方法(相互応援体制)の検討

- 事故発生時等におけるグループ(男子学齢児、女子学齢児、幼児)相互の応援体制の検討

#### ■職員のメンタルヘルス研修の実施

### Ⅷ 児童虐待対応とDV対応との連携

#### ■児童虐待対応とDV対応の相互連携

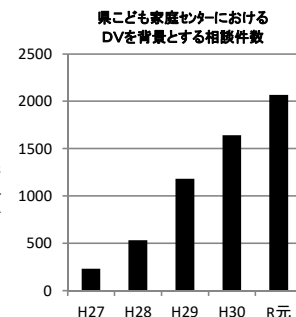
- 同伴児童の一時保護
- 児童虐待をきっかけとしたDV被害者の一時保護

#### ■連携のあり方の調査・研究

- 児童虐待、DV対応の関係機関の意見を参考にした具体的な連携のあり方、留意点等の調査・研究

#### ■連携方策のマニュアル化

- 関係機関間の連携方策のマニュアル化



#### ●「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について」

- 児童相談所等関係機関と連携するにあたり、事前に取り決めた内容が記された書面等(文書、協定、マニュアル、手引き、非公式な申し合わせ等)の有無

(回答した配偶者暴力相談支援センター数：282)  
「ある」76センター(27%)  
「ない、無回答」206センター(73%)

[R2.9月 内閣府発表]

子どもの最善の利益を実現するための  
一時保護改革の方向性

令和 3 年 1 月

一時保護所のあり方検討部会



## 目 次

～報告書をまとめるにあたって～

### 第1章 一時保護所をめぐる状況

I 法改正及び全国の状況	1
II 県の状況	2
III 第三者評価報告〔総合評価〕(R2.3)	4

### 第2章 一時保護改革に向けた取組

I 一時保護所の運営に係る事業計画の策定	6
II 一時保護所の複数箇所設置(新設・建替)〔定員、箇所数、整備方針〕	9
III 児童の最善の利益を考慮した設計、設備	14
IV 個別的な支援のあり方(全居室の75%以上を個室化)	18
V 児童の権利擁護(アドボカシー)	21
VI 個々の児童の能力に応じた学習の保障	24
VII 職員の資質向上、適切なケア・アセスメントの実施	27
VIII 児童虐待対応とDV対応との連携	30

### 【参考資料】

- ・ひょうごの児童相談(令和2年7月)から抜粋 32
- ・兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会「一時保護所のあり方検討部会」 37





## ～報告書をまとめるにあたって～

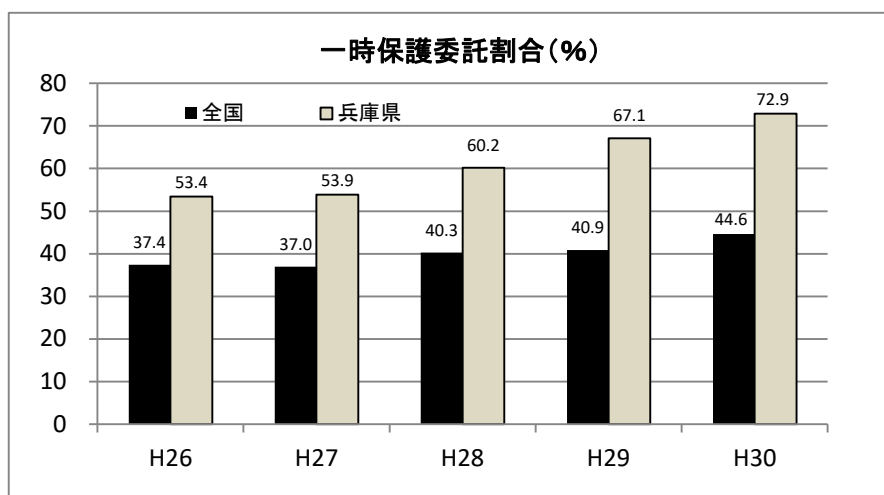
- 国の一時保護ガイドラインでは、一時保護の目的等について次のとおり記載されている。
- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。
- 子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。その際、一時保護中においても、「保護」だけでなく、子どもの「育つ権利」「参加する権利」を守るための最大限の配慮が必要である。
- 一時保護のあり方として、①一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。②一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。③一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために行う「アセスメント保護」の機能がある。
- このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。
- 兵庫県の一時保護所は、平成5年に、県下4か所のこども家庭センターに併設していた一時保護所を1か所に統合するとともに、平成15年に増築し、現在の建物となっている。築27年を経過し老朽化が進み、修繕費が年々増加するとともに、急増する一時保護児童の受け入れが困難かつ在所日数の長期化が課題となっており、児童養護施設等への一時保護委託が急増している。
- また、児童監護にあたる職員の確保、処遇困難な児童への適切なケアアセスメント、一時保護中の学習権の保障、児童の権利擁護（アドボカシー）等の課題も山積している。
- 昨年度、一時保護所は第三者評価を受けた。その結果、優れた評価を受けた項目もあったが、改善や工夫を必要とする項目も散見された。
- 課題解消や、第三者評価で明確になった改善点の解消を図り、抜本的な一時保護改革を進めるため、『兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会一時保護所のあり方検討部会』を設置して様々な視点から議論を進めた。  
本報告書は、一時保護所の課題及び今後の方向性について提言したものである。



## 第1章 一時保護所をめぐる状況

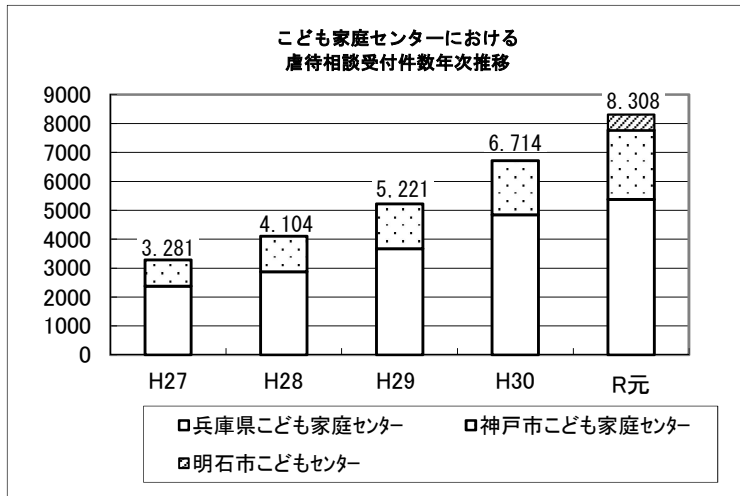
### I 法改正及び全国の状況

- 平成30年4月2日施行の改正児童福祉法により、児童相談所長が行う一時保護について、親権者等の意に反して2か月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととなった。また、一時保護の場合でも接近禁止命令が可能となった。
- 平成30年度の全国の一時保護件数46,497件のうち、一時保護所が25,764件、一時保護委託が20,733件と一時保護委託の割合は44.6%となっている。  
一方、兵庫県は、一時保護件数1,467件のうち、一時保護所が397件、一時保護委託が1,070件と一時保護委託の割合は72.9%となっており、委託が占める割合は非常に高くなっている。
- 国は、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するため一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。そのため、令和2年9月18日に第1回の『児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会』が開催された（主な検討事項：①一時保護・社会的養護措置その他児童相談所が採る措置、②一時保護等に関する司法関与、③保護者への指導・支援）。



## II 県の状況

- 令和元年度に県内のこども家庭センターが受け付けた児童虐待相談件数は8,308件と平成27年度の3,281件と比較して153%増となっている。



- 令和元年度の一時保護児童数は1,528人（一時保護委託含む）と平成27年度の781人と比較して96%増となっている。
- 一時保護所の平均在所日数が令和元年度31.1日と平成27年度の24.6日と比較して、6.5日（26.4%増）長期化しており、その間、学校に行けない児童の学習を受ける権利を侵害している。
- 一時保護委託数が令和元年度1,119人と平成27年度の350人から急増（769人、220%増）している。特に、児童養護施設では、発達障害児等特性のある児童や体調不良児への対応、児童間トラブルへの対応等に加え、夜間の緊急一時保護を宿直職員が担っており、心身の負担になっている。

区分	H27	H28	H29	H30	R元
一時保護所入所児童数	431人	446人	445人	397人	409人
平均在所日数	24.6日	25.4日	27.8日	31.0日	31.1日
一時保護委託数(警察除く)	350人	466人	637人	780人	1,119人
上記のうち児童養護施設	184人	221人	345人	392人	483人

- 一時保護が長期化している児童も多く、子どもの学習を保障する面で課題となっている。

一時保護児童数（うち2か月を超えて保護した児童数）

区分	H30		R元	
	人数	うち2か月超(割合)	人数	うち2か月超(割合)
一時保護所	397人	52人(13.1%)	409人	39人(9.5%)
一時保護委託(警察除く)	780人	60人(7.7%)	1,119人	86人(7.7%)

- また、一時保護委託を依頼する各こども家庭センターの管理監督職も警察との連絡調整、引き受けてくれる施設探し等相当の負担になっている。
- 何よりも、深夜に一時保護先が決まるまで何時間も待たされる子どもが1番つらく、相当なストレスを感じる。早急な対策が望まれる。



### Ⅲ 第三者評価報告〔総合評価〕(R2.3) \*原文を転記

#### 【特に優れていると思われる点】

- 一時保護所の運営については、一時保護所運営マニュアルに学齡児、幼児、共通事項に分けて、入退所から日常生活、緊急時対応など、あらゆる場面を想定した養育・支援の標準的な実施方法について、詳細に明記されており、それに基づいて安心・安全に配慮した仕組みを確立しています。
  
- 子ども本位の取り組みとして、日々、子どもが日記を記入することや2週間に1回行うアンケート調査で子どもの思いや意見を表出できる機会が設けられ、子どもに対して「こども新聞」を購読できるようにしたことや女子ホールの机が重たいという意見に対して、机を変更した改善事例があり、子どもの思いや意見が生活に反映されています。
  
- 一時保護所としての環境や体制は、児童養護施設に準じて基準を満たしています。具体的には、就学前児童・学齡男子・学齡女子とグループ分けし、広い敷地の中、グラウンド、体育館、多目的室など多様な設備が設置されています。  
また、プレイルームや浴室など生活で使用する場所については、きれいに清掃が行き届いており、適時、修繕や衛生管理も行われています。
  
- 中央こども家庭センターのケースワーカー（児童福祉司）と一時保護所の職員の連携については、隣接しているため、定期的に情報共有や連携が図られるとともに、遠方のこども家庭センターとの連携については、コンピュータのネットワークを活用して、兵庫県のこども家庭センターのシステムとして「福祉総合システム」の中で、情報の共有が図られています。
  
- 一時保護所として、行動観察を最も大切な役割として位置づけ、子どもとのかかわりを通じた情報の収集は、頑張るシートなどシステムの中の個別のケース記録に入力され、それを基に定期的に支援グループで検証し、行動観察が行われ、行動診断票にまとめられています。
  
- 一時保護を開始するにあたっては、受け入れ担当者が中心となって、養育・支援に必要な情報を把握し、各専門職に引き継ぐとともに、子どもへの説明を「一時保護所のしおり」に基づいて丁寧に行われています。また、緊急保護の場合にあっても、安心して生活できるよう、必要な日用品や着替え等について準備し、受入れ時に支給貸与されています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

- 子ども本位の養育・支援について、個別の配慮がうかがえましたが、組織としての具体的な支援については明確ではありません。今後は、子どもの最善の利益と子どもの権利を保障していく観点から、生活のルールの見直しや子どもの権利についての研修を充実させていくことで、子どもの権利について具体的な支援を構築していくことが望まれます。
  
- 生活におけるルールは、広い意味で子どもたちを守るということを大切にしており、鉛筆（とがったもの）・紙（アドレスの交換）などの制限があり、民間に委託している一時保護との乖離が感じられます。また、浴室や居室の壁などの各所に老朽化がみられ、家庭的な環境を整備するには至っていません。今後は、子どもが通常の生活をしていく施設としての環境整備が望まれます。
  
- 一時保護所の運営について、年間を通した行事計画や取り組みについては定められていますが、一時保護所の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、一時保護所の運営に関して明確な目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。
  
- 個別援助指針については、職員間の引継ぎや経験などで支援内容の統一はうかがえましたが、子どもに対する個別の援助に向けた統一された方針を示す仕組みはうかがえません。今後は、週1回行われているグループ会議の中に観察会議の要素を取り入れ、一時保護所としての個別の援助方針を明確にしていくことが望まれます。

## 第2章 一時保護改革に向けた取組

### I 一時保護所の運営に係る事業計画の策定

#### 1 一時保護の基本的な考え方

- 一時保護は、こども家庭センターが行う相談援助活動の中で子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。
- 一時保護期間は、子ども自身が自分や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する期間であり、環境を整え、今後の援助方針に子ども自身が主体的に参画し、自己決定できるよう支援を行うことが必要である。
- 子どもにとっては、養育環境の大きな変化により、精神的にも大きな不安・負担を伴うため、子どもの精神状態を十分に把握し、心身の安定を図り、安心感を持って生活できるよう支援する。
- 一時保護所に入所する子どもは、年齢や保護に至る背景（虐待・非行等）が様々であり、自己肯定感が低かったり、発達障害やPTSDを抱えているなど個別支援が必要な児童が少なくないため、十分な配慮が必要である。
- 子どもには、入所時に、生活のしおりで、日課等につき、説明・動機付け（ガイダンス）を行うものの、ルール等管理的な側面が多い。健康に過ごせるよう基本的な生活習慣や規則正しい日課等は集団生活の中では必要ではあるが、一律に集団生活のルールを押しつけることは権利侵害に当たると考えるべきである。子どもの権利擁護の丁寧な説明やモチベーションを上げたり、リラックスできるための工夫が必要である。
- 一時保護所では、運営マニュアルを策定し、日々の児童監護業務に活用している。マニュアルは別冊の様式・資料も含め、細部に渡り、よくまとまっているが、基本理念、基本方針、運営課題に沿った事業計画を定めておく必要がある。

## 2 今後の方向性

- ◆ こども家庭センター実務手帳において、『児童福祉の理念』は、児童福祉法第2条で規定されていること、我が国が『児童の権利に関する条約』を1994年に批准して22年の時を経て、この条約の精神をその理念に掲げる法律になったことは意義のあること、児童福祉の使命は児童の権利の保障にあり、その権利は、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利を4つの柱として、子どもの最善の利益の実現を目的としていること等を記載しているが、一時保護所を運営するにあたっての『基本理念』、『基本方針』、『事業計画』、『目標設定』などは定められていない。特に基本理念は、一時保護所の運営において、子どもの最善の利益を実現するための職員の行動規範になるものであり、具体的かつ簡潔に理念を明記した上、職員全員に十分主旨を説明する必要がある。
- ◆ 今後の一時保護所運営の拠り所になるものであり、基本理念、基本方針の策定については、関係職員が十分議論を尽くして納得できる方法で検討・決定することが望ましい。
- ◆ 全国調査では、事業計画を策定している一時保護所が、約9%であった。一時保護所改革を進める兵庫県は、ぜひとも子どもの最善の利益を実現するための事業計画・方針を策定してもらいたい。特に職員の資質向上は重要であることから、事業計画の中に研修計画を織り込むことが必要と考える。

- 平成31年3月に策定した「一時保護所運営マニュアル」において一時保護所の基本理念及び基本方針を明記し、法律等の改正や時代に即応した見直しを適時適切に行う。
- 基本理念、基本方針の策定については、一時保護所の職員、管理監督職、本庁職員等で構成するワーキンググループ（庁内検討会議）で検討する。
- なお、基本理念、基本方針の策定にあたっては、子どもの最善の利益を守ることが究極の目標であるが、一時保護所はどうあるべきか、一時保護所で働く職員はどうあるべきかといったあるべき姿を明瞭な言葉で示すことが肝要である。
- また、一時保護所の運営課題に沿った目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画を原則毎年度策定する。例えば、『第2四半期に入所児童の学習教材をすべて学校で使用する教科書、副教材にする。』など具体的な設定とする。策定にあたっては、予算マターの事項もあると考えられるので、本庁と一時保護所の間で十分に協議しておく必要がある。
- 基本理念、基本方針、事業計画、事業目標は、事務室内に掲示し、職員が常に

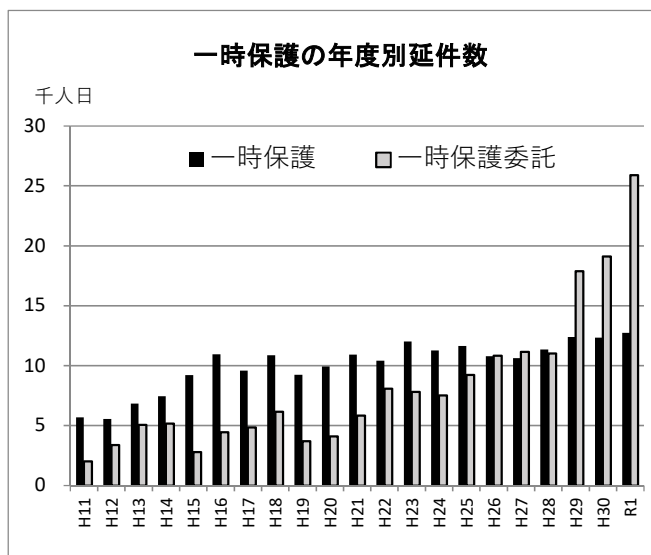
意識するようにするとともに、印刷物を職員全員に配布し、業務に関わる者全員に周知しておく必要がある。また、策定・見直しの都度、一時保護所職員に十分主旨を説明し、管理監督職を含め職員全員が同じベクトルを向くようにする必要がある。



## II 一時保護所の複数箇所設置（新設・建替）〔定員、箇所数、整備方針〕

### 1 現状と課題

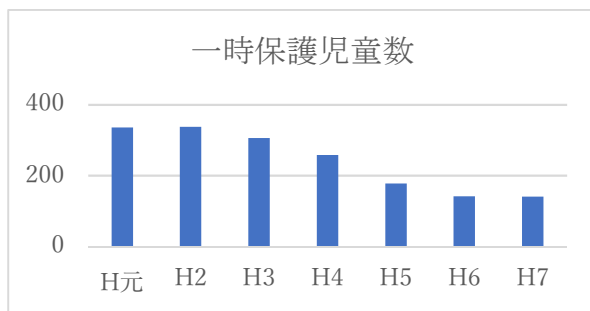
- 一時保護所は常に満床状態で、一時保護委託件数が急増しており、定員数の増が必要となっている。



- 児童人口1万人あたりの定員数は、全国の1.92と比較して、兵庫県は0.83とかなり少なくなっている。

	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人あたりの 定員数 (A)÷(B)
兵庫県	40	48.2	0.83
全 国	3,059	1,595.1	1.92

- 平成5年当時、一時保護を要する児童が減少している中で、一定規模の子ども集団の中で必要かつ的確な行動観察ができることが望ましいこと、専門職員の資質向上のための研修等により高度な支援体制が確立できることなどから、各こども家庭センターの一時保護所を中央こども家庭センターに集約した。



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7
一時保護児童数	336	338	306	258	178	142	141

- 中央こども家庭センターに付設されている一時保護所は、定員 40 名（男子学齢時 16 人、女子学齢時 16 人、幼児 8 人）であったが、令和元年度の 9 月補正予算を確保し、職員の宿直室等を子どもの居室に改修するなど整備した結果、物理的には 54 人の子どもを受け入れることが可能となった。
- しかし、14 人の受け入れ増を可能とするためには、職員を 18 人増員しなければならず、この人件費を予算化したものの 6 人しか確保できていない。原因は、①夜勤があること（週 1 日、月 4 日程度）、②土日祝に勤務があること、③給与水準が低いこと、④必要な資格が求められること（保育士、児童指導員）等があげられる。
- 第 1 章で示したとおり、一時保護所での受け入れ数の増加は、絶対不可欠であり、待ったなしの状態である。
- また、新型コロナウイルス感染症への対応について、一時保護所が 1 か所のみであることから集団感染のリスクを考慮し、親が陽性で子どもが陰性の場合であっても、疑似陰性を疑い、一時保護所で保護することができず、宿泊施設等に一定期間、当該ケースが発生した場合の部屋の借用を申し入れることとなった。その際、一般宿泊者とのゾーニングに苦慮した。こうした新型コロナウイルス等の感染症や増加する天災等に備えておく必要がある。
- さらに、中央こども家庭センター以外のこども家庭センターから一時保護所への児童の移送、在所中の児童との面接等、遠距離を移動する職員の負担や旅費等の経費負担も増している。
- 施設の不適応児や知的障害児の措置変更を行う際の一時保護が、一時保護所が満床で利用できない場合がある。
- 平成 30 年 4 月 1 日の児童人口 1 万人あたり一時保護所定員数は、0.83 人と全国都道府県の下から 2 番目であること（神戸市除く）、一時保護委託人数（警察除く）が令和元年度に、1,119 人と平成 27 年度の 350 人と比較して 3.2 倍と急増していることから、一時保護所の定員が不足していることは明白である。
- また、兵庫県の県域は日本海に面する豊岡こども家庭センター（3 市 2 町、2,133.30 km<sup>2</sup>）、大阪府に近接する川西こども家庭センター（6 市 1 町、1,351.69 km<sup>2</sup>、県中央部の丹波分室を所管）、西播磨・中播磨の広大なエリアを所管する姫路こども家庭センター（5 市 6 町、2,432.14 km<sup>2</sup>）、エリアは狭いものの 2 つの中核市（尼崎市、西宮市）を所管し、虐待相談件数が群を抜く西宮こども家庭センター（3 市、169.15 km<sup>2</sup>）、県中央エリアに位置し、北は多可町から南は南あわじ市まで対応するとともに、現に一時保護所を付設する中央こども家庭センター（10 市 3 町、1,708.23 km<sup>2</sup>、R 2 年 10 月 26 日に北播磨を所管する分室を新たに設置）

と広範囲に点在しており、これだけの広域・規模の都道府県で一時保護所が1か所しかない特異な状況になっている。

- 一時保護所が1か所しかないデメリットは、中央こども家庭センター以外の職員（児童福祉司、児童心理司）が子どもの移送や面接において長距離・長時間の出張を余儀なくされていることである。夜間や週末の緊急一時保護のため、数日だけ一時保護所に在所した後、児童養護施設等に一時保護委託し、その後、一時保護所で退所が発生した際に、再び委託先施設から一時保護所に子どもを移し、アセスメント（行動診断）を行うといったこともあり、2重3重の無駄を生じている。
- 何にもまして、現行の一時保護所の体制の1番の被害者は、子どもたちである。一時保護所で受け入れできない状況が、①夜間等の緊急一時保護の際の警察等での長時間の留め置き、②施設間の頻繁な移動（環境変化）によるストレス増大、③一時保護期間の長期化によるモチベーション低下、学力低下等のデメリットが生じている。
- 県の5か所のこども家庭センターの一時保護数、対前年度比増加率、相談件数、虐待相談件数の合計は、次の表のとおりとなっている。平成31年4月に明石こどもセンターが開設され、令和元年度のデータから明石市分がなくなり、平成30年度以前は明石市分を含んだ数字であるが、一時保護数、虐待相談件数は増加する一方となっている。

	H27	H28	H29	H30	R元	平均増加率
一時保護人数（一時保護委託含む）	781	912	1,082	1,177	1,528	-
対前年度比（%）	-	116.8	118.6	108.8	129.8	118.5
相談件数（虐待含む）	13,912	13,761	15,323	16,652	16,725	-
虐待相談件数	2,377	2,879	3,673	4,846	5,380	-

## 2 今後の方向性

- ◆ 虐待相談件数の増加に影響を与える要素として、①虐待通告意識の高まり、②虐待対応ホットライン189(いちはやく)の認知度拡大、③新型コロナウイルス感染症に係る不安増大、生活困窮化等をきっかけとしたDV(心理的虐待)や児童虐待増、④発達障害児の増加(障害受容できない親の虐待等)、⑤幼児教育・保育の無償化による保育需要の高まりによる保育所等在籍による安全確認の結果による通告数増、一方、虐待相談件数の減少に影響を与える要素として、⑥出生数の減少、⑦関係機関との連携強化やこども家庭センター新規設置(加東、尼崎)による虐待の未然防止などが考えられる。実際には、⑥の場合、きょうだいの減少による親子関係の密着化による虐待、⑦のこども家庭センター新設や市町との連携強化により、虐待の重症化の防止に繋がるが、早期発見により件数増加の可能性は排除できない。これらの増減の要素を統計学的に予測することは困難であるが、今後も虐待相談件数、一時保護数(委託を含む)の増加傾向が継続するという見方が妥当であろう。
  - ◆ 一時保護所のあり方検討部会としては、広域である兵庫県の特性から、兵庫県のエリアを分割して、各エリアに一時保護所を設置することを強く推奨する。
  - ◆ いずれの整備においても複数年の期間を要すると考えられるので、それまでの対策が早急に必要である。1つの対応策で全てを解決することは困難であると考えられるので、あらゆる方策を検討し、できるものから速やかに実施していくべきである。
- 現在の一時保護所は老朽化し、給排水管、給湯設備、空調等に不具合が毎年発生し、建物の維持管理に予算が費消されている。また、全居室が3～4人部屋となっており、子どもが安心して健康的な生活を送れるような構造、設備となっていない。早急な整備が必要であり、建て替えを提案する。
  - 整備の際には、低年齢で、1人で寝ることへの不安が強い子ども以外は、個室を基本で考えるべきである。そのほか、子どもの権利擁護、学習権の保障等を満たす施設の整備が必須である。
  - 各こども家庭センターの負担を分散し、子どもの最善の利益を実現するため、さらに、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大時に親が陽性の子どもを受け入れる専用施設としての活用も想定した、新たな一時保護所を整備することが望ましい。例えば、兵庫県を東部、中央部、西部に分割した各エリアに1か所ずつ一時保護所を設置するなどの検討が必要と考える。  
(参考：埼玉県4カ所、千葉県6カ所、神奈川県3カ所、京都府3カ所、福岡県4カ所(政令市、児相設置中核市除く箇所数))

- 中央こども家庭センターの隣接地の県立がんセンターが令和7年度の開設に向けて整備される予定であることから、先行して、特に児童虐待相談、一時保護が多い阪神間を有する東部エリアに早急に一時保護所を整備し、次いで、中央こども家庭センターの一時保護所の現地建替、または相談機関と一時保護所を一体として移設する整備の検討を進め、最後の西部エリアについては、今後の状況を踏まえ整備を検討することとしてはどうかと考える。
- 兵庫県として、一時保護所の必要定員を何人に設定するかということが重要である。現在、不足する人数を整備により確保するというだけでなく、将来的に一時保護人員をどう見込むのか、特に尼崎市が児童相談所を設置する方針との報道もあったが、姫路市、西宮市も児童相談所を設置した場合、それぞれの管内の子どもの一時保護は県が担わないことになる。そういったことも視野に入れて必要定員を試算することが肝要である。
- 中央こども家庭センターに付設する一時保護所の最大の課題は、54人の受入れを実現できる職員数を確保できていないことである。そのため、考えられる方策は、①人材派遣会社からの派遣、②子どもの監護業務の一括委託、③応募条件等の見直し（会計年度任用職員の給与等雇用条件の改善）、④県職員の保育士の活用（人事異動）等があげられる。
- 民間活力により、子どもの監護業務にあたってもらう場合、永久的ではなく、令和4年4月から人口3万人に1人の児童福祉司の配置基準となるが、中核市3市が児童相談所を設置する際には余剰となると考えられることから、一定数、一時保護所の監護業務にあたるのが想定され、民間活力も終了することも当然あり得る。
- また、必要定員を算定する際に、一時保護委託の人数をどう見込むのかという点に留意する必要がある。3歳未満の子どもは、元々、一時保護所ではなく、乳児院に一時保護委託している。そのため、特に、児童養護施設への一時保護委託をどのくらいの数見込むのか、令和元年度実績483人を減らすことを目標にするとしても、一気に0にすることは困難であろう。団体、施設との意見交換を進めること、特に緊急の夜間の一時保護を受けるための仕組み、たとえば夜間勤務の職員の配置に係る補助メニューの予算化、あるいは、施設の小規模化の過程で余剰となる建物等を一時保護専用施設に改修するなど、双方の理解と協力の中、対応できる方法を早期に実施する必要がある。一方、家庭養護を推進するために、里親への一時保護委託は一定数増やす必要もある。様々な観点から、一時保護委託の適正数を見込むことが重要である。
- 一時保護委託先を探し、連絡・調整するこども家庭センター職員の負担軽減策も講じる必要がある。一時保護所にコーディネート機能を設ける方法や輪番制の実施方法の見直し等を検討してはどうかと考える。

### Ⅲ 児童の最善の利益を考慮した設計、設備

#### 1 現状と課題

- 現在の建物は、平成5年4月に中央こども家庭センターに県内の他のこども家庭センター（西宮、姫路、豊岡）一時保護所を統合した際に、定員20名を想定し建築した。その後平成15年に増築し定員を40名に増員した際に一時保護所内の導線が複雑になっている箇所がある。
- 令和元年度には、急増する一時保護需要に緊急に対応するため、定員を54名に増員した。その際、居室や倉庫等を改修したことから、十分なスペースを確保できていない居室等がある。
- 建築から一定期間が経過しており、一部壁紙を貼り替えるなどの修繕は行っているものの、明るく、落ち着いた雰囲気ではなく、手洗い場等も無機質なステンレスで、全体的に温かみが乏しい。
- 建物内は鍵の開閉が必要な箇所が多く、開閉に時間がかかることから緊急時の対応等に不安がある。
- グラウンドや体育館を備えており、また、漫画や絵本を含む本を読んだり、テレビを視聴したり、将棋やパズルができる居室を設けているが、定員数に対し十分な広さを有しているとは言えない。
  - ・グラウンド 約768㎡
  - ・体育館 144㎡
  - ・多目的室 112㎡

#### ■ 「一時保護改革に向けた取組等」に係る全国調査の結果（R2 児童課調査）

[質問] 図書室や視聴覚室など、子どもの心身が安らぐ場所を設置しているかどうか。【複数回答可】

(回答した一時保護所数：80)

図書室の設置	6.3%
視聴覚室の設置	2.5%
その他	41.3%

[その他の場所]

- ・リビングスペース（テレビ・漫画あり）
- ・談話室
- ・遊戯室
- ・テレビ視聴やテレビゲームができるスペース

- ・ 公用車を用いての所外活動や図書館利用、体育館活動
- ・ 屋上中庭

## 2 今後の方向性

- ◆ 一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護所は温かい雰囲気子どもがストレスを感じることなく、心から安心できる環境でなければならない。また、一時保護所は、代替養育の場という性格も有しており、家庭における養育環境と同様の環境を提供することが望ましい。
- ◆ 令和元年度の一時保護所の平均在所日数は、31.1日であり、2か月以上の長期間に渡る子どももいる。集団の生活時間のみでは、子どもにとっては、落ち着き、気が安らぐ時間がなく、一時保護所内に開放的空間を確保して、生活の中で個人の時間を設けられるような工夫が必要である。
- ◆ 平成5年に建築した現在の県の一時保護所は、老朽化が進んでおり柔らかみや温かみが乏しいうえに、平成15年に増築した際も十分な拡充が図れていない。さらに、令和元年度に緊急的な定員増員に対応するため居室や倉庫等を改修し十分なスペースを確保できていない居室等があることから、一時保護所内の開放的な環境の確保を目指す必要がある。
- ◆ 一時保護所に入所する児童が不安やストレスを感じないように、十分にレクリエーションが図れる環境を提供するとともに、児童が家庭的な環境でリラックスできる空間の提供を目指す必要がある。
- ◆ 生活のしおりの中に、「気持ちを抑えられず、暴れてしまいそうな時には、落ち着くために一人で過ごしましょう」と記載されているが、実際にクールダウンする場所がないので、一時保護所内にリラックスできる場が必要と考える。
- ◆ 子どもの家庭復帰を進めるためのステップである親子面会や児童心理司との面接などにICT機器等の活用が不可欠である。

### (1) 開放的な環境の確保

- 新設や建替の際は、採光、通風、色彩、デザイン等を工夫し、柔らかみや温かみが感じられる開放的な明るい生活空間となるように設計を行う。
- 児童の居室や職員の執務スペースについては、十分な広さを確保するとともに、廊下幅についても児童が行き交うのに十分な廊下幅を確保する。



- 建物内の導線が複雑にならないよう、レイアウトを工夫する。
- 緊急時に素早くドアの鍵を開閉してエリア間を移動して対応できるよう、鍵は指紋又は顔認証によるものが適当である。

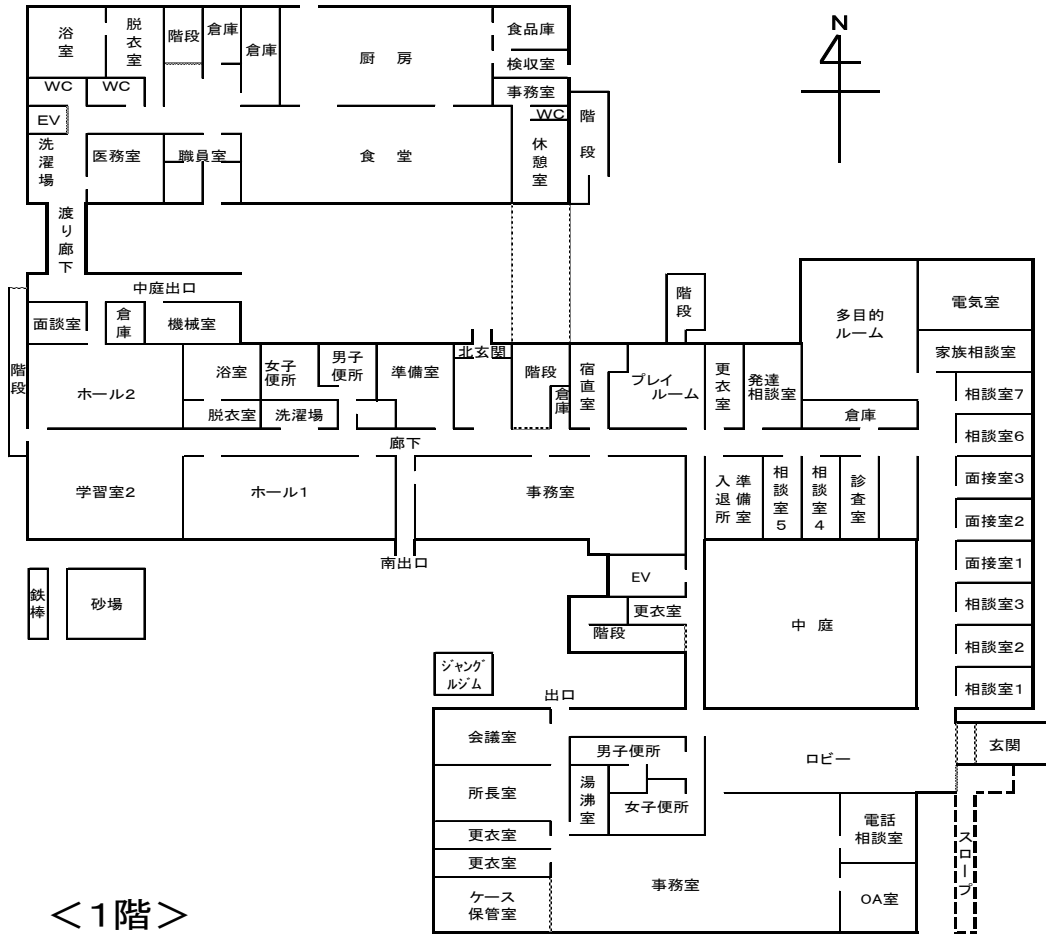
## (2) レクリエーション、心理的ケア設備等の充実

- グラウンドや体育館については、一時保護された児童がストレスを発散できるよう十分な広さを確保する。
- レクリエーションが図れるプレイルームや視聴覚室、リビング等の寛げるスペースを確保し、図書やDVD等の充実を図る。
- リビングスペースにソファを置くなど、家庭的な環境で児童がリラックスできる空間となるよう配慮する。寛げるスペースや遊べるコーナー等の空間の配置にも考慮する。
- 心理的ケアを行う部屋（面接・検査室、箱庭室、プレイルーム等）の設置が必要である。

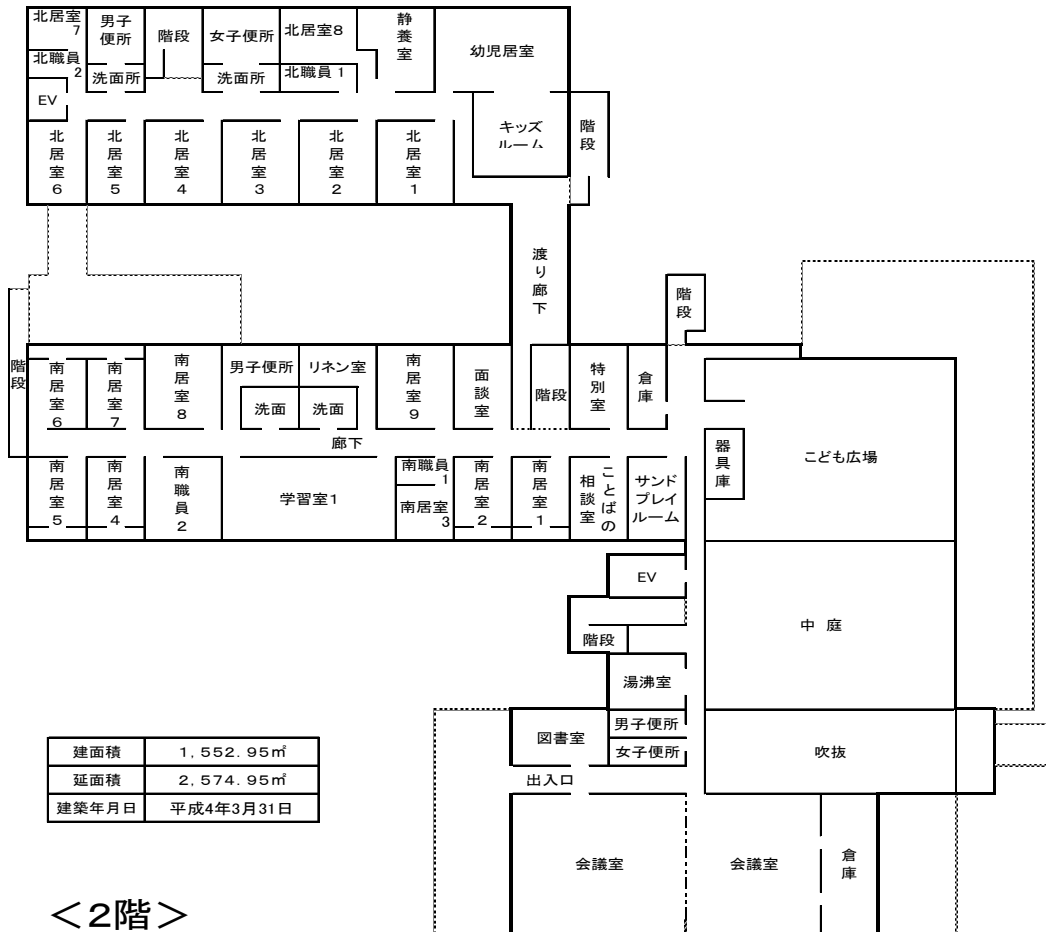
## (3) ICT環境の整備

- テレビ会議を活用した親子面会、児童心理司との面接等を実施するためのICT機器の設置を推進する。
- W i - F i 環境を整備し、一時保護所内の各エリアから保育士・児童指導員等が国や県本庁のデータを収集し、業務や研修に活用することを検討する。(情報管理・セキュリティ対策が必須)

# 中央こども家庭センター <建物平面図>



<1階>



<2階>

建面積	1,552.95㎡
延面積	2,574.95㎡
建築年月日	平成4年3月31日

#### IV 個別的な支援のあり方（全居室の75%以上を個室化）

##### 1 現状と課題

- 男子学齢児（定員21人）の居室が9室、女子学齢児（定員21人）の居室が8室、幼児（定員12人）の居室が1室、特別室が1室あるが、個室はない。学齢児は、3人で一部屋を使用している（問題行動等を起こした場合は、一人一部屋の居室対応）。
- 性加害児童や障害特性のある児童、衝動性・暴力性の高い非行児童等、個別的処遇が必要な児童については、個室がないため複数定員の居室を1人で利用したり、特別室を利用するなどの対応を行っている。
- 基本的には複数人で入浴しており、性的虐待を受けた児童や性加害児童は、時間差を設けて入浴するなどの対応を行っているが、個別に入浴できることが望ましい。
- LGBTや文化の違い等に配慮し、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が図られるよう個別的な支援のあり方を検討する必要がある。

#### ■ 「みんなの生活についてのアンケート調査」調査結果（R元 児童課調査）

[対象] 県所管の児童養護施設、ファミリーホームに措置、県所管の養育里親に委託されている小学校5年生以上の児童

[質問] 一時保護所に入所した当時の年齢は何歳ですか。

入所年齢	回答数	割合
3歳未満	12	2.4%
3歳～6歳	40	8.1%
7歳～9歳	47	9.5%
10歳～12歳	74	14.9%
13歳～15歳	68	13.7%
16歳以上	10	2.0%
わからない	40	8.1%
未回答	204	41.2%
合計	495	100%

※複数回の入所がある場合は直近の入所年齢

[質問] 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

希望人数	回答数	割合
1人	61	12.2%
2人	69	13.9%
3人	41	8.2%
4人	49	9.8%
5人	13	2.6%
6人以上	34	6.8%
未回答	231	46.4%
合計	498	100%

[上記の希望人数を選んだ理由（自由記述）]

・ 1 人の場合

カテゴリー	回答数	割合
1 一人になりたい、プライバシーが守れる	13	26.5%
2 落ち着く	12	24.5%
3 静かに生活できる	6	12.2%
4 楽、自由にできる	6	12.2%
5 複数だとけんかになる、けんかしたときに気まずい	5	10.2%
6 その他	7	14.3%
	49	

・ 2 人の場合

カテゴリー	回答数	割合
1 落ち着く	8	19.5%
2 話したり、遊べるから楽しい、すぐに仲良くなれる	7	17.1%
3 静か、うるさくない	5	12.2%
4 (1人だと)寂しいから、怖いから、悲しいから	4	9.8%
5 助けてもらえるから、お互いに助け合える、心強い、相談相手がいる	3	7.3%
6 きょうだいといいたい	1	2.4%
7 その他	13	31.7%
	41	

\*プライバシーが守れる、落ち着くといった理由から少人数の希望が多い。

## 2 今後の方向性

- ◆ 子どもの安全確保のみならず、子ども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応が必要であり、子どもの状況に最も適した環境や生活の質を確保しなければならない。
- ◆ 一時保護所に入所する子どもは、年齢の差も幅広く、一時保護される背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなどの防止にも留意し、子どもの年齢等を配慮しつつ、できる限り良好な家庭的環境となるよう個室対応を基本としていく。
- ◆ 性加害・性被害や障害特性のある子ども、衝動性・暴力性の高い非行児、LGBT等の特別な配慮が必要な子どもへの支援方法等について、事前に十分に検討しておく必要がある。
- ◆ 重大事件に係る触法・ぐ犯児童については、子どもの心理面に配慮し、刺激の少ない部屋で安心感を与える必要があり、加えて一時保護中の他の子どもへの影響やプライバシー保護にも配慮が必要である。
- ◆ 複数人での入浴を基本とすることは、家庭的環境になっておらず、性的問題行動に発展する危険もあることから、可能な限り個別に入浴できる環境を確保することが望ましい。

- できる限り良好な家庭的環境が必要であることから、小学校高学年以上は個室対応を基本とし、年齢別の一時保護児童数の現状も踏まえ、概ね全居室の約75%以上を個室化することが望ましい。ただし、複数人数の居室の場合でも個室化を可能とする間仕切り仕様を検討する（全て間仕切りした場合100%個室）。

年齢別一時保護児童数（R元）

年齢	人数(人)	構成比(%)
2～6歳	76	18.6
7～9歳	91	22.2
10～12歳	88	21.5
13歳以上	154	37.7
合計	409	100.0

- 性加害児童や障害特性のある児童、衝動性・暴力性の高い非行児童等、個別的処遇が必要な児童については、個室対応とする。
- 居室は、衛生面を考慮し、基本的にフローリングとする。
- 重大事件の触法・ぐ犯児童を一時的に受け入れる特別室等（現在1室）については、新型コロナウイルス感染症等の感染が疑われる場合に隔離するなどの対応やLGBTの児童の居室にも利用できることから、複数を確保する。  
触法・ぐ犯2室、LGBT等1室、感染症対策（新型コロナ以外の感染症も想定）として3室は必要と考える。ただし、ゾーニングに配慮した配置が必要である。
- 浴室については、性的虐待を受けた児童や性加害児童への配慮のみならず、個別に入浴することが望ましい児童もいることから、大浴場だけではなくユニットバスを一定数設ける必要がある。

## V 児童の権利擁護（アドボカシー）

### 1 現状と課題

- 一時保護所に入所している児童(小学生以上)には2週間に一度、一時保護所での生活について困り事等がないかアンケートを行っている。アンケートは個別に記入できるように配慮しており、内容確認は一時保護所の管理職が行っている。気になる記載があれば管理職が子どもに直接、面接等を行い児童の権利擁護に努めている。
- 一時保護所受入時に一人ひとりの児童に職員が面接を行い、「一時保護所の生活のしおり」等を渡して、生活やSOSの出し方などを事前に説明している。
- 児童には、児童養護施設等入所時に、「あなたのみらいをひらくノート」（権利ノート）を渡して、権利擁護の説明を行っているが、権利ノートの内容は長年更新されておらず、繰り返しの説明ができていない。
- 児童に対しアンケートは行っているが、意見箱を設置したり、第三者が児童に対し、意見聴取する機会を設けてはいない。
- 児童の特性や人権に配慮した対応を行うため、職員の専門性の向上を図る必要があるが、児童の権利擁護に係る職員研修は実施していない。

### ■ 「一時保護改革に向けた取組等」に係る全国調査の結果（R2 児童課調査）

[質問] 児童の権利擁護のために実施していることについて、選んでください。

【複数回答可】

(回答した一時保護所数：80)

入所児童に対するアンケート	45.0%
意見箱の設置	65.0%
第三者の子どもに対する意見聴取	22.5%
権利擁護に係る職員研修の実施	48.8%

## 2 今後の方向性

- ◆ 一時保護所入所時には『生活のしおり』により、一時保護所の日課、日課の説明、一時保護所の生活Q&Aなどを説明している。『安心・安全なくらし』の中で、最初にルール（きまり）を守ろう ルールを守ることが、あなたやみんなを守ることに なりますと記載されている。また、『一時保護所のルール』では、暴力、暴言、挑発、物に当たることはしない、一時保護所の日課に必ず参加する、住所・電話番号の交換をしない、友達の部屋に勝手に入らない、落書きをしたり、物を壊したりしない、一時保護所に来た理由を友達に言わない等の約束事が記載されている。集団生活のため、ある程度のルール、約束事があるのは、やむを得ないことであるが、一律に集団生活のルールを押しつけているように感じる子どもがいるかもしれない。子どもが日常生活をリラックスして過ごせるような雰囲気づくりなどに着目した内容で、しおりを作成することが必要である。
  - ◆ 2週間に1回のアンケートは、一定の成果はあると考えるが、管理職への手渡しのため、他の方法での権利擁護、意見表明の機会も新たに追加で設けてはどうかと考える。
  - ◆ 私物については、一時保護所で預かる方式をとっているが、大事な思い出の持ち物が子どもの心の安定につながる可能性もあり、私物所持のルールについては権利擁護の観点から議論が必要である。また、貸与物品に係る留意点を整理する必要がある。
- 一時保護所入所時に説明する、『一時保護所生活のしおり』を子ども目線で見直すとともに、児童養護施設入所の子どもの説明する「あなたのみらいをひらくノート」(権利ノート)の内容を必要に応じ更新し、一定期間が経過する毎に繰り返し説明を行うべきである。
  - アンケートを実施し、気になる記載があれば管理職が児童に直接、面接等を実施しているが、一時保護所の職員等ではなく第三者による児童に対する意見聴取の機会を設けることや意見箱の設置を検討する。
  - 一時保護児童は、生活環境が変わり、心身共に不安定な状態になることが多いため、児童が安心して生活できるように、直接、児童の意見を聞く場面を設定することが重要である。
  - 児童の特性に応じた声かけや、関わりを持つように留意するべきである。一時保護所の職員が個人の感覚で対応するのではなく、声かけ等のルールを策定し、職員間で共有する必要がある(マニュアルに記載し、共通ルール化する)。

- 児童の特性や人権に配慮した対応を行うため、児童の権利擁護に係る職員研修を企画、実施する必要がある（総務部門と連携して進める）。
- 全ての私物を認めることは難しいと考えるが、権利擁護の観点から認められるものがないのか議論する必要がある。
- 貸与物品については、感染症対策にも留意して、常に衛生的なものを提供するように徹底する必要がある。



## VI 個々の児童の能力に応じた学習の保障

### 1 現状と課題

- 学齢児は、平日に計算学習(25分)、漢字学習(25分)、教科学習(35分2コマ)、課題学習(45分)を実施している。利用している教材は、基本的にプリントであり、学校の教科書、副教材等は利用していない。
- 計算表彰、漢字表彰等児童のモチベーションを上げる工夫をしている。自己肯定感が低い子どもには効果的である。
- 一時保護所の児童の通学については、虐待を行った親が登校途中で連れ帰るリスクや、交通事故、無断外出等の可能性もあること、また、在籍校まで遠距離であること、登校時・下校時の一時保護所職員の体制等の課題があり、通学は実施していない。
- 親が施設入所に同意せず、児童福祉法第28条に基づく、家庭裁判所への申立を行っている子どもについては、審判までの期間が長くなることから、児童養護施設や里親に一時保護委託を行い、子どもたちが通学できるようにしている。
- 受験対策などの個別学習対策は実施していない。
- 学習指導員が2人いるが、体制的に不十分で、学年別や学習進度別のクラス編成は困難である。
- 一時保護所の全国調査(R2児童課調べ)では、一時保護所における学習教材として、『学校の教科書』72.5%、『学校で使用する副教材』71.3%、『学校で使用しているプリント』73.8%であった。兵庫県の一時保護所では、独自に作成したプリント学習を実施しているが、子どもの学習進度に合わせた学習カリキュラム、学校で使用している教材の利用は行われていない。そのため、一時保護所での在所日数が長期化するに従って、学習の遅れ、意欲の低下が顕著になってくる。そのため、家庭復帰、里親委託、施設入所等の子どもの処遇が決定しても登校がスムーズにいかないケースも出てくる。

### ■ 「一時保護改革に向けた取組等」に係る全国調査の結果 (R2 児童課調査)

[質問] 個々の学習進度に応じるため、工夫していることについて、選んでください。【複数回答可】

(回答した一時保護所数：80)

理解度を把握するためのテストを実施	70.0%
-------------------	-------

【質問】 学習に使用している教材について、選んでください。【複数回答可】

(回答した一時保護所数：80)

学校で使用している教科書	72.5%
学校で使用している副教材	71.3%
学校で使用しているプリント	73.8%
一時保護所で作成したプリント	85.0%

## 2 今後の方向性

- ◆ 虐待をした親から学校の教科書等を入手することは困難な場合が多いため、学校や市町教育委員会との連携を図り、教材の提供はもちろん、人材の派遣やオンライン授業の活用、分教室の協議等を検討してはどうか。また、社会的養育の子どもへの学習支援を行っているNPO法人との連携等も検討する必要がある。
- ◆ 現在の一時保護所は学習指導員が2人だけであり、小1から高3までの広範囲をカバーするには十分な体制とは言えない。学習支援体制の充実に要する予算措置が必要と考える。
- ◆ 中学受験、高校受験、発達障害特性のある子どもへの学習支援等様々なレベルに応じた学習に係る体制、設備、指導方法の共通化が必要と考える。

- 使用する教材は、プリントに加え、学校で現に利用している教科書、副教材が望ましい。学校、市町教育委員会と連携し、教材の提供を受けるとともに、子どもの学習進捗の確認を行うことも必要である。また、得意分野を知ることから、自己肯定感を高めることができることから、理解度を把握するためのテストの実施を検討する必要がある。
- 一時保護所から通学させることができるかどうかについて、その条件等を調査・研究する必要がある。令和元年7月29日付厚労省子ども家庭局長通知「一時保護中の子どもの権利擁護について」では、『保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合』、『子どもが学校に通うことを拒否している場合』を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととしている。
- 受験対策について教員OBを活用した特別授業や、受験対策DVDやオンライン授業の活用等を検討する必要がある（新型コロナウイルス対策の一環としてオンライン授業を実施した高校あり）。必要に応じて模擬面接等の実施や、大学生

等のボランティアの活用、学習支援のNPO法人との連携等も検討する必要がある。あわせて、学習指導員を増員し、学習支援を強化することを検討する必要がある。

- 現在は、男女別で大集団でのプリント学習を行っているが、今後は自己学習できる学習室の設置やタブレット端末等のICT機器の活用を検討する必要がある。
- 発達障害特性に応じた小さめの学習室や、教材の工夫等を障害児の学習支援に長けた関係者（例：特別支援学校教諭）からの助言を受け、検討する。
- 勉強に関する悩み、苦手克服のためのヒントになるような面談を定期的 to 実施することを検討する必要がある（勉強の悩み相談室）。

## VII 職員の資質向上、適切なケア・アセスメントの実施

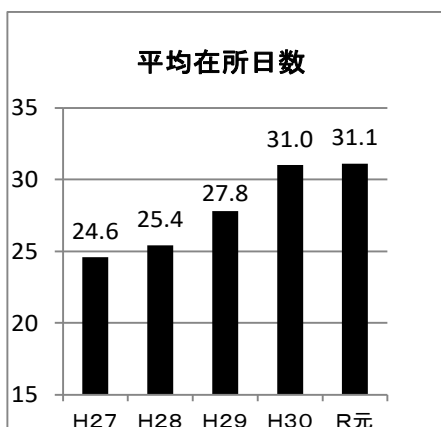
### 1 現状と課題

- 一時保護所の職員は、新任時に管理職からの講義や先輩職員からのO J Tにより一時保護所業務を学ぶが、施設が365日24時間運営で、ローテーション勤務であることから、研修受講の機会がほとんどない。
- 保育士、児童指導員は、適時、個々の子どもに係るカンファレンスや、中央子ども家庭センターが実施するケース会議に参加して、子どもの行動診断等について関係者に説明している。
- 一時保護所の大きな役割のひとつに子どもの行動診断があげられる。行動診断票は、一時保護運営マニュアル（H30年度改訂）の様式・資料（別冊）に定められているが、具体的な作成要領、留意点等については記載がない。
- 事故発生時における男児・女児・幼児の各グループ間の相互応援体制、特に夜間の対応方策が明確でない。

### 2 今後の方向性

- ◆ 令和元年度の一時保護所の在所日数が31.1日と平成27年度の24.6日と比較して、6.5日（26.4%）増加している。平成30年10月より一時保護所における子どもの受け入れについては、入所後3週間以内に援助方針を決定し、退所するための3週間ルールを設け2年が経過したが、一時保護所が満床状態のため、入所できない子どもを児童養護施設等に委託し、一定日数経過した後、一時保護所に移動し、そこから行動診断の作成を開始するため、在所の長期化につながっている。また、最初から一時保護所に入所した子どもについても行動診断書の作成に最大3週間の日数を要している例もある。このようなことから、作成要領・手順等の共有化・マニュアル化を進めるとともに、一時保護所と各子ども家庭センターの連携・協力、情報共有を図り、一時保護期間の短縮化を図る必要がある。
- ◆ 一時保護所の職員の資質向上が重要であり、正規職員と会計年度任用職員が共に積極的に研修に参加し、子どもに関する知識・技能を習得の上、チーム監護に活かす必要がある。また、先輩職員が後輩職員に積極的に指導する（O J T）風土の醸成が大切である。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策として、一時保護所に入所している子どもと児童福祉司、児童心理司との面接のICT機器活用を検討する必要がある。

- 一時保護所職員が定期的に研修（内部、外部）に参加できるよう管理監督職は留意する必要がある。勤務ローテーションには、研修の日程も織り込むようにすることが望ましい。また、以前企画した一時保護職員の相当数が参加したテーマ別研修を毎年実施するべきである。一時保護業務に直接役立つ、コグニティブ・トレーニング（認知トレーニング）のようなテーマの選定を検討する必要がある（以前、一時保護所に在所していた子どもの学力が向上した）。
- 一時保護所を付設するこども家庭支援センターの総務部門が一時保護所と連携し、研修の企画を行う。
- 明石市にある西日本こども研修センターあかしを利用するなど、積極的に外部の研修にも参加するべきである（参考：令和3年2月に一時保護所指導者研修実施）。
- 行動診断票の作成については、基本的な考え方、作成要領、留意点等を明示しておくことが望ましい。なお、マニュアルには、『行動診断票は、子どもの入所後2週間経過後、概ね3週間までに作成する。』と記載されている。しかし、現在、一時保護所は入所の長期化を改善し、家庭復帰、里親委託、施設入所等の子どもの援助方針を早期に策定するために3週間ルールを設けており、各こども家庭センターは、一時保護所の作成した行動診断の内容を参考にして援助方針を検討、決定することからも、入所後2週間以内に作成するというような変更が必要と考える。
- 関係機関と連携してチームで情報共有の上、子どもの援助指針を策定し、総合的なケア・アセスメント（社会診断・心理診断・医学診断・行動診断に、家族歴・生活歴に基づく理解を合わせた総合診断）を実施するとともに、適時、見直しを行う。
- 入所から退所までの期間を3週間とするルールを徹底し、平均在所日数を令和元年度の31日から平成27年度並みの25日程度に縮減できるような取組が必要である。



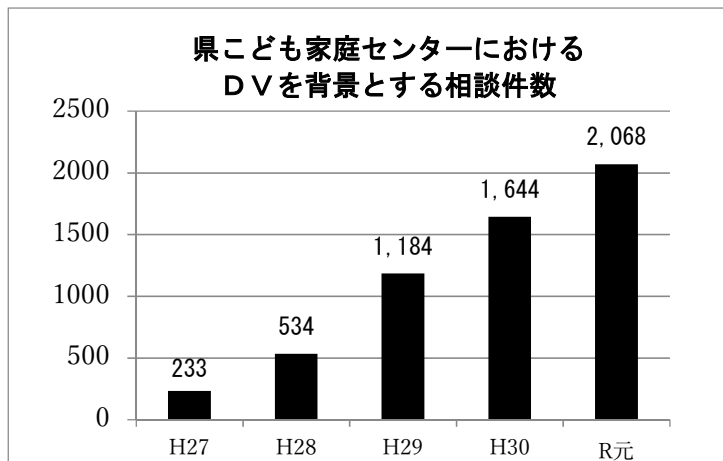
● 全国平均在所日数（R元）  
25.8日（全国80か所の平均）  
 【R2 児童課調査】

- 在所日数の短縮化には、一時保護所とこども家庭センターの相互協力が必要である。一時保護所は、行動診断票の作成日数の短縮化、こども家庭センターは、子どもの援助方針決定に向けた保護者や学校等との調整、里親マッチング、施設入所の手続き等を迅速に行う必要がある。
- 一時保護所に入所する児童と児童福祉司、児童心理司の面接において ICT 機器を利用したテレビ会議の使用も効果的であり、新型コロナウイルス感染防止にも資するため、必要に応じて実施する。
- 夜間の体制は、男子学齢児 2 人、女子学齢児 2 人、幼児 1 人である。基本は、各グループの職員で協力して問題解決に向けて対応することになるが、事故発生の状況次第でグループを超えて対応しなければならないケースも想定される。グループ間の相互応援体制のフロー化・マニュアル化が必要と考える。また、心身共に一時保護所職員が傷ついた場合、管理監督職は適切なケアを速やかに行う必要がある。
- 一時保護所の職員は、問題を抱えた子どもと真摯に向き合っており、時には職員自身が疲弊し燃え尽きる可能性も考えられる。そのため、ストレス対策としてメンタルヘルスの理解、活用を図る必要がある（一時保護職員が参加するメンタルヘルス研修の実施を検討）。

## Ⅷ 児童虐待対応とDV対応との連携

### 1 現状と課題

- 平成16年の児童虐待防止法の改正において、子どもの目の前で配偶者等に対して暴力を振るう面前DVが児童虐待（心理的虐待）とされ、警察からこども家庭センターへの通告後、相談対応するケースが増えており、DVを背景とする児童虐待相談件数が急激に増加している。



- 児童虐待とDVは両者が一体となって発生するなど関連性が認められる事例が多いことから、児童虐待対応とDV対応において、こども家庭センターと女性家庭センターの連携のあり方等を検討する必要がある。

### ■ 「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について」(R2.9月 内閣府発表)

[質問] 児童相談所等関係機関と連携するにあたり、事前に取り決めた内容が記された書面等（文書、協定、マニュアル、手引き、非公式な申し合わせ等）の有無

(回答した配偶者暴力相談支援センター数：282)

「ある」76センター (27%)

「ない、無回答」206センター (73%)

## 2 今後の方向性

- ◆ DV被害者と同伴する子どもを適切な環境において一時保護できるよう児童虐待対応機関とDV対応機関の連携体制を構築する必要がある。
- ◆ 児童虐待事案においては、保護者へのDVが絡んでいるケースが多いことを念頭にアセスメントする必要がある。
- ◆ DV・児童虐待事案において関係機関間で連携するにあたり、連携する時点、連携を決定する判断基準、情報共有の方法、具体的な対応方法等を明確にするためにも関係機関と議論し、明文化した書面の作成を検討する必要がある。

- DV被害者の同伴児童の一時保護、児童虐待をきっかけとしたDV被害者の一時保護を行うなど、児童虐待対応とDV対応の相互連携を図る必要がある。
- 児童虐待対応担当者とDV対応担当者の連携を促進するため、双方の担当者が意見交換を行う会議や合同で実施する研修等の開催を検討する。
- 具体的な連携のあり方、留意点等については、児童虐待、DV対応の関係機関（こども家庭センター、女性家庭センター、市町（配偶者暴力相談支援センター）、警察、NPO法人等）の意見も参考にして検討、調査・研究を進める。
- 調査・研究結果を書面（マニュアル等）化し、連携に活かす。



【参考資料】ひょうごの児童相談（令和2年7月）から抜粋

4 一時保護の状況

一時保護とは、何らかの事情で緊急に保護が必要となった場合や、援助方針を定める上で行動観察をする必要がある場合、あるいは短期間の生活指導が必要となった場合などに、通常一時保護所で行われます。兵庫県では、中央こども家庭センターに一時保護所を設置しています。

(1) 一時保護所の入所状況

令和元年度に一時保護所を利用した子どもは409人で、一日平均すると34.8人となり、平成30年度に比べ1.1人増加しています

こども家庭センター別一時保護所利用状況（第31表）

区分	入所児童数				延人員				1日平均 在所人員	1人平均 在所日数
			うち虐待				うち虐待			
中央	130	(4)	83	(4)	3,483	(70)	2,243	(70)	9.5	26.8
西宮	112	(10)	53	(5)	3,838	(389)	2,079	(212)	10.5	34.3
川西	87	(6)	43	(2)	2,812	(109)	1,759	(66)	7.7	32.3
姫路	61	(5)	32	(3)	2,008	(128)	1,010	(43)	5.5	32.9
豊岡	19	(2)	13	(1)	584	(58)	413	(21)	1.6	30.7
計	409	(27)	224	(15)	12,725	(754)	7,504	(412)	34.8	31.1
神戸市	373		235		11,737		8,475		32.1	33.0
明石市	63		36		2,159		1,189		5.9	34.3

(注) ( )は、30年度からの繰り越し件数を内書き

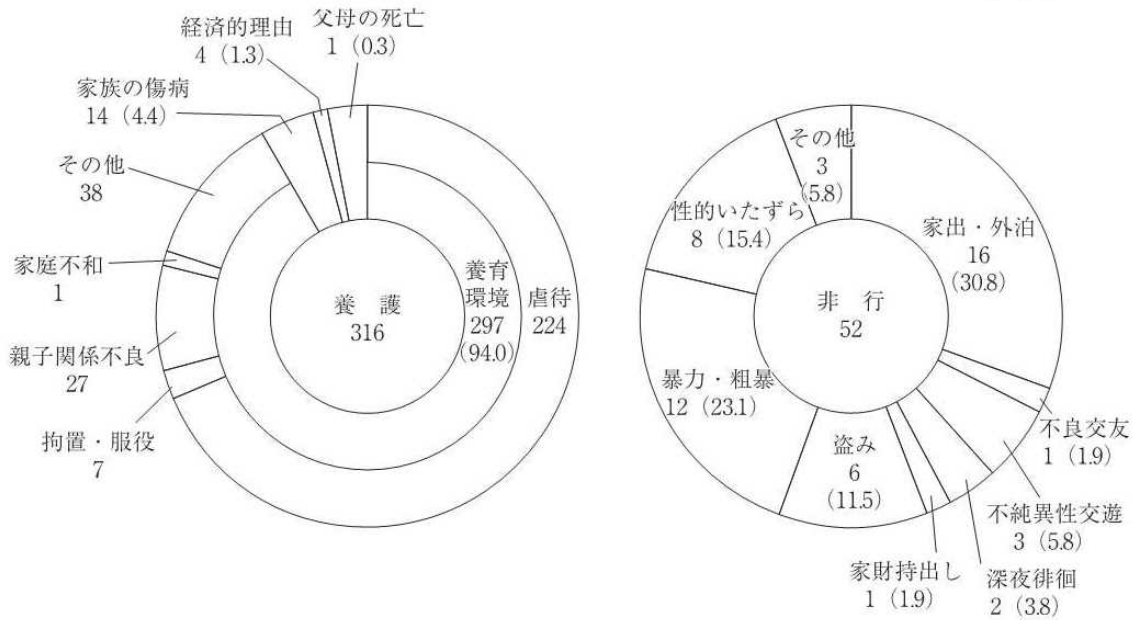
一時保護児童相談種別年次推移（第8図）

単位：人  
( )内は%

年度	養護	うち虐待	非行	育成	合計
H27年度	276 (64.1)	128 (29.7)	98 (22.7)	57 (13.2)	431
H28年度	303 (67.9)	133 (29.8)	87 (19.5)	56 (12.6)	446
H29年度	314 (70.6)	161 (36.2)	73 (16.4)	58 (13.0)	445
H30年度	281 (70.8)	176 (44.3)	58 (14.6)	58 (14.6)	397
R元年度	316 (77.3)	224 (54.8)	52 (12.7)	41 (10.0)	409

養護・非行相談一時保護理由（第9図）

単位：人  
( )内は%



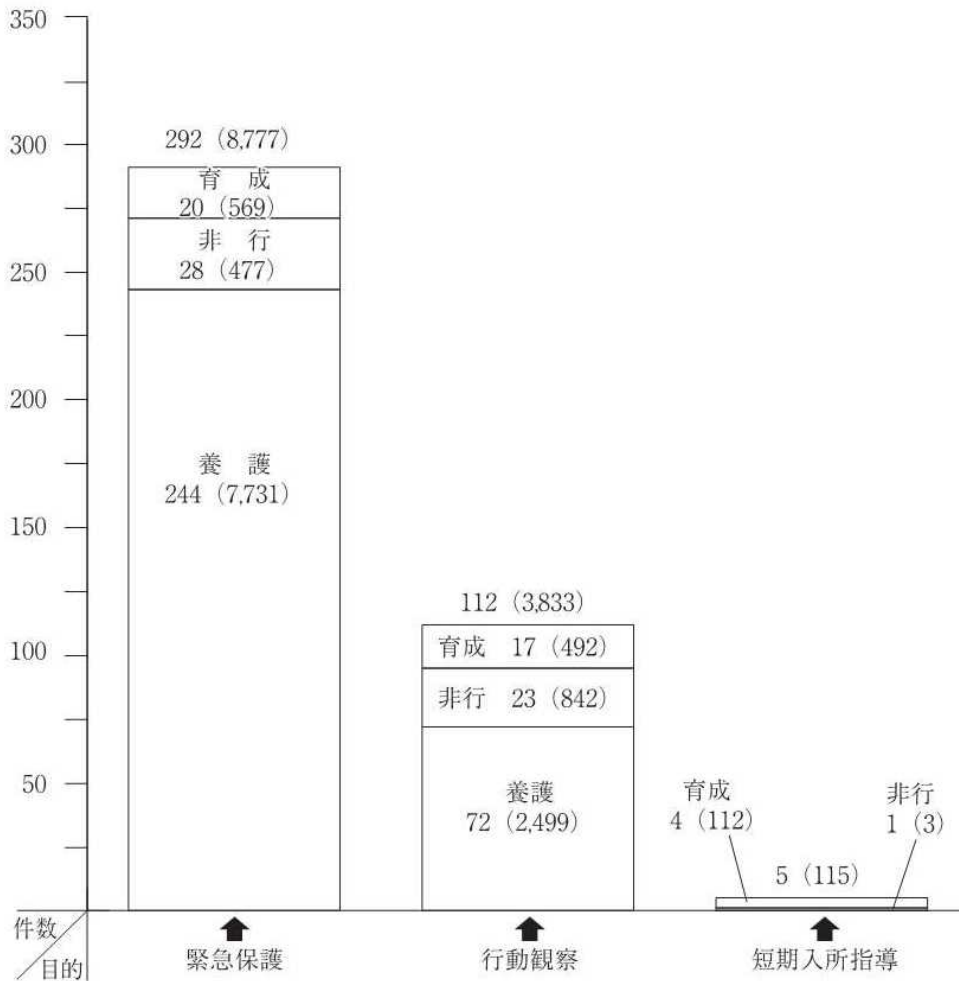
(2) 保護目的別・種別の一時保護の状況

一時保護の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導の3つがあります。令和元年度は、緊急保護が292件（71.4%）と最も多く、次いで行動観察が112件（27.4%）となっています。

緊急保護は、平成30年度に比べ16件（5.2%）減少しました。

保護目的別・種別一時保護状況（第10図）

単位：人  
（ ）内は延人数



(3) 一時保護児童の種別・年齢・保護日数・保護解除先の状況

一時保護児童種別・年齢・保護日数・保護解除先状況 (第32表)

単位：人  
( )内は%

区分		種別	養 護	非 行	育 成	計	
保護数			316	52	41	409	(100.0)
こども家庭センター別	中 央		107	15	8	130	(31.8)
	西 宮		88	16	8	112	(27.4)
	川 西		54	14	19	87	(21.3)
	姫 路		51	6	4	61	(14.9)
	豊 岡		16	1	2	19	(4.6)
年 齢	0 ～ 2 歳		4			4	(1.0)
	3 歳 以上 幼 児		62		1	63	(15.4)
	小 学 生		146	9	15	170	(41.5)
	中 学 生		85	29	20	134	(32.8)
	中 卒		19	14	5	38	(9.3)
保 護 日 数	7 日 以 内		37	15	11	63	(15.4)
	14 日 以 内		38	5	1	44	(10.8)
	21 日 以 内		35	9	2	46	(11.2)
	30 日 以 内		50	4	10	64	(15.7)
	60 日 以 内		125	14	14	153	(37.4)
	61 日 以 上		31	5	3	39	(9.5)
保 護 解 除 先	児 童 養 護 施 設		41	1	1	43	(10.5)
	児 童 自 立 支 援 施 設		4	12	7	23	(5.6)
	そ の 他 の 施 設		14	1	6	21	(5.1)
	里 親		14	4		18	(4.4)
	家 庭		142	17	11	170	(41.6)
	そ の 他		83	16	12	111	(27.2)
次年度へ繰り越し			18	1	4	23	(5.6)
男女別内訳	男		145	33	25	203	(49.6)
	女		171	19	16	206	(50.4)

一時保護児童年齢別保護日数状況（第33表）

単位：人

年齢	保護日数	7日以内	14日以内	21日以内	30日以内	60日以内	61日以上	計
0 ～ 2 歳						4		4
3 歳以上 幼児		1	10	6	15	27	4	63
小 学 生		14	17	18	28	68	25	170
中 学 生		31	13	17	19	45	9	134
中 卒 以 上		17	4	5	2	9	1	38
計		63	44	46	64	153	39	409

(4) 一時保護委託の状況

こども家庭センターでの一時保護が困難な場合、適切な機関等に一時保護を委託しています。令和元年度は1,358件の委託を行いました。

委託先は、児童養護施設が483件（35.6%）と最も多く、次いで里親が297件（21.9%）、警察が239件（17.6%）と多くなっています。

こども家庭センター別一時保護委託状況（第34表）

単位：人

こども家庭センター	委託先	警 察	乳児院	児童養護施設	里 親	その他	計	うち虐待
中 央		45 (56)	22 (1,067)	139 (4,010)	45 (1,137)	44 (1,415)	295 (7,685)	210 (5,866)
西 宮		81 (99)	30 (1,377)	140 (1,939)	69 (1,064)	58 (923)	378 (5,402)	163 (2,730)
川 西		53 (61)	17 (330)	75 (1,026)	110 (1,417)	64 (924)	319 (3,758)	124 (1,719)
姫 路		57 (62)	41 (1,458)	101 (1,906)	38 (1,061)	38 (1,410)	275 (5,897)	133 (3,041)
豊 岡		3 (4)	19 (674)	28 (1,231)	35 (700)	6 (528)	91 (3,137)	51 (2,434)
計		239 (282)	129 (4,906)	483 (10,112)	297 (5,379)	210 (5,200)	1,358 (25,879)	681 (15,790)
神 戸 市		147 (545)	104 (2,586)	75 (4,113)	40 (1,182)	50 (2,222)	416 (10,648)	199 (4,636)
明 石 市		21 (23)	7 (352)	6 (122)	38 (818)	7 (70)	79 (1,385)	33 (742)

(注1) 30年度からの継続分を含む。

(注2) ( ) 内は委託延日数である。

一時保護委託年次推移（第35表）

単位：人

年度	委託先	警 察	乳児院	児童養護施設	里 親	その他	計
H27		153	61	184	31	74	503
H28		209	78	221	65	102	675
H29		271	138	345	67	87	908
H30		290	90	392	146	152	1,070
R元		239	129	483	297	210	1,358

兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
「一時保護所のあり方検討部会」

1 開催状況

- 第1回：令和2年7月28日 一時保護改革に向けた課題と対応策の論点整理  
 第2回： 9月10日 一時保護改革の方向性の検討  
 第3回： 10月26日 一時保護改革の方向性の取りまとめ

2 委員名簿

※五十音順 ○は部会長

氏 名	役 職 等
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 教授
杉原 加壽子	一般社団法人兵庫県医師会 常任理事
中村 衣里	弁護士
西海 恵都子	株式会社神戸新聞社 編集局長
藤本 政則	一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会 会長
○ 森 茂起	甲南大学文学部 教授



## ひょうごの児童相談（令和2年7月）

## はじめに

明日の未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いであり、そのためには、子ども一人ひとりの人権が最大限尊重される必要があります。しかしながら、家庭内で起こる児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、その成長・発達に少なからず影響を及ぼします。

現在猛威を振るう新型コロナウイルス感染症については、今後、私たちの社会・経済活動の変化とともに、子どもたちの生活や子育てのあり方等にも大きな変化をもたらすことでしょう。

平成28年の改正児童福祉法において、すべての子どもが権利の主体であることが明確に定められました。子どもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先を原則とした「兵庫県社会的養育推進計画」が3月末に策定され、本年度から今後10年間、里親委託率を47.8%に高める目標を掲げるなど、子どもたちに家庭的な養育環境を提供できる体制づくりに取り組むこととなります。

また、児童虐待防止対策の強化に向けて、しつけによる体罰禁止等を法制化する平成30年の改正児童福祉法及び改正児童虐待防止法が本年4月1日に本格的に施行されました。「体罰等によらない子育て」の普及定着を図り、社会全体で子ども家庭を支え合う、新しい協働の子育て文化を築いていくことが求められます。

特に、こども家庭センターにおいては、増大する虐待相談等に対し一層的確に対応できるよう、児童福祉司、児童心理司等の計画的な確保・育成を着実に進めるとともに、北播磨地域と尼崎地域を所管する新たなこども家庭センターの新設に向けた準備を進めていきます。また、一時保護の需要にも適切に対応できるよう、社会的養育の一翼を担う一時保護所のあり方を検討するなど、様々な喫緊の課題に取り組んでいかなければなりません。

こうした児童福祉の大きな制度の変革期にあたっては、子どもたちの安全・安心を第一に、課題を共有し合い、県、市町はもとより、援助関係者を含む県民各階各層の幅広い理解を深め、一致協力して取り組んでいくことが必要です。

本書は、これら関係者の方々がこども家庭センターへの理解を深め、連携を一層強化していくことを目的に、令和元年度に行った相談援助活動をまとめたものです。ひょうごの児童福祉の向上に幅広く活用され、子どもの権利擁護がさらに推進される一助になれば幸いです。

令和2年7月

兵庫県中央こども家庭センター所長	木	下	浩	昭
西宮こども家庭センター所長	谷	口	稔	彦
川西こども家庭センター所長	山	元	浩	司
姫路こども家庭センター所長	荻	野	勝	己
豊岡こども家庭センター所長	船	谷	裕	司

# 目 次

## こども家庭センターの概要

### 1 業 務

(1) 内 容 .....	1
(2) 相談の種類 .....	2
(3) 援助の内容 .....	3
(4) 相談援助の流れ .....	4

### 2 概 況

(1) 名称及び所在地 .....	5
(2) 所管区域図 .....	6
(3) 組織及び管内状況 .....	7
(4) 沿 革 .....	9

## 令和元年度児童相談の概要

### 1 相談受付の状況

(1) 相談受付件数の推移 .....	11
(2) 経路別の相談受付状況 .....	17
(3) 相談種別の相談受付状況 .....	19
(4) 年齢別・相談種別の受付状況 .....	22

### 2 対応の状況

(1) 対応件数の推移 .....	23
(2) こども家庭センター別の対応状況 .....	24
(3) 調査・診断・指導の実施状況 .....	25
(4) 継続指導の実施状況 .....	26
(5) 療育手帳の判定及び交付の状況 .....	27
(6) 児童福祉施設等への措置及び契約の状況 .....	28
(7) 里親・里子の状況 .....	31

### 3 虐待相談の状況

(1) 相談受付件数の推移 .....	33
(2) 受付・対応の状況 .....	34
(3) 相談の経路 .....	35
(4) 主な虐待者 .....	36
(5) 被虐待者の年齢・相談種別の状況 .....	36
(6) 親権・後見人等関係 .....	38

### 4 一時保護の状況

(1) 一時保護所の入所状況 .....	39
(2) 保護目的別・種別の一時保護の状況 .....	41
(3) 一時保護児童の種別・年齢・保護日数・保護解除先の状況 .....	42
(4) 一時保護委託の状況 .....	43

### 5 児童虐待防止24時間ホットラインの受付・対応の状況

(1) 受付の内容 .....	44
(2) 通告内容別の受付・対応の状況 .....	44



(3) 相談内容別の受付・対応の状況	45
(4) 関係機関等からの連絡等	46
(5) 内容別・こども家庭センター等別の受付状況	46
(6) 内容別・年齢別の受付状況	47

## 令和2年度事業の概要

### 1 児童虐待防止対策推進事業

(1) 児童虐待防止24時間ホットライン設置事業	48
(2) こども家庭センターによる市町児童相談への技術的支援事業	48
(3) 児童虐待防止に向けた地域連携強化事業	48
(4) ひょうごオレンジネット推進事業	48
(5) 児童虐待等対応専門アドバイザーによる支援	49
(6) 虐待をした親等への家族再統合支援事業	49

### 2 地域における子どもの健全育成推進事業

(1) 精神科医師等の配置事業	49
(2) 精神科医師等の派遣事業	50

### 3 職員研修等関連事業

(1) こども家庭センター職員研修充実強化事業	50
(2) 主任児童委員等連携事業	50
(3) 市町の児童相談体制の強化に向けた支援	50

### 4 児童虐待防止に向けた児童相談体制強化事業

(1) 警察との連携強化事業	50
(2) 相談機能強化事業	51
(3) 被虐待児を支援する関係機関連携事業	51

### 5 里親・ファミリーホーム制度普及啓発研修事業

(1) 里親・ファミリーホーム制度普及啓発会	51
(2) 里親との交流会事業	51
(3) 地区里親研修会事業	52
(4) 広報啓発事業	52

### 6 その他

(1) 療育相談指導事業	52
(2) 児童相談部会設置運営事業	52
(3) こども家庭センター、地区民生委員・児童委員協議会会長等連絡会	52
(4) こども家庭センターと児童養護施設との緊密な協議と連携の強化	53

## 参考資料

児童福祉法に基づく施設一覧	54
---------------	----

# こども家庭センターの概要

## 1 業 務

### (1) 内 容

こども家庭センターは、児童福祉法第12条に基づいて設置されている児童福祉行政の専門機関（児童相談所）で、兵庫県には、5カ所（明石市・西宮市・川西市・姫路市・豊岡市）設置され、主として次のような業務を行っています。

なお、神戸市（政令指定都市）・明石市（中核市）は、独自に児童相談所（神戸市こども家庭センター・明石こどもセンター）を設置しています。

- 子どもに関する、家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。
- 福祉事務所、家庭裁判所等の関係機関から、子どもの通告、送致を受け、援助活動を展開する。
- 子ども及びその家庭について、主に児童福祉司等による社会診断、児童心理司による心理診断、一時保護所職員による行動診断、医師による医学診断、その他の診断をもとに、総合診断（判定）を行い、問題解決のために最も適切な援助指針を定め、必要な援助を行う。
- 必要に応じて、子どもの一時保護を行い、又は適当な者に一時保護を委託する。
- 必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所（指定発達支援医療機関への委託を含む。）させ、又は里親に委託する。
- 里親や養子縁組により養子となる子どもや養親、実親等の相談に応じ必要な援助を行う。
- 子どもの福祉に関し、市町に対する情報の提供、その他の必要な援助を行う。
- 児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発や関係機関ネットワークの形成、児童虐待についての研修の実施等を行う。
- 障害児及びその保護者等の福祉の向上を図ることを目的とする事業を行う。
- 家庭、地域に対する相談援助活動及び家庭養育支援の総合的な企画、実施を関係機関と連携して行う。
- その他子どもの健全な育成のために必要な援助、啓発活動等の事業を行う。

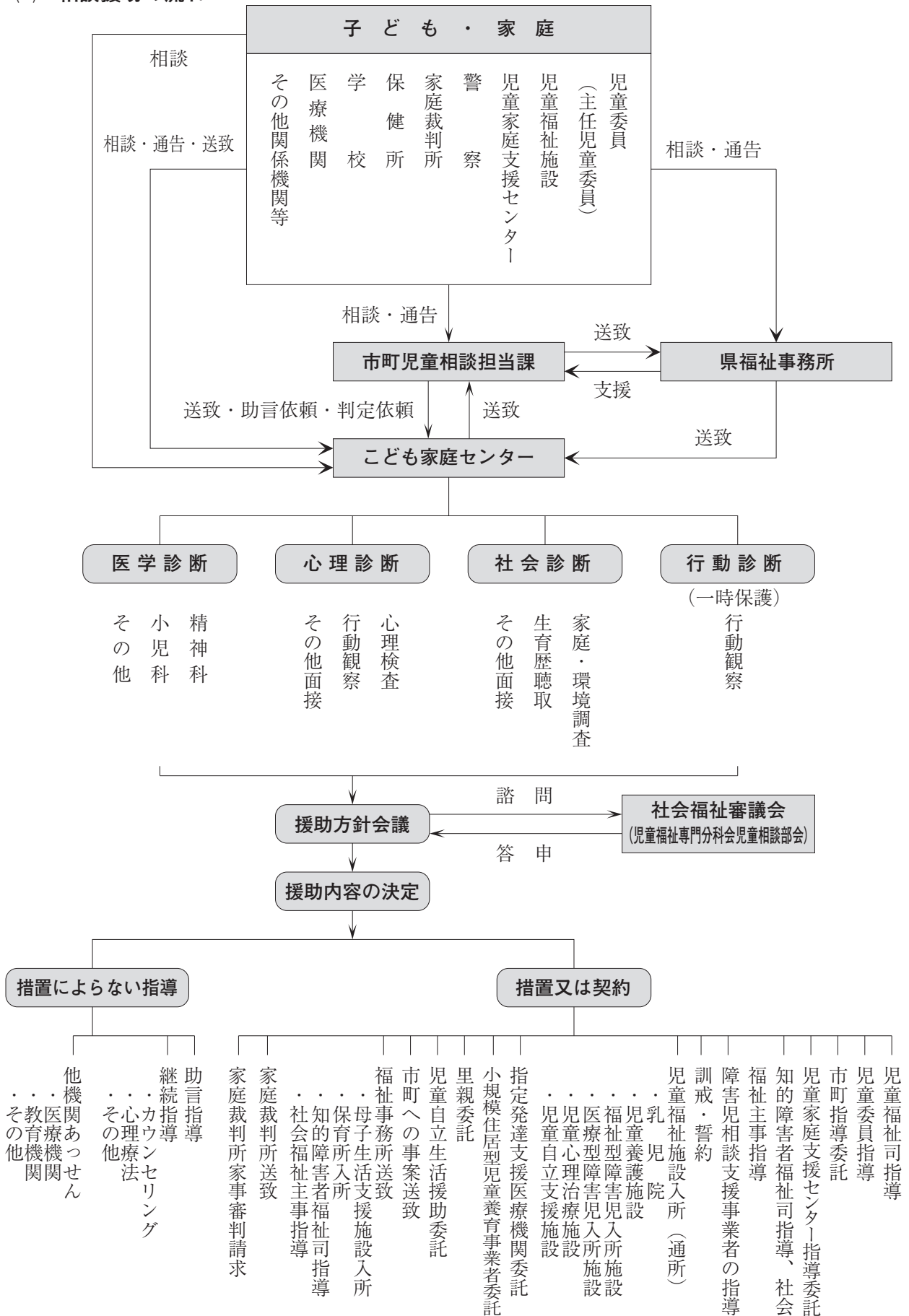
## (2) 相談の種類

相談種別		相談内容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する次の行為に関する相談 ア 身体的虐待…生命・健康に危険のある身体的な暴行 イ 性的虐待…性交、性的暴行、性的行為の強要 ウ 心理的虐待… 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、子どもが同居する家庭における配偶者・家族に対する暴力 エ 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）… 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等により養育が困難な子ども、迷子、親権を喪失・停止した親の子ども、後見人を持たぬ子ども等児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合を除く。）
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、又は通告が予定されている子どもに関する相談、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他	その他の相談	上記以外の相談

### (3) 援助の内容

指 導・措 置		内 容
措置 によら ない 指導	助 言 指 導	1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導を行う
	継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う
	他機関あっせん	当所で相談・指導を行うより、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等の他機関に相談した方が良い場合は、当該機関にあっせんする
児 童 福 祉 司 指 導		複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、児童福祉司が家庭を訪問する等の方法により、継続的に行う
児 童 委 員 指 導		問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して、児童委員が行う
市 町 指 導 委 託		子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して、市町に指導を委託して行う
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託		地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行う
訓 戒 ・ 誓 約 措 置		子ども又は保護者等に注意を喚起することにより、問題の再発を防止する
児 童 福 祉 施 設 入 所 ( 通 所 ) 措 置		家庭養護のできない子どもや情緒障害のある子ども等を児童福祉施設に入所(通所)させて必要な指導、療育訓練等を行う
指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託		厚生労働大臣の指定する医療機関に進行性筋萎縮症児・重症心身障害児の療養を委託する
小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 者 委 託		小規模住居型児童養育事業者(ファミリーホーム)への委託が適当と認められる場合に、家庭での養育に欠ける子どもの養育を委託する
里 親 委 託		里親への委託が適当と認められる場合に、家庭での養育に欠ける子どもの養育を委託する
児 童 自 立 生 活 援 助 委 託		児童福祉施設等を退所しなければならなくなった者その他であって、義務教育を終了した20歳未満の子ども等に対し、自立のための援助及び生活指導が必要と認められる場合に、自立援助ホームに委託して行う
市 町 へ の 事 案 送 致		面接や調査の結果、安全の緊急性がないと考えられる事案で、市町での情報提供、相談、調査及び指導その他の支援を行うことを要すると認められる場合に、市町に送致する
福 祉 事 務 所 送 致 ( 社 会 福 祉 主 事 又 は 知 的 障 害 者 福 祉 司 の 指 導 を 含 む )		子ども、保護者等を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、母子生活支援施設、保育所への入所が必要である場合等のケースを福祉事務所で援助すべきものとして通知する
家 庭 裁 判 所 送 致		家庭裁判所の審判に付することが適当である子ども、強制的措置を必要とする子ども等を家庭裁判所に送致する

(4) 相談援助の流れ





## 2 概 況

### (1) 名称及び所在地

こども家庭センター	所在地	電 話	所管区域
中央 こども家庭センター	〒673-0021 明石市北王子町13-5	(078) 923-9966 FAX(078) 924-0033	加古川市、西脇市、 三木市、高砂市、 小野市、加西市、加東市、 多可町、稲美町、播磨町
	洲本分室 〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内)	(0799) 26-2075 FAX(0799) 26-0269	洲本市、南あわじ市、 淡路市
西宮 こども家庭センター	〒662-0862 西宮市青木町3-23	(0798) 71-4670 FAX(0798) 74-2538	尼崎市、西宮市、 芦屋市
	尼崎駐在 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1-1 (尼崎市教育・障害福祉センター内)	(06) 6423-0801 ※西宮こども 家庭センターに 転送	尼崎市 (障害相談)
川西 こども家庭センター	〒666-0017 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ3F	(072) 756-6633 FAX(072) 756-6006	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町
	丹波分室 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)	(0795) 73-3866 FAX(0795) 72-4602	丹波篠山市、丹波市
姫路 こども家庭センター	〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58	(079) 297-1261 FAX(079) 298-1895	姫路市、相生市、 たつの市、赤穂市、 宍粟市、神河町、市川町、 福崎町、太子町、上郡町、 佐用町
豊岡 こども家庭センター	〒668-0063 豊岡市正法寺446	(0796) 22-4314 FAX(0796) 24-0484	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
神戸市 こども家庭センター	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1丁目3-1	(078) 382-2525 FAX(078) 382-1902	神戸市
明石 こどもセンター	〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通 1丁目4-7	(078) 918-5097 FAX(078) 918-5128	明石市

(2) 所管区域図

# 兵庫県



市 町 数	27市12町
面 積	7,794.51km <sup>2</sup>
総人口(推計)	3,628,332人
児 童 人 口	595,500人

(注1) 令和2年4月1日現在

(注2) 面積・人口は、兵庫県企画  
県民部統計課資料による。

(注3) 児童人口は、平成27年国勢調  
査による。

(3) 組織及び管内状況

(令和2年4月1日現在)

区分	中央こども家庭センター	西宮こども家庭センター																																												
組織	<p style="text-align: center;">こども総括監 ↓ 所 長(こども総括監兼務)</p> <p>副所長                      副所長</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画課 課 長 1人(副所長兼務)</li> <li>企画指導専門員 1人</li> <li>児童福祉司 1人</li> <li>庶務 3人</li> <li>宿日直代行員 3人(会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉事務員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>児童虐待相談員 4人(会計年度任用職員)</li> <li>庶務・用務員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>県政推進員 2人(会計年度任用職員)</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護第1課 課 長 1人(副所長兼務・児童福祉司)</li> <li>児童相談専門員 1人(児童福祉司)</li> <li>児童心理司 1人</li> <li>児童指導員 6人</li> <li>保育士 4人</li> <li>一時保護事務員 8人(会計年度任用職員)</li> <li>心理判定事務員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>一時保護所学習相談指導員 2人(会計年度任用職員)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 3人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 10人</li> <li>相談調査員 3人</li> <li>保健師 1人(児童福祉司)</li> <li>出向警察官 1人</li> <li>医務(精神科医) 3人(会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉対策推進員 4人(会計年度任用職員)</li> <li>安全確認指導員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>家庭養護推進員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護第2課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童指導員 7人</li> <li>保育士 4人</li> <li>看護師 2人</li> <li>医務(小児科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>一時保護事務員 6人(会計年度任用職員)</li> <li>一時保護夜間専門員 3人(会計年度任用職員)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>育成支援課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>相談調査員 1人</li> <li>児童心理司 6人</li> <li>心理判定事務員 4人(会計年度任用職員)</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援第1課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 2人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 8人(相談調査員)</li> <li>相談調査員 2人</li> <li>保健師 1人(児童福祉司)</li> <li>出向警察官 1人</li> <li>医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>医務(小児科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>安全確認指導員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉対策推進員 3人(会計年度任用職員)</li> <li>家庭養護推進員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>洲本分室 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>児童心理司 1人</li> <li>医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員)(再掲)</li> <li>心理判定事務員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援第2課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 6人</li> <li>相談調査員 1人</li> <li>相談調査員 2人(研修生)</li> <li>児童福祉対策推進員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">計 67人(会計年度任用職員を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画課 課 長 1人(副所長兼務)</li> <li>企画指導専門員 1人</li> <li>児童福祉司 1人</li> <li>庶務 3人</li> <li>宿日直代行員 3人(会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉事務員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>児童虐待相談員 4人(会計年度任用職員)</li> <li>庶務・用務員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>県政推進員 2人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護第1課 課 長 1人(副所長兼務・児童福祉司)</li> <li>児童相談専門員 1人(児童福祉司)</li> <li>児童心理司 1人</li> <li>児童指導員 6人</li> <li>保育士 4人</li> <li>一時保護事務員 8人(会計年度任用職員)</li> <li>心理判定事務員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>一時保護所学習相談指導員 2人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 3人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 10人</li> <li>相談調査員 3人</li> <li>保健師 1人(児童福祉司)</li> <li>出向警察官 1人</li> <li>医務(精神科医) 3人(会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉対策推進員 4人(会計年度任用職員)</li> <li>安全確認指導員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>家庭養護推進員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護第2課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童指導員 7人</li> <li>保育士 4人</li> <li>看護師 2人</li> <li>医務(小児科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>一時保護事務員 6人(会計年度任用職員)</li> <li>一時保護夜間専門員 3人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育成支援課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>相談調査員 1人</li> <li>児童心理司 6人</li> <li>心理判定事務員 4人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援第1課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 2人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 8人(相談調査員)</li> <li>相談調査員 2人</li> <li>保健師 1人(児童福祉司)</li> <li>出向警察官 1人</li> <li>医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>医務(小児科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>安全確認指導員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉対策推進員 3人(会計年度任用職員)</li> <li>家庭養護推進員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洲本分室 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>児童心理司 1人</li> <li>医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員)(再掲)</li> <li>心理判定事務員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援第2課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 6人</li> <li>相談調査員 1人</li> <li>相談調査員 2人(研修生)</li> <li>児童福祉対策推進員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<p style="text-align: center;">所 長 — 副所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 課 長 1人(副所長兼務)</li> <li>庶務 3人</li> <li>庶務・用務員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul> <p style="text-align: center;">計 40人(会計年度任用職員を除く。)</p>																																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画課 課 長 1人(副所長兼務)</li> <li>企画指導専門員 1人</li> <li>児童福祉司 1人</li> <li>庶務 3人</li> <li>宿日直代行員 3人(会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉事務員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>児童虐待相談員 4人(会計年度任用職員)</li> <li>庶務・用務員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>県政推進員 2人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護第1課 課 長 1人(副所長兼務・児童福祉司)</li> <li>児童相談専門員 1人(児童福祉司)</li> <li>児童心理司 1人</li> <li>児童指導員 6人</li> <li>保育士 4人</li> <li>一時保護事務員 8人(会計年度任用職員)</li> <li>心理判定事務員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>一時保護所学習相談指導員 2人(会計年度任用職員)</li> </ul>																																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 3人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 10人</li> <li>相談調査員 3人</li> <li>保健師 1人(児童福祉司)</li> <li>出向警察官 1人</li> <li>医務(精神科医) 3人(会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉対策推進員 4人(会計年度任用職員)</li> <li>安全確認指導員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>家庭養護推進員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護第2課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童指導員 7人</li> <li>保育士 4人</li> <li>看護師 2人</li> <li>医務(小児科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>一時保護事務員 6人(会計年度任用職員)</li> <li>一時保護夜間専門員 3人(会計年度任用職員)</li> </ul>																																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>育成支援課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>相談調査員 1人</li> <li>児童心理司 6人</li> <li>心理判定事務員 4人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援第1課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 2人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 8人(相談調査員)</li> <li>相談調査員 2人</li> <li>保健師 1人(児童福祉司)</li> <li>出向警察官 1人</li> <li>医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>医務(小児科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>安全確認指導員 1人(会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉対策推進員 3人(会計年度任用職員)</li> <li>家庭養護推進員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul>																																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>洲本分室 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>児童心理司 1人</li> <li>医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員)</li> <li>医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員)(再掲)</li> <li>心理判定事務員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援第2課 課 長 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 1人(児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 6人</li> <li>相談調査員 1人</li> <li>相談調査員 2人(研修生)</li> <li>児童福祉対策推進員 1人(会計年度任用職員)</li> </ul>																																													
管轄区域	洲本市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、多可町、稲美町、播磨町	尼崎市、西宮市、芦屋市																																												
管内状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総人口(推計)</td> <td style="text-align: right;">803,999人</td> </tr> <tr> <td>児童人口</td> <td style="text-align: right;">134,107人</td> </tr> <tr> <td>認定こども園数</td> <td style="text-align: right;">109所</td> </tr> <tr> <td>保育所数</td> <td style="text-align: right;">73所</td> </tr> <tr> <td>幼稚園数</td> <td style="text-align: right;">42園</td> </tr> <tr> <td>小学校数</td> <td style="text-align: right;">144校</td> </tr> <tr> <td>中学校数</td> <td style="text-align: right;">67校</td> </tr> <tr> <td>高等学校数</td> <td style="text-align: right;">31校</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校数</td> <td style="text-align: right;">8校</td> </tr> <tr> <td>児童委員数</td> <td style="text-align: right;">1,718人</td> </tr> <tr> <td>主任児童委員数</td> <td style="text-align: right;">101人</td> </tr> </table>	総人口(推計)	803,999人	児童人口	134,107人	認定こども園数	109所	保育所数	73所	幼稚園数	42園	小学校数	144校	中学校数	67校	高等学校数	31校	特別支援学校数	8校	児童委員数	1,718人	主任児童委員数	101人	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総人口(推計)</td> <td style="text-align: right;">1,032,456人</td> </tr> <tr> <td>児童人口</td> <td style="text-align: right;">157,406人</td> </tr> <tr> <td>認定こども園数</td> <td style="text-align: right;">51所</td> </tr> <tr> <td>保育所数</td> <td style="text-align: right;">142所</td> </tr> <tr> <td>幼稚園数</td> <td style="text-align: right;">91園</td> </tr> <tr> <td>小学校数</td> <td style="text-align: right;">93校</td> </tr> <tr> <td>中学校数</td> <td style="text-align: right;">51校</td> </tr> <tr> <td>高等学校数</td> <td style="text-align: right;">33校</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校数</td> <td style="text-align: right;">5校</td> </tr> <tr> <td>児童委員数</td> <td style="text-align: right;">1,489人</td> </tr> <tr> <td>主任児童委員数</td> <td style="text-align: right;">68人</td> </tr> </table>	総人口(推計)	1,032,456人	児童人口	157,406人	認定こども園数	51所	保育所数	142所	幼稚園数	91園	小学校数	93校	中学校数	51校	高等学校数	33校	特別支援学校数	5校	児童委員数	1,489人	主任児童委員数	68人
総人口(推計)	803,999人																																													
児童人口	134,107人																																													
認定こども園数	109所																																													
保育所数	73所																																													
幼稚園数	42園																																													
小学校数	144校																																													
中学校数	67校																																													
高等学校数	31校																																													
特別支援学校数	8校																																													
児童委員数	1,718人																																													
主任児童委員数	101人																																													
総人口(推計)	1,032,456人																																													
児童人口	157,406人																																													
認定こども園数	51所																																													
保育所数	142所																																													
幼稚園数	91園																																													
小学校数	93校																																													
中学校数	51校																																													
高等学校数	33校																																													
特別支援学校数	5校																																													
児童委員数	1,489人																																													
主任児童委員数	68人																																													

(注1) 組織は、令和2年6月1日現在の状況による。

(注2) 児童人口は、平成27年国勢調査による。

(注3) 学校数は、分校及び全日制に併置した定時制・通信制・休校(園)は含まない。

(注4) 中等教育学校は、中学校及び高等学校にそれぞれ1校とした。

(注5) 児童委員・主任児童委員数は定数。



区分	川西こども家庭センター	姫路こども家庭センター	豊岡こども家庭センター			
組織	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長 1人 (副所長兼務)</li> <li>庶務 2人</li> <li>庶務・用務員 1人 (会計年度任用職員)</li> </ul> </li> <li>家庭支援課 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長 1人 (児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 2人 (児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 9人</li> <li>相談調査員 2人</li> <li>保健師 1人 (児童福祉司)</li> <li>出向警察官 1人</li> <li>医務(精神科医) 1人 (会計年度任用職員)</li> <li>医務(小児科医) 1人 (会計年度任用職員)</li> <li>安全確認指導員 1人 (会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉対策推進員 2人 (会計年度任用職員)</li> <li>家庭養護推進員 1人 (会計年度任用職員)</li> </ul> </li> <li>育成支援課 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長 1人 (児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>児童心理司 5人</li> <li>児童福祉対策推進員 2人 (会計年度任用職員)</li> <li>心理判定事務員 2人 (会計年度任用職員)</li> </ul> </li> <li>丹波分室 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長 1人 (児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>児童心理司 1人</li> <li>医務(小児科医) 1人 (会計年度任用職員)</li> <li>心理判定事務員 1人 (会計年度任用職員)</li> <li>県政推進員 1人 (会計年度任用職員)</li> </ul> </li> </ul> <p>計 32人(会計年度任用職員を除く。)</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長 1人 (副所長兼務)</li> <li>庶務 2人</li> <li>庶務・用務員 1人 (会計年度任用職員)</li> </ul> </li> <li>家庭支援課 <ul style="list-style-type: none"> <li>所長補佐兼課長 1人 (児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 2人 (児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 11人</li> <li>相談調査員 2人</li> <li>保健師 1人 (児童福祉司)</li> <li>出向警察官 1人</li> <li>医務(精神科医) 2人 (会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉対策推進員 3人 (会計年度任用職員)</li> <li>安全確認指導員 1人 (会計年度任用職員)</li> <li>家庭養護推進員 1人 (会計年度任用職員)</li> </ul> </li> <li>育成支援課 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長 1人 (児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>相談調査員 1人</li> <li>児童心理司 5人</li> <li>心理判定事務員 5人 (会計年度任用職員)</li> </ul> </li> </ul> <p>計 31人(会計年度任用職員を除く。)</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長 1人 (副所長兼務)</li> <li>庶務 2人</li> <li>庶務・用務員 1人 (会計年度任用職員)</li> </ul> </li> <li>家庭・育成支援課 <ul style="list-style-type: none"> <li>所長補佐兼課長 1人 (児童福祉司)</li> <li>児童福祉専門員 1人 (児童福祉司)</li> <li>児童福祉司 2人</li> <li>相談調査員 1人</li> <li>児童心理司 3人</li> <li>保健師 1人 (児童福祉司)</li> <li>医務(精神科医) 1人 (会計年度任用職員)</li> <li>児童福祉対策推進員 2人 (会計年度任用職員)</li> <li>安全確認指導員 1人 (会計年度任用職員)</li> <li>家庭養護推進員 1人 (会計年度任用職員)</li> <li>心理判定事務員 1人 (会計年度任用職員)</li> </ul> </li> </ul> <p>計 13人(会計年度任用職員を除く。)</p>			
	管轄区域	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町		
管内状況	総人口(推計)	816,567人	総人口(推計)	816,982人	総人口(推計)	158,328人
	児童人口	136,268人	児童人口	141,245人	児童人口	26,474人
	認定こども園数	53所	認定こども園数	121所	認定こども園数	39所
	保育所数	91所	保育所数	74所	保育所数	17所
	幼稚園数	86園	幼稚園数	80園	幼稚園数	20園
	小学校数	122校	小学校数	138校	小学校数	63校
	中学校数	53校	中学校数	72校	中学校数	25校
	高等学校数	27校	高等学校数	37校	高等学校数	12校
	特別支援学校数	10校	特別支援学校数	7校	特別支援学校数	3校
	児童委員数	1,283人	児童委員数	1,595人	児童委員数	538人
主任児童委員数	74人	主任児童委員数	105人	主任児童委員数	39人	

(4) 沿革

年	月	中 央	西 宮
昭和	3	昭和御大典記念事業として兵庫県立児童研究所設立議案が議会承認	
	7	神戸市生田区（現中央区）に児童研究所開設	
	22	児童研究所内に児童鑑別所及び一時保護所東風寮設立	
	12	児童福祉法公布	
	23	1 児童鑑別所廃止	
		4 児童福祉法施行	
	6	児童研究所内に兵庫県立中央児童相談所設置	
	7		西宮市松原町、武庫川地方事務所内に兵庫県立西宮児童相談所設置
	8		
	24	2 児童研究所及び一時保護所東風寮を廃止し、中央児童相談所に継承	兵庫県立摂丹児童相談所と改称
	4		
	25	5	
	11		
	26	10	西宮市六湛寺町に新築移転
	31	11 地方自治法の一部を改正する法律の施行を受けて、中央児童相談所内に神戸市児童相談所開設（同市にかかるものを移管）	
	33	6 兵庫県中央児童相談所と改称	兵庫県摂丹児童相談所と改称
	35	5	西宮市戸崎町に移転
	36	8	
	11	組織改正（総務課、相談指導課の2課制）	組織改正（総務係、相談調査係、判定指導係の3係制）
	37	8 明石市貴崎に新築移転	
	38	7	
	39	4 淡路福祉事務所（洲本市）内に淡路分室設置	
	40	4 組織改正（総務課、相談調査課、判定指導課の3課制）	組織改正（総務課、相談指導課の2課制）
	9		
	43	10	現在地（西宮市青木町）に新築移転
	44	11 淡路分室を洲本総合庁舎内に移転	
	52	4 淡路分室に課長を配置	
	53	4	組織改正（総務課、相談調査課、判定指導課の3課制）
	57	4 淡路分室を洲本分室と改称	水上郡柏原町に丹波分室設置、課長を配置 兵庫県西宮児童相談所と改称 丹波分室を柏原分室と改称 尼崎駐在設置、課長を配置
	60	6	
平成	4	4 現在地（明石市北王子町）に新築移転	
	5	4 一時保護所を中央児童相談所に統合	一時保護所を廃止（中央児童相談所に統合）
		組織改正（総務課、企画指導課、相談調査課、判定指導課、一時保護課及び洲本分室の5課1分室制）	
	10	4 兵庫県中央こどもセンターと改称	兵庫県西宮こどもセンターと改称
	14	4 虐待、家庭内暴力24時間ホットラインの電話相談に関する業務を行う児童虐待相談員を配置	組織改正（総務課、相談調査第1課、相談調査第2課、判定指導課の4課制）
	15	3 一時保護所を増築	
	4	組織改正（総務課、企画指導課、相談調査課、判定指導課、保護第1課、保護第2課及び洲本分室の6課1分室制）	
	17	4 兵庫県中央こども家庭センターと改称	兵庫県西宮こども家庭センターと改称
		組織改正（総務課、企画指導課、家庭支援課、育成支援課、保護第1課、保護第2課及び洲本分室の6課1分室制）	組織改正（総務課、家庭支援第1課、家庭支援第2課、育成支援課の4課制）
	18	4 家庭支援課に児童福祉専門員を配置	家庭支援課に児童福祉専門員を配置
			組織改正（総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制）
			川西分室設置（家庭支援課、育成支援課の2課制）
	21	4 川西分室が兵庫県川西こども家庭センターとして独立	川西分室が兵庫県川西こども家庭センターとして独立
			柏原分室は川西こども家庭センターの所管となるとともに丹波分室と改称
	22	4 調整参事を配置（こども家庭センターに指導担当参与を配置）	
	25	1	
		2	
		4 組織改正（総務企画課、家庭支援課、育成支援課、保護第1課、保護第2課及び洲本分室の5課1分室制）	現在地（西宮市青木町）に新築建替
	28	4 こども総括監を配置（所長兼務）、調整参事を廃止	
	31	4 明石市が明石こどもセンター（明石市大久保町）設置	
令和	2	4	組織改正（総務課、家庭支援第1課、家庭支援第2課、育成支援課の4課制）

年	月	川 西	姫 路	豊 岡
昭和	3			
	7			
	22			
	12			
	23			城崎郡豊岡町、北但地方事務所内に兵庫県立豊岡児童相談所設置
	4			
	6			
	7			
	8		姫路市西新町、神飾地方事務所内に兵庫県立姫路児童相談所設置	豊岡町厚生会館内に移転
24	2			
	4			
25	5		兵庫県立播磨児童相談所と改称	豊岡市宵田、豊岡市農業協同組合内に移転 兵庫県立但馬児童相談所と改称
	11			
26	10			
31	11			
33	6		兵庫県播磨児童相談所と改称	兵庫県但馬児童相談所と改称
35	5			
36	8		組織改正（総務係、相談調査係の2係制）	組織改正（総務係、相談指導係の2係制）
	11			
37	8			
38	7			豊岡市幸町に新築移転
39	4			
40	4		組織改正（総務課、相談指導課の2課制） 現在地（姫路市新在家）に新築移転	組織改正（総務課、相談指導課の2課制）
	9			
43	10			
44	11			
52	4			
53	4			
	57		兵庫県姫路児童相談所と改称	兵庫県豊岡児童相談所と改称
60	6			
平成	4			
	4		一時保護所を廃止（中央児童相談所に統合） 組織改正（総務課、相談調査課、判定指導課の3課制）	一時保護所を廃止（中央児童相談所に統合）
	5		兵庫県姫路子どもセンターと改称	兵庫県豊岡子どもセンターと改称
	10			
	14			
	15			
	3			
	4			
	17		兵庫県姫路子ども家庭センターと改称 組織改正（総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制）	兵庫県豊岡子ども家庭センターと改称 組織改正（総務課、家庭・育成支援課の2課制）
	18		家庭支援課に児童福祉専門員を配置	家庭・育成支援課に児童福祉専門員を配置
	21	4	川西市火打に、兵庫県川西子ども家庭センター設置（総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制） 柏原分室は川西子ども家庭センターの所管となるとともに丹波分室と改称	
	22	4		
	25	1		現在地（豊岡市正法寺）に新築移転
		2	現在地（姫路市新在家）に新築建替	
		4		
	28	4		
	30	10	現在地（川西市火打）に移転	

# 令和元年度児童相談の概要

(注) 統計数値は、特にことわりのない限り、神戸市こども家庭センター・明石こどもセンターを除く。

## 1 相談受付の状況

### (1) 相談受付件数の推移

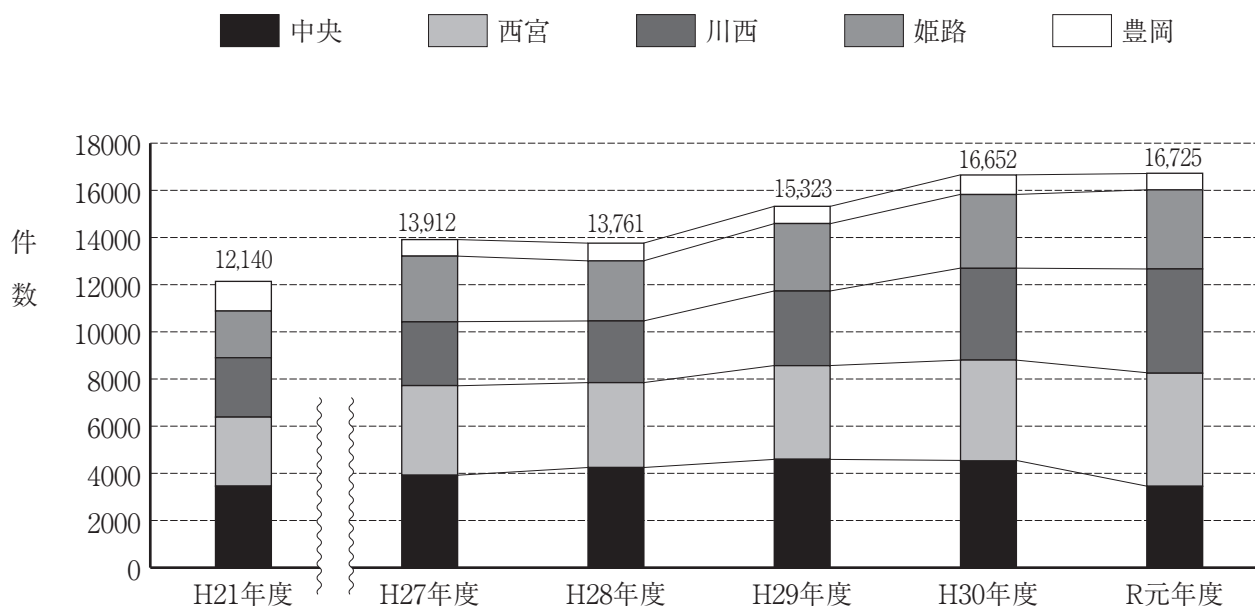
令和元年度の県下5こども家庭センター（中央・西宮・川西・姫路・豊岡）の相談受付件数は16,725件でした。平成30年度の受付件数16,652件に比べ、73件（0.4%）増加しました。

こども家庭センター別受付年次推移（第1表）（第1図）

単位：件

年度 こども家庭センター	H21年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
中央	3,457	3,920	4,247	4,596	4,523	3,451
西宮	2,927	3,801	3,599	3,970	4,280	4,795
川西	2,519	2,702	2,616	3,165	3,890	4,422
姫路	1,980	2,788	2,548	2,862	3,130	3,353
豊岡	1,257	701	751	730	829	704
計	12,140	13,912	13,761	15,323	16,652	16,725

(注) 川西こども家庭センターは平成21年度より設置。



経路別受付年次推移及び相談受付状況（第2表）

単位：件

経路 年度	都道府県・市 福祉事務所			児童福祉施設・指定 児童発達支援医療機関等	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び 医療機関		学校等		里親	児童（通告の仲介を含む） 委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	うち		
	1	児童委員	その他						保健所	医療機関	学 校	教育委員会								巡回相談	電話相談	
H27	5,609	1	1,065	276	11		1,373	66	1	84	143	45	22	5	4,165	883	70	93	13,912	60	748	
H28	5,659		1,128	280	7	1	2,026	67	1	89	80	79	26	7	3,511	707	75	18	13,761	40	671	
H29	5,922		1,303	355	3	1	2,946	72	2	77	94	72	42	4	3,531	721	71	107	15,323	27	721	
H30	5,821	4	1,618	278	1		3,954	50		87	82	64	33	7	3,639	813	99	102	16,652	20	675	
R元	6,093	1	1,439	337	8	1	3,804	40		102	133	56	56	13	3,600	863	82	97	16,725	16	664	
(うち： ホットライン)	10		27	13	2		299			16	35	2	5	6	480	520	39	26	1,480			
相 談 種 別	児童虐待	521		303	100	7	1	3,207	1		77	88	15	5	12	206	792	25	20	5,380		
	その他の養護	220		80	132	1		242	10		15	21	31	33	1	327	56	30	7	1,206		
	保健															2		2		4		
	肢体不自由	1			1											27				29		
	視聴覚															1				1		
	言語				2											1				3		
	重症心身	1		1	1											81		2		86		
	知的	5,296	1	1,011	37			7			1	2	2	2		2,399		8	68	8,834		
	発達障害	2		6	3			1						1		116	1			130		
	ぐ犯	8		18	12			90	6		1	7	1	3		27	4	2		179		
	触法	1		7	1			212	23							9			1	254		
	性行動	31		7	30			42			6	11	5	6		192	7	7		344		
	不登校	8		2							1	1	2	2		46	1	4		67		
	適性	2			11						3			3		43		2		64		
育児しつけ	2			6			3			1			1		122	2		1	138			
その他			4	1											1				6			
総数	6,093	1	1,439	337	8	1	3,804	40		102	133	56	56	13	3,600	863	82	97	16,725			

県内各市町別相談受付状況（第3表）

（中央こども家庭センター）

単位：件

市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	
加古川市	1,039	351	66				2	6	536	9	12	15	17	8	7	10	
高砂市	376	133	20						203	1	2	2	5	2	2	6	
稲美町	131	45	6		1			1	70	1	1	3	2	1			
播磨町	131	34	12						78	1		2	1		1	2	
東播磨地域計	1,677	563	104		1		2	7	887	12	15	22	25	11	10	18	
西脇市	142	49	13					1	74	2		2	1				
三木市	186	47	13					2	107	3		6	3		4	1	
小野市	189	50	24		3			3	88	2	4	6	1		1	7	
加西市	127	31	9		1				72	1	4	3	3		2	1	
加東市	166	61	13						80		2	4	3	1	1	1	
多可町	57	13	1					1	39	1		1	1				
北播磨地域計	867	251	73		4			7	460	9	10	22	12	1	8	10	
洲本市	181	59	2				1	2	106	1	5	2	1		2		
南あわじ市	129	29	7		1			2	79	3	2		4		1	1	
淡路市	137	33	3		1				94	4			1		1		
淡路地域計	447	121	12		2		1	4	279	8	7	2	6		4	1	
管 外	448	79	158	1					50	31	11	2	34	12	2	68	
不 明	12	2	2							1					1	6	
計	3,451	1,016	349	1	7		3	18	1,676	61	43	48	77	24	25	103	

## (西宮こども家庭センター)

単位：件

市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	
尼 崎 市	2,093	847	135		8			9	981		37	46	30				
西 宮 市	2,248	819	131		4			11	1,190	1	27	30	23	10			2
芦 屋 市	332	136	24					1	155	1	1	10	4				
阪神南地域計	4,673	1,802	290		12			21	2,326	2	65	86	57	10			2
管 外	120	64	9						36		2	5	4				
不 明	2									1				1			
計	4,795	1,866	299		12			21	2,362	3	67	91	61	11			2

## (川西こども家庭センター)

単位：件

市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	
伊 丹 市	1,280	411	81		3			4	706	1	8	8	46	2	3	5	2
宝 塚 市	1,118	341	38					8	669	1	12	5	32	2	5	4	1
川 西 市	931	278	41						546		5	25	24	4	1	5	2
三 田 市	454	128	14	1	2			4	273	2	9	4	11	1	4	1	
猪 名 川 町	141	31	3		2				98		1	2	3			1	
阪神北地域計	3,924	1,189	177	1	7			16	2,292	4	35	44	116	9	13	16	5
丹波篠山市	142	44	7	1					78	2	2	2	4	1	1		
丹 波 市	253	65	11					2	152	5		3	5	3	6	1	
丹波地域計	395	109	18	1				2	230	7	2	5	9	4	7	1	
管 外	75	32	12						17		6	1	6		1		
不 明	28	11	4						3				3	1		6	
計	4,422	1,341	211	2	7			18	2,542	11	43	50	134	14	21	23	5

## (姫路こども家庭センター)

単位：件

市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	
姫 路 市	2,425	766	181		3			19	1,359		14	49	27	3	1	3	
神 河 町	36	3						1	32								
市 川 町	44	8	15						20			1					
福 崎 町	63	14	7					1	37		1	2	1				
中播磨地域計	2,568	791	203		3			21	1,448		15	51	29	3	1	3	
相 生 市	78	25	8					1	35		5	3					1
た つ の 市	168	50	12						99			2	3	2			
赤 穂 市	134	31	7						91			2	3				
宍 粟 市	90	18	5					1	58		2	2	3	1			
太 子 町	156	60	12						83				1				
上 郡 町	23	1	1						20				1				
佐 用 町	52	11							37				4				
西播磨地域計	701	196	45					2	423		7	9	14	4			1
管 外	55	25	12					1	14			2	1				
不 明	29		1						28								
計	3,353	1,012	261		3			24	1,913		22	62	44	7	1	3	1

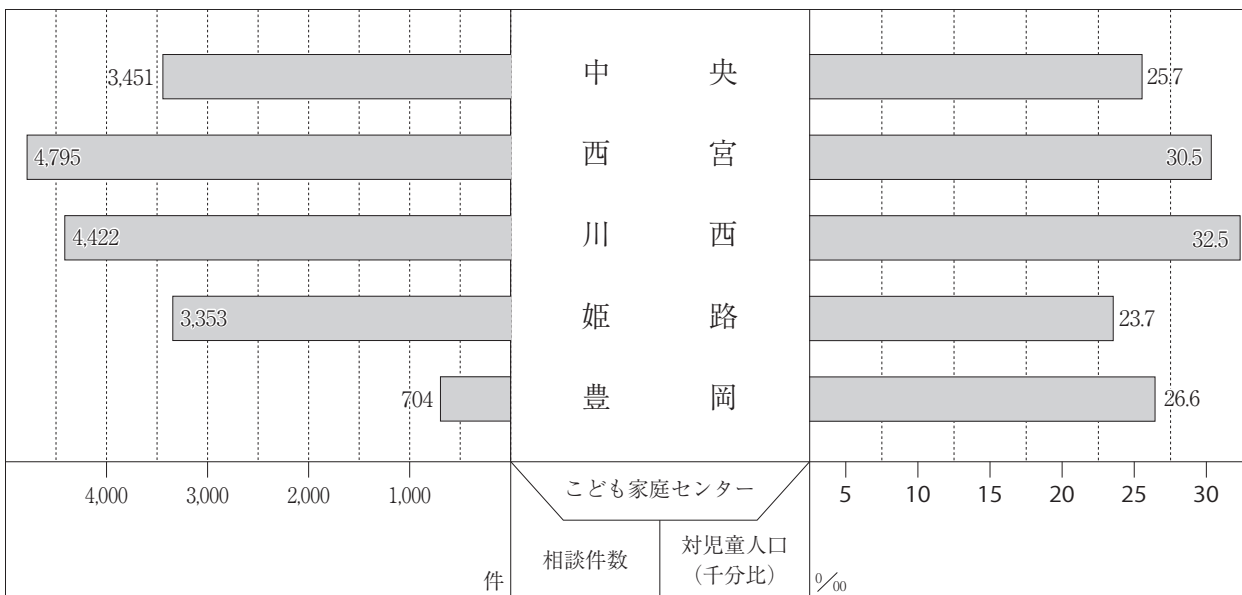


(豊岡こども家庭センター)

単位：件

市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談			そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	
豊 岡 市	437	95	44	1		1		3	216	40	3	1	15	5	8	5
養 父 市	60	13	13					2	28	1			1	1	1	
朝 来 市	103	17	20						53	6	1		3		2	1
香 美 町	45	6	8						22	4		1	1		3	
新 温 泉 町	41	7	1						22	4			4		3	
但馬地域計	686	138	86	1		1		5	341	55	4	2	24	6	17	6
管 外	7	6										1				
不 明	11	1											4	5		1
計	704	145	86	1		1		5	341	55	4	3	28	11	17	7

こども家庭センター別受付状況並びに対児童人口比（第2図）



## (2) 経路別の相談受付状況

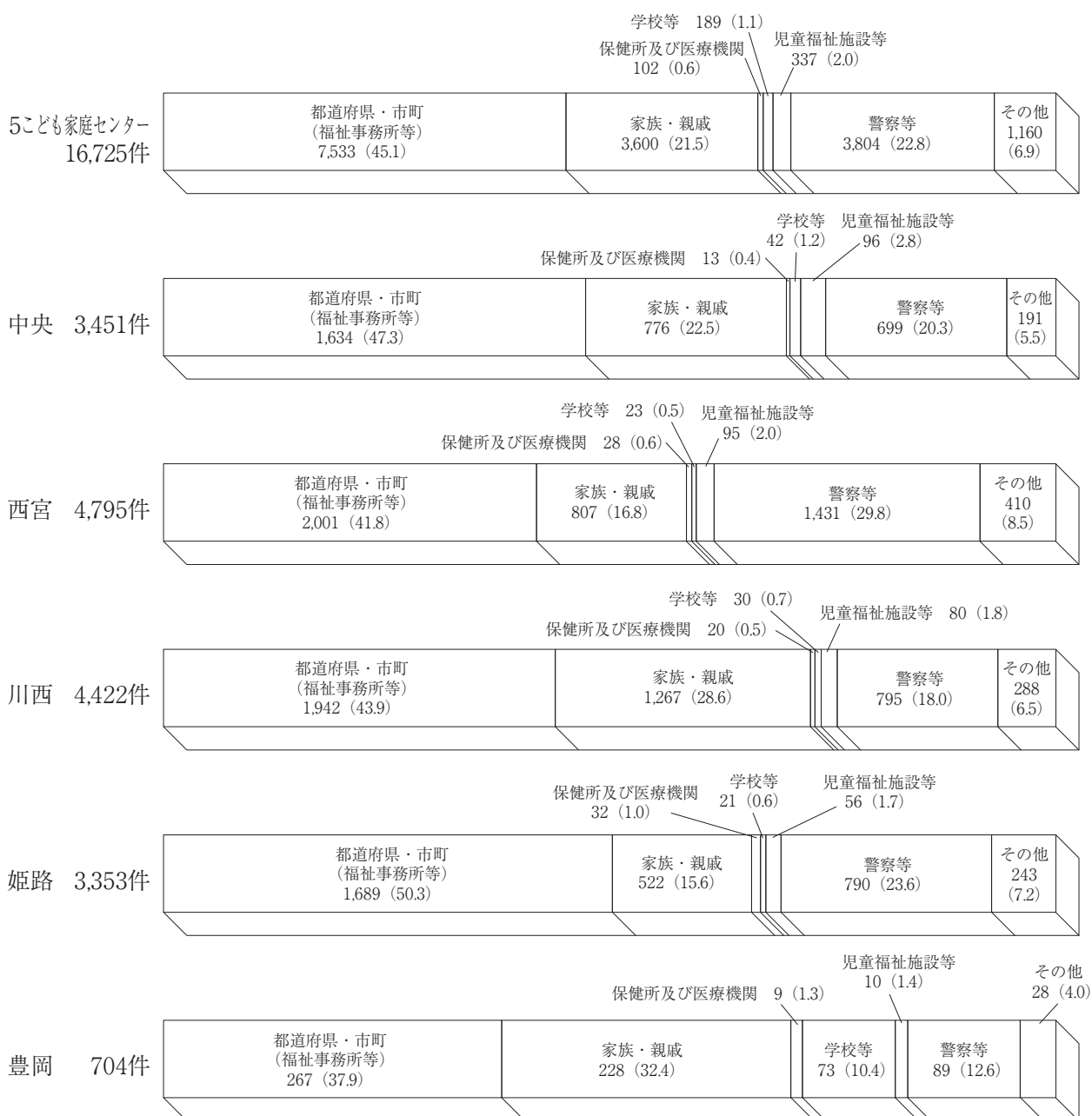
経路別の相談受付件数は、都道府県・市町が7,533件（45.1%）と最も多く、次いで警察等が3,804件（22.8%）となっています。

また、家族・親戚が3,600件（21.5%）、近隣・知人などその他が1,160件（6.9%）となっています。

### こども家庭センター別・経路別受付状況（第3図）

単位：件

（ ）内は%



(注) その他は、児童家庭支援センター・家庭裁判所・里親・児童委員・近隣知人・児童本人等である。

こども家庭センター別・経路別受付状況（第4表）

単位：件

経路 こども家庭センター	都道府県		市 町					児童福祉施設・支援機関 児童福祉施設 児童福祉施設 児童福祉施設 児童福祉施設			児童家庭支援センター	認定こども園	警察	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員 (通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関	保健					医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								
中央	17	291	1,326				2	94		1		699	6	13	1	37	4	20	1	776	111	34	18	3,451		
洲本分室	10	39	211					14				66	3	1		10	2			77	19			452		
西宮	6	430	1,562		2	1	5	90		4	1	1,431	22	28	2	21		10	7	807	344	17	5	4,795		
川西	9	336	1,572		1	24		80				795	6	20	2	28		12		1,267	246	15	9	4,422		
丹波分室		56	133					6				87	1	1		6				118	11			419		
姫路	21	254	1,376	1	33	4		56		3		790	6	32		20	1	9	5	522	146	14	60	3,353		
豊岡		66	166		2	33		10				89		9		22	51	5		228	16	2	5	704		
計	53	1,377	6,002	1	38	62	7	330		8	1	3,804	40	102	5	128	56	56	13	3,600	863	82	97	16,725		
神戸市	3,066	983					1	99		1	9	1,551	3	31	1	133		12	4	2,255	430	42	30	8,651		
明石市	580	106	34	1	16	23	20	3	2		3	273	2	6	5	1	80	3	3	6	599	93	4	32	1,895	

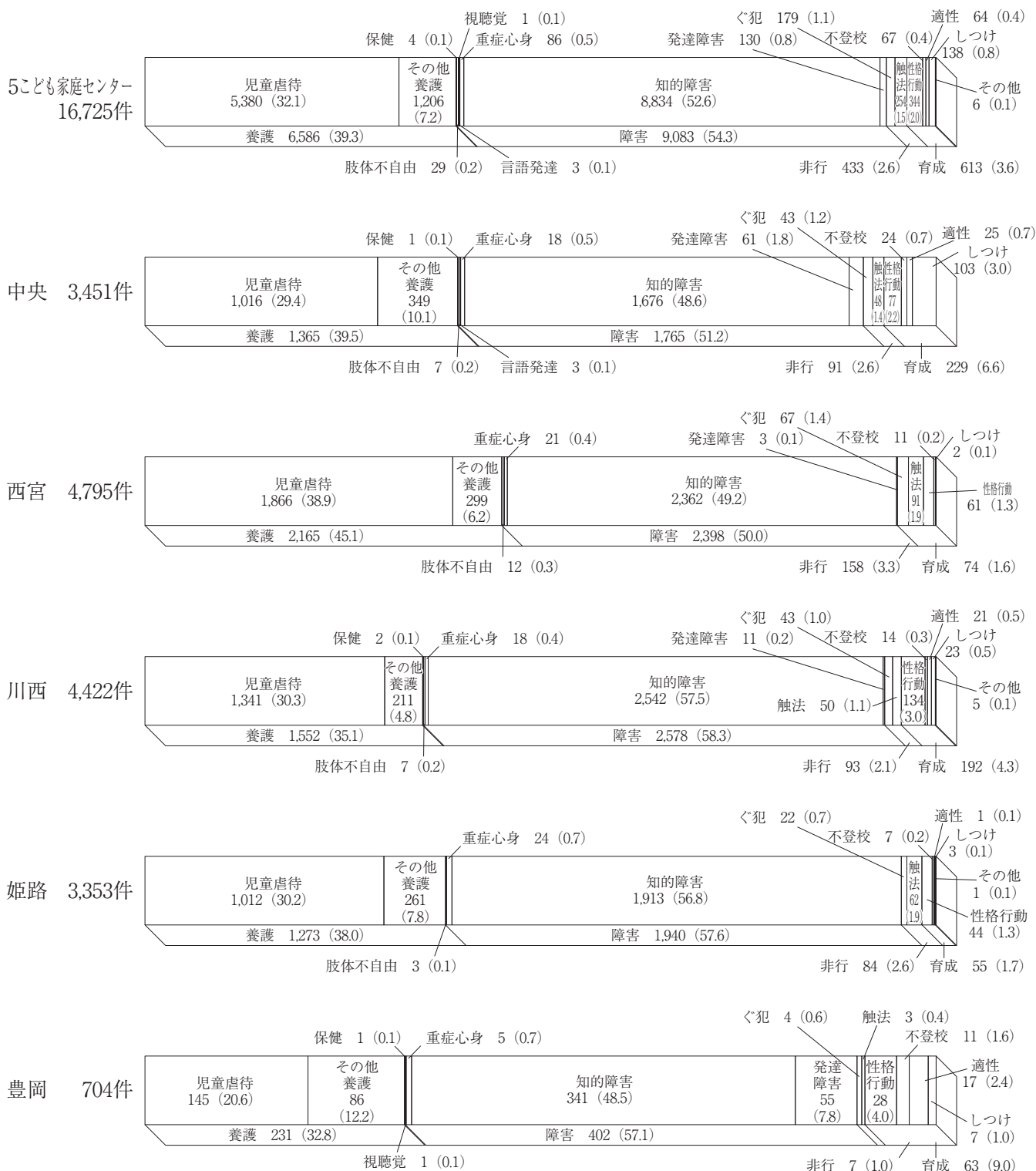
### (3) 相談種別の相談受付状況

相談種別の相談受付件数は、障害相談が9,083件（54.3%）と最も多く、次いで養護相談が6,586件（39.3%）、育成相談が613件（3.6%）と多くなっています。

また、非行相談が433件（2.6%）となっています。

#### こども家庭センター別・相談種別受付状況（第4図）

単位：件（ ）内は%



こども家庭センター別・相談種別受付状況（第5表）

単位：件

相談種別 こども家庭センター	養護		保 健	障 害						非 行		育 成			そ の 他	計	
	児童 虐待	その他 の養護		肢 体 不自由	視聴覚	言語 発達	重症 心身	知的	発達 障害	ぐ 犯	触法	性格 行動	不登校	適性			育児・ しつけ
中 央	1,016	349	1	7		3	18	1,676	61	43	48	77	24	25	103		3,451
洲本分室	122	12		2		1	4	284	8	7	2	6		4			452
西 宮	1,866	299		12			21	2,362	3	67	91	61	11		2		4,795
川 西	1,341	211	2	7			18	2,542	11	43	50	134	14	21	23	5	4,422
丹波分室	117	23	1				2	235	7	4	4	11	5	7	3		419
姫 路	1,012	261		3			24	1,913		22	62	44	7	1	3	1	3,353
豊 岡	145	86	1		1		5	341	55	4	3	28	11	17	7		704
計	5,380	1,206	4	29	1	3	86	8,834	130	179	254	344	67	64	138	6	16,725
神 戸 市	2,394	292		1		3,219	1	1,962	3	161	146	323	131		15	3	8,651
明 石 市	534	137	6	2		6	5	914	6	13	21	107	33	23	77	11	1,895

相談種別受付年次推移（第6表）

単位：件

年 度	受付 総数	養護		保 健	障 害						非 行		育 成			そ の 他	う ち い じ め	
		児童 虐待	その他 の養護		肢 体 不自由	視聴覚	言語 発達	重症 心身	知的	発達 障害	ぐ 犯	触法	性格 行動	不登校	適性			育児・ しつけ
H27	13,912	2,377	1,095	2	36	5	53	101	8,287	108	241	387	689	132	196	198	5	9
H28	13,761	2,879	1,119	6	51		18	89	7,970	131	263	335	497	78	157	161	7	2
H29	15,323	3,673	1,390	4	49	1	3	83	8,536	161	255	373	456	60	116	156	7	3
H30	16,652	4,846	1,313	1	37	3	1	105	8,830	176	304	332	417	66	66	155		5
R元	16,725	5,380	1,206	4	29	1	3	86	8,834	130	179	254	344	67	64	138	6	2
(うち:ホット ライン)	1,480	780	337	1					9	40	29	3	70	15	1	106	89	2

養護相談内容別年次推移（第7表）

単位：件（ ）内は%

内 容 年 度	家 族 の 傷 病	養育環境上の問題							家 出				経 済 的 理 由	離 婚 ・ 別 居	父 母 の 死 亡	迷 子	そ の 他	計		
		虐 待	親 子 関 係 不 良	家 庭 不 和	未 婚 の 母	拘 置 ・ 服 役	母 の 出 産	そ の 他 (養育環境)	小 計	母	父	両 親							そ の 他	小 計
H27	232 (6.7)	2,377	180	136	33	49	7	220	3,002 (86.5)	24	4	1		29 (0.8)	45 (1.3)	35 (1.0)	18 (0.5)	7 (0.2)	104 (3.0)	3,472 (100.0)
H28	183 (4.6)	2,879	186	130	31	32	30	287	3,575 (89.4)	14	1	1		16 (0.4)	71 (1.8)	40 (1.0)	27 (0.7)	5 (0.1)	81 (2.0)	3,998 (100.0)
H29	222 (4.4)	3,673	248	137	34	74	21	361	4,548 (89.8)	26	1			27 (0.5)	93 (1.8)	41 (1.8)	18 (0.4)	2 (0.1)	112 (2.2)	5,063 (100.0)
H30	179 (2.9)	4,846	303	120	32	55	15	390	5,761 (93.6)	23	3	1		27 (0.4)	42 (0.7)	40 (0.6)	17 (0.3)		93 (1.5)	6,159 (100.0)
R元	187 (2.8)	5,380	225	130	27	25	9	419	6,215 (94.3)	6	5	3	7	21 (0.3)	62 (0.9)	45 (0.7)	12 (0.2)	1 (0.1)	43 (0.7)	6,586 (100.0)

＜犯相談内容別年次推移（第8表）

単位：件

事 案 内 容 年 度	家 出 ・ 外 泊	不 良 交 友	不 純 異 性 交 遊	深 夜 徘徊	怠 学	シ ン ナ ー 遊 び	家 財 持 出 し	盗 み	暴 力 ・ 粗 暴	性 的 いた ず ら	そ の 他	計
H27	93 (66)	10 (6)	18 (18)	9 (3)	4 (1)		14 (4)	32 (8)	29 (6)	17	15 (4)	241 (116)
H28	102 (68)	3 (2)	16 (16)	20 (12)	4 (2)		15 (5)	28 (7)	43 (12)	23	9 (3)	263 (127)
H29	96 (74)	7 (3)	9 (7)	15 (9)	4 (1)		22 (10)	25 (8)	48 (16)	17	12 (7)	255 (135)
H30	98 (75)	8 (6)	17 (14)	8 (5)	4 (1)		26 (8)	34 (6)	61 (14)	35 (2)	13 (5)	304 (136)
R元	66 (44)	4 (2)	8 (7)	9 (8)			15 (4)	18 (3)	34 (3)	18 (2)	7 (3)	179 (76)

(注) ( ) 内は、女子を内書き

触法相談内容別年次推移（第9表）

単位：件

事 案 内 容 年 度	窃 盗	粗 暴			器 物 損 壊	放 火 ・ 失 火	わ い せ つ	横 領	毒 劇 物 取 締 法 違 反	そ の 他	計
		恐 喝	暴 行	傷 害							
H27	179 (19)	3 (1)	29 (1)	20	21	21 (4)	33	17 (3)		64 (11)	387 (39)
H28	147 (34)	3 (1)	35 (6)	31 (4)	11 (2)	18 (1)	25	12 (1)		53 (6)	335 (55)
H29	152 (21)	5	41 (8)	24 (6)	22 (4)	13 (3)	28 (1)	8		80 (10)	373 (53)
H30	133 (24)	5	55 (4)	23 (1)	12 (2)	17	26	5	1 (1)	55 (7)	332 (39)
R元	104 (29)	1	27 (4)	14 (2)	19 (4)	11 (1)	30 (1)	3		45 (6)	254 (47)

(注) ( ) 内は、女子を内書き

#### (4) 年齢別・相談種別の受付状況

年齢別の相談受付件数は、5歳未満の年齢層では、養護や育児・しつけに関する相談が多くなっています。5歳から11歳までの年齢層では、発達障害や適性に関する相談が多くなっています。

また、12歳から15歳の年齢層ではぐ犯、触法、性格行動や不登校に関する相談が多くなっています。

年齢別・相談種別受付状況（第10表）

単位：件

構成比 %		年齢（歳）																		合計	
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18歳以上	
養護相談	児童虐待	331	383	357	396	358	330	318	326	321	330	312	329	279	264	228	176	161	134	47	5,380
	その他の養護	109	70	77	61	59	47	55	53	46	55	47	62	53	67	83	71	59	64	68	1,206
保健相談															1		1	2		4	
障害相談	肢体不自由									2	4	3	4	4	1	3	2	3	3	29	
	視聴覚											1								1	
	言語発達		1		1		1													3	
	重症心身		2	2	5	5	9	2	5	1	5	4	4	2	4	3	7	5	19	2	86
知的発達障害	知的	14	72	148	352	368	483	597	585	569	574	547	578	463	399	405	448	437	670	1,125	8,834
	発達障害				4	4	4	5	7	6	9	16	14	10	11	8	9	10	6	7	130
非行相談	ぐ犯								2	2	6	5	7	13	27	33	26	38	17	3	179
	触法							2	18	10	16	18	37	37	66	27	4	12	6	1	254
育成相談	性格行動		1		1	5	10	18	18	24	32	20	32	42	40	37	20	30	9	5	344
	不登校				1			1		3	5	4	3	7	16	16	4	5	2		67
	適性			2	1		4	5	5	3	4	8	6	8	7	7		2	2		64
	育し見つけ	14	18	19	19	11	12	6	8	8	4	2	4	5	4	2	2				138
その他		1		1					1		2		1								6
受付件数		469	547	606	841	810	900	1,009	1,028	993	1,044	987	1,081	923	910	850	770	762	934	1,261	16,725
構成比 (%)		2.8	3.3	3.6	5.0	4.8	5.4	6.0	6.2	5.9	6.3	5.9	6.5	5.5	5.4	5.1	4.6	4.6	5.6	7.5	100.0

(注)  は、各相談種別で、年齢別受付件数の多いものを示す。

## 2 対応の状況

### (1) 対応件数の推移

令和元年度の対応件数は16,594件で、平成30年度(16,619件)に比べ25件(0.2%)減少しました。

その内訳をみると、助言指導が10,161件(61.1%)と最も多く、法に基づく措置(児童福祉司指導～家庭裁判所送致)が計734件(4.7%)となっています。

相談種別の対応状況(第11表)

単位：件

年度	対応 総 数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童センター 家庭支援指導	市町指導委託	市町への 事案送致	福祉事務所 への通知	送致又は 通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		医療機関 受診委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児 施設等	その他	次年度へ 繰り越し	
		助言指導	継続指導	他あつ せん									入所	通所							
H27	14,094	7,922	258	14	22	16				5	186	310	10	3	64	11	225	5,048	886		
H28	14,037	8,031	231	19	57	16				2	172	328	6		58	13	221	4,883	872		
H29	15,049	8,579	252	20	53	9	4	99	132	159	300	6		45	3	216	5,172	1,375			
H30	16,619	9,897	223	107	91	5	5	49	115	156	251	5		43	12	194	5,466	1,551			
R元	16,594	10,161	265	129	112	20	3	25	146	132	240	3		49	4	141	5,164	1,871			
相 談 種 別	養護相談	児童虐待	5,291	4,459	156	102	17	2	7		105			17				324	702		
	養護	その他の養護	1,256	912	64	3	2	1	18		102			26				122	73		
	保健		4	4																	
	障 害 相 談	肢体不自由	30	3															27	1	
		視聴覚	1																	1	
		言語発達	3																	3	
		重症心身	83	6						1									56	20	
	知 的 発 達 障 害	知的	8,710	4,081						145		4							58	4,422	992
		発達障害	128	73	1															54	4
		その他																			
	非 行 相 談	ぐ犯	203	118	16	6	5					10	10		3	2			33	17	
		触法	255	68	6	11	1					122	5		1	2			39	58	
	育 成 相 談	性格行動	347	221	18	1	1	1				13			2				90	22	
		不登校	68	56	5	1						1	3						2		
		適性	65	23															42	2	
育児・しつけ		144	136		1														7		
その他	6	1																5			
総数	16,594	10,161	265	129	112	20	3	25	146	132	240	3		49	4	141	5,164	1,871			
構成比(%)	100.0	61.1	1.6	0.8	0.7	0.1	0.1	0.2	0.9	0.8	1.4	0.1		0.3	0.1	0.8	31.0				

(注1) 対応件数には30年度からの繰り越しへの対応件数を含む。

(注2) その他対応とは、調査依頼の回答、施設在所期間延長の通知、判定意見書発行等である。



(2) こども家庭センター別の対応状況

こども家庭センター別対応状況（第12表）

単位：件

対応 こども家庭センター	対応 総 数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	セ ン タ ー 支 援 指 導	市 町 指 導 委 託	市 町 へ の 事 案 送 致	福 祉 事 務 所 へ の 知 照	送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 入 所	児 童 福 祉 施 通 所	指 定 機 関 支 援 委 託	医 療 関 連 支 援 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 利 用 契 約	そ の 他	次 年 度 へ 繰 り 越 し
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 あ っ せ 機 関																	
中 央	3,439	2,229	63	19	21	11	2			65	31	72	3		10	1	40	872	427		
洲本分室	461	276	7	1	8						2	11					8	148	33		
西 宮	4,680	2,999	62	61	43	4	1	16	9	27	48			10	2	13	1,385	518			
川 西	4,417	2,449	95	27	25	2		2		26	33			12		47	1,699	468			
丹波分室	430	254	7		3					2	4					6	154	19			
姫 路	3,323	2,091	20	13	18	3		6	71	48	71			14	1	27	940	425			
豊 岡	735	393	25	9	5			1	1		16			3		14	268	33			
計	16,594	10,161	265	129	112	20	3	25	146	132	240	3		49	4	141	5,164	1,871			
神戸市	8,105	6,497	456	84	22	3		806		3	141	2		21	4	9	57	1,415			
明石市	1,990	1,009	351	12	10				2	2	16	5		14		1	568	104			

(注) 対応件数には30年度からの繰り越しへの対応件数を含む。

## (3) 調査・診断・指導の実施状況

こども家庭センター別調査・診断・指導実施状況（第13表）

単位：回

区 分		中 央	西 宮	川 西	姫 路	豊 岡	計	
相 談 受 付 件 数		3,451	4,795	4,422	3,353	704	16,725	
調 査 診 断 ・ 社 会 指 導	児 童	1,324	1,442	1,648	1,050	322	5,786	
	保 護 者	3,427	5,089	5,409	2,215	739	16,879	
	そ の 他	4,741	7,800	7,136	2,459	1,644	23,780	
	計	9,492	14,331	14,193	5,724	2,705	46,445	
医 学 診 断 指 導	診 察 ・ 指 導	精 神 科	252	435	115	40	69	911
		小 児 科	309	114	90	444	135	1,092
		そ の 他	952	21		6	6	985
	医 学 的 検 査	99	1		15	4	119	
	そ の 他	410	31		49	7	497	
	計	2,022	602	205	554	221	3,604	
心 理 診 断 指 導	心 理 検 査	知 能 検 査	226	69	135	61	120	611
		発 達 検 査	872	1,096	911	932	120	3,931
		人 格 検 査	314	121	121	106	131	793
		そ の 他 の 検 査	252	56	43	37	73	461
		計	1,664	1,342	1,210	1,136	444	5,796
	面 指 接 ・ 観 察 指 導	児 童	2,691	2,097	1,840	1,628	602	8,858
		保 護 者	1,087	1,272	1,297	1,024	295	4,975
		そ の 他	783	408	384	223	248	2,046
計	4,561	3,777	3,521	2,875	1,145	15,879		
そ 診 の 断 他 指 の 導	児 童	156	19	1	47	32	255	
	保 護 者	29	19	1	51	52	152	
	そ の 他	27	17	3	118	77	242	
	計	212	55	5	216	161	649	

(4) 継続指導の実施状況

措置後の指導（心理療法・カウンセリング）実施状況（第14表）

単位：回

区 分		中 央	西 宮	川 西	姫 路	豊 岡	計	合 計
児童心理司	児 童	1,053	615	641	573	329	3,211	6,253
	保 護 者	310	183	233	98	83	907	
	そ の 他	722	344	533	332	204	2,135	
児童福祉司	児 童	831	496	550	145	121	2,143	16,910
	保 護 者	1,834	1,461	1,544	337	585	5,761	
	そ の 他	3,134	2,240	2,387	477	768	9,006	
そ の 他	児 童	2	27	29	22	56	136	748
	保 護 者	38	29	68	22	81	238	
	そ の 他	40	34	80	38	182	374	
計	児 童	1,886	1,138	1,220	740	506	5,490	23,911
	保 護 者	2,182	1,673	1,845	457	749	6,906	
	そ の 他	3,896	2,618	3,000	847	1,154	11,515	

(5) 療育手帳の判定及び交付の状況

兵庫県では平成18年度より発達障害のある子どもに対しても療育手帳を交付しています。  
令和元年度は、1,286人の発達障害児を含め、4,102人に療育手帳を交付しました。

こども家庭センター別療育手帳判定及び交付状況（第15表）

単位：件

区 分		中 央	西 宮	川 西	姫 路	豊 岡	計	構成比(%)
受 付 件 数		963 (194)	1,190 (167)	1,076 (284)	941 (199)	135 (13)	4,305 (857)	
取 下 げ 件 数		20 (23)	22 (6)	17 (20)	11 (5)	2	72 (54)	
新 規	A（重 度）	26 (12)	32 (7)	16 (7)	26 (5)	2	102 (31)	7.4
	B <sub>1</sub> （中 度）	19 (10)	41 (5)	26 (8)	52 (11)	4	142 (34)	10.3
	B <sub>2</sub> （軽 度）	235 (73)	323 (62)	264 (84)	256 (82)	54 (4)	1,132 (305)	82.3
	計	280 (95)	396 (74)	306 (99)	334 (98)	60 (4)	1,376 (370)	100.0
更 新	A（重 度）	116 (22)	176 (30)	124 (47)	136 (29)	21 (1)	573 (129)	29.7
	B <sub>1</sub> （中 度）	72 (9)	73 (9)	67 (25)	64 (13)	9	285 (56)	14.8
	B <sub>2</sub> （軽 度）	258 (45)	316 (48)	261 (89)	204 (53)	31 (8)	1,070 (243)	55.5
	計	446 (76)	565 (87)	452 (161)	404 (95)	61 (9)	1,928 (428)	100.0
交 付 件 数		726 (171)	961 (161)	758 (260)	738 (193)	121 (13)	3,304 (798)	
（うち発達障害児 への交付件数）		214 (44)	298 (57)	274 (85)	202 (60)	44 (8)	1,032 (254)	
非 該 当								
次年度繰り越し件数		217	207	305	192	12	929	

(注) ( ) は、30年度からの繰り越し件数の外書き

(6) 児童福祉施設等への措置及び契約の状況

施設別・相談種別措置及び里親委託状況（令和元年度対応分）（第16表）

単位：件

種別	施設	乳児院	児童養護施設	障害児入所施設		指定医療機関 発達支援	児童自立支援施設	児童心理施設		里親	計	自立援助ホーム
				福祉型	医療型			入所	通所			
養護相談	児童虐待	15	86	11	1			11		24	148	9
	その他の養護	43	65	11			6	7		42	174	1
保健												
障害相談	肢体不自由											
	視聴覚											
	言語発達											
	重症心身知的発達障害			2							2	
徘徊相談	ぐ犯						8	2		3	13	3
	触法			1			4				5	1
育成相談	性格行動		5	2			6	5		2	20	
	不登校								3		3	
	適性											
その他												
計		58	156	27	1		24	25	3	71	365	14

こども家庭センター別施設等措置状況（令和元年度対応分）（第17表）

単位：件

こども家庭センター	施設	乳児院	児童養護施設	障害児入所施設		指定医療機関 発達支援	児童自立支援施設	児童心理施設		里親	計	自立援助ホーム
				福祉型	医療型			入所	通所			
中	中央	12	76	5	1		5	7	3	18	127	3
	洲本分室	2	10	1	1						14	
西	宮	18	23	11			5	5		24	86	6
川	西	5	12	6			6	5		13	47	5
	丹波分室		2	2			1			1	6	
姫	路	19	36	4			8	4		14	85	
豊	岡	4	9	1				4		2	20	
計		58	156	27	1		24	25	3	71	365	14
神戸市		33	80	3			20	8		21	165	5
明石市		6	67	9	1	1	8	15		28	135	

施設別・相談種別契約状況（令和元年度対応分）（第18表）

単位：件

種別	施設	乳児院	児童養護施設	障害児入所施設		指定医療機関 発達支援	児童自立支援施設	児童心療施設		里親	計
				福祉型	医療型			入所	通所		
養護相談	児童虐待										
	その他の養護										
保健											
障害相談	肢体不自由			6	21						27
	視聴覚										
	言語発達										
	重症心身				50	5					55
非行相談	知的発達障害			59							59
	ぐん犯触法										
育成相談	性格行動										
	不登校										
	適性 育児・しつけ										
その他											
計				65	71	5					141

こども家庭センター別施設等契約状況（令和元年度対応分）（第19表）

単位：件

こども家庭センター	施設	乳児院	児童養護施設	障害児入所施設		指定医療機関 発達支援	児童自立支援施設	児童心療施設		里親	計
				福祉型	医療型			入所	通所		
中	中央室			23	17						40
	洲本分室			5	3						8
西	宮西			1	12						13
	丹波分室			23	24						47
姫	路岡			4	2						6
	豊岡			8	18	1					27
計				10		4					14
計				65	71	5					141
神戸市				5	4						9
明石市				7	3	2					12

こども家庭センター別施設別児童在籍状況（第20表）

（令和2年3月31日現在）単位：人

こども家庭センター		中 央		西 宮		川 西		姫 路		豊 岡		総 数		
施 設		措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	
入 所	乳 児 院	21		25		3		28		8		85		
	児 童 養 護 施 設	216		217		99		204		19		755		
	里 親 委 託	47		70		36		63		8		224		
	障 入 害 所 施 設 児 設	福 祉 型	27	19	39	5	23	13	26	8	4	6	119	51
		医 療 型	7	12	8	14	3	8	1	18		3	19	55
	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関	3	2	1	3				1			4	6	
	児 童 自 立 支 援 施 設	8		9		11		8				36		
	児 童 心 理 治 療 施 設	14		12		16		12		3		57		
	入 所 合 計	343	33	381	22	191	21	342	27	42	9	1,299	112	
通 所	児 童 心 理 治 療 施 設													
	通 所 合 計													
合 計		343	33	381	22	191	21	342	27	42	9	1,299	112	

（注）令和2年3月31日付解除人数を含む。

(7) 里親・里子の状況

こども家庭センター別里親の状況 (第21表)

単位：世帯

区 分		中 央	西 宮	川 西	姫 路	豊 岡	計	ファミリーホーム事業者(再掲)
認定及び登録里親数①		79	101	79	113	31	403	11
受託里親数②		26	34	28	40	6	134	11
受託児童数	管内児童	30	46	29	49	8	162	32
	管外児童	22	9	11	17	1	60	25
	計	52	55	40	66	9	222	57
受託率② / ①		32.9	33.7	35.4	35.4	19.4	33.3	100.0

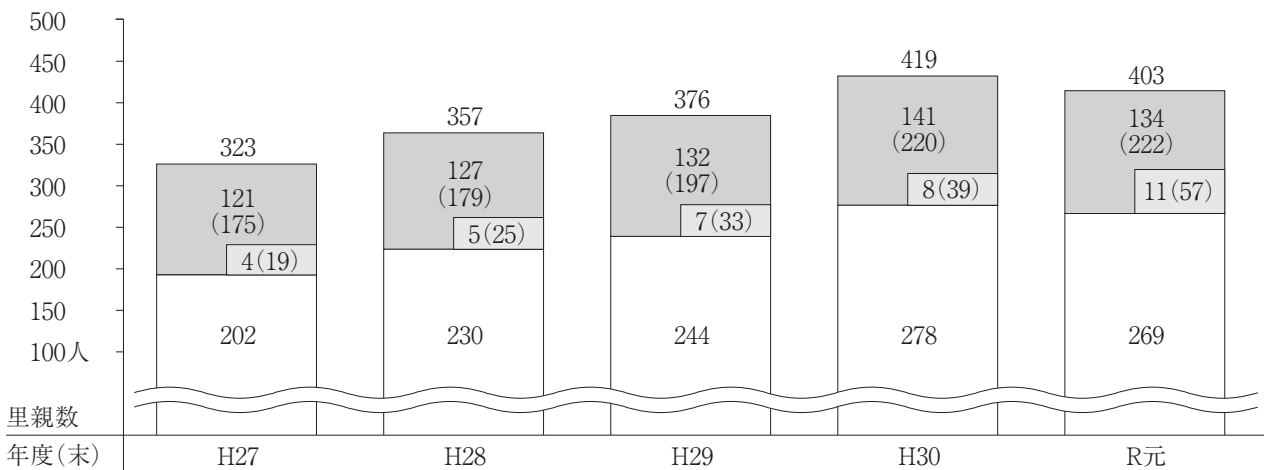
(注1) 受託児童数は、県に登録された里親が受託した子どもの数であり、県こども家庭センター（5所）以外からの里親委託の数を含む。

(注2) 令和2年3月31日付解除人数を含む。

(注3) 登録里親数には、ファミリーホーム事業者を含む。

県内里親登録数・受託里親数年次推移 (第5図)

■ 受託里親 □ 受託ファミリーホーム再掲 □ 未受託里親 ( ) 内は受託児童数



登録里親の状況 (第22表)

単位：世帯

区分		こども家庭センター	中 央	西 宮	川 西	姫 路	豊 岡	計	神戸市	明石市
認定及び登録里親数			79	101	79	113	31	403	151	43
内 訳	養育里親数		73	90	72	105	31	371	146	41
	専門里親数		7	3	3	3	5	21	2	1
	養子縁組里親数		28	50	27	24	10	139	65	14
	親族里親数		6	4	2	9		21	5	2
ファミリーホーム事業者(再掲)			5	1	1	4		11	4	1

(注1) 内訳は、複数の種類の里親登録者を含むため、認定及び登録里親数に一致しない。

(注2) 令和2年3月31日付解除人数を含む。



こども家庭センター別里子の状況（第23表）

単位：人

区 分		中 央	西 宮	川 西	姫 路	豊 岡	計	ファミリーホーム (再掲)
H31.3.31現在の委託児童数		49	62	30	51	7	199	33
令和元年度新規委託児童数		18	24	17	19	2	80	25
解 除	養 子 縁 組	1	8	1	2		12	
	満 年	4	1		1		6	
	就 職		2		1		3	
	そ の 他	4	1	5	5	2	17	2
	計	9	12	6	9	2	38	2
変 更	児童福祉施設入所	8		2	1		11	2
	里 親	3	4	3	1		11	
	計	11	4	5	2		22	2
R2.3.31現在の委託児童数		47	70	36	59	7	219	54

(注1) 委託児童数は、県こども家庭センター（5所）が里親委託した子どもの数に限る。

(注2) 令和2年3月31日付解除人数を含まない。

委託児童の年齢区分（第24表）

単位：人

年 齢 区 分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計
児 童 数	54	67	47	49	7	224
構 成 比 (%)	24.1	29.9	21.0	21.9	3.1	100.0
ファミリーホーム(再掲)	6	16	16	14	1	53

(注1) 委託児童数は、県こども家庭センター（5所）が里親委託した子どもの数に限る。

(注2) 令和2年3月31日付解除人数を含む。

### 3 虐待相談の状況

#### (1) 相談受付件数の推移

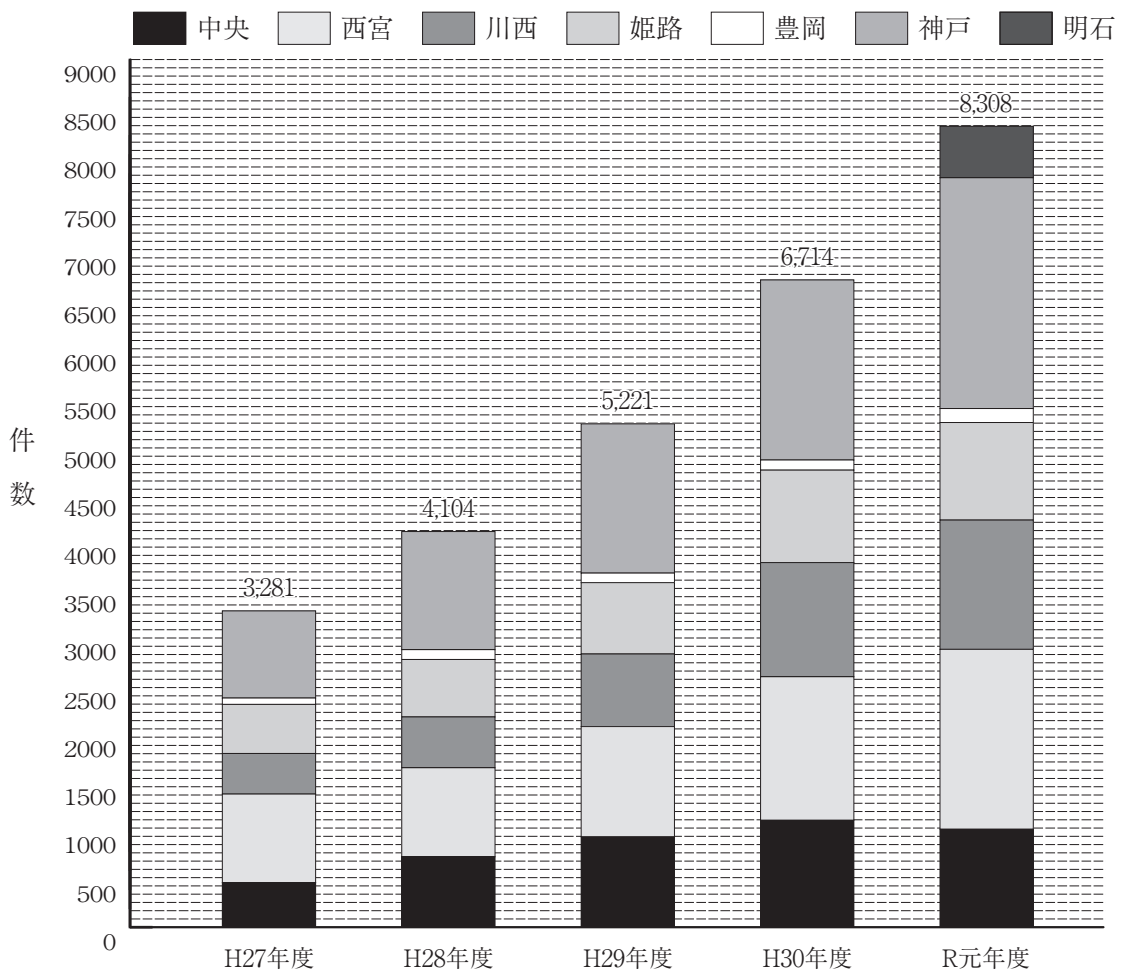
令和元年度の県下5こども家庭センターの虐待相談の件数は5,380件で、平成30年度(4,846件)に比べ534件(11.0%)増加しました。

こども家庭センター別受付年次推移(第25表)(第6図)

単位：件

年度	こども家庭センター 中 央	西 宮	川 西	姫 路	豊 岡	計	神 戸 市	明 石 市
H27	463	918	421	509	66	2,377	904	—
H28	731	923	527	596	102	2,879	1,225	—
H29	937	1,144	753	740	99	3,673	1,548	—
H30	1,109	1,489	1,184	959	105	4,846	1,868	—
R元	1,016	1,866	1,341	1,012	145	5,380	2,394	534

(注) H30までの明石市数値は、中央に含む



(2) 受付・対応の状況

令和元年度に受け付けた分のうち対応した件数は4,765件でした。このうち、施設入所や里親委託をしたのは92件で、対応件数の1.9%となっています。

こども家庭センター受付・対応状況（第26表）

単位：件

対応 こども 家庭センター	前 年 繰 り 越 し 度 し	年 受 度 中 付	対 応								次 年 繰 り 越 へ し		
			児 童 福 祉 施 設 に 入 所		里 親 委 託		面 接 指 導		そ の 他			計	
中 央	139	1,016	(6)	37	(1)	5	(126)	775	(6)	68	(139)	885	153
西 宮	148	1,866	(3)	11			(131)	1,488	(14)	141	(148)	1,640	247
川 西	96	1,341	(2)	12		5	(88)	1,110	(6)	116	(96)	1,243	115
姫 路	129	1,012	(11)	13	(1)	4	(63)	815	(54)	15	(129)	847	169
豊 岡	14	145	(5)	5	(1)		(8)	113		32	(14)	150	18
計	526	5,380	(27)	78	(3)	14	(416)	4,301	(80)	372	(526)	4,765	702
神戸市	293	2,394		62		1		1,346		821		2,230	457
明石市		534		6		7		531		65		609	28

(注) ( ) は、30年度からの繰り越し件数の外書き

### (3) 相談の経路

相談の経路は、警察等が3,207件（59.6％）と最も多く、次いで、近隣・知人が792件（14.7％）、市福祉事務所が489件（9.1％）、県その他が289件（5.4％）と多くなっています。

こども家庭センター別相談経路（第27表）

単位：件

経路 こども家庭センター	県		市			町			児童福祉施設・関係 児童福祉施設 児童福祉施設 指定発達支援医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所 保健所		医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設						指定発達支援医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等									
中央		(7)	(15)					(1)			(110)			(3)								(2)		(1)			(139)	
西宮	(1)	(8)	(12)					(1)			(112)			(5)								(2)		(6)	(1)		(148)	
川西	5	121	73					5	33	3	1,201	1		24	2	12					7	38	12	320	4	4	1,866	
姫路	5	(6)	(8)								(80)			(1)										(1)			(96)	
豊岡	7	(1)	(14)								(100)										(2)			(10)	(1)		(129)	
計	17	(22)	(49)				(2)	(2)			(407)			(9)	(3)	(4)					(2)	(4)		(18)	(2)	(1)	(526)	
神戸市																												
明石市 <sup>※</sup>	41	76	27	1	5	12	19	1	1		2	206	1	6	2						5	33	5	90	2	8	609	

(注) ( ) は、30年度からの繰り越し件数の外書き

※明石市は、対応件数の内訳を記載

#### (4) 主な虐待者

主な虐待者は、実母が2,615件（48.6%）と最も多く、次いで実父が2,325件（43.2%）と多くなっています。実母と実父と合わせると全体の91.8%を占めています。

こども家庭センター別虐待者の状況（第28表）

単位：件

虐待者 こども 家庭センター	実 父	実父以外の 父	実 母	実母以外の 母	そ の 他	計
中 央	(70) 460	(3) 81	(57) 448	7	(9) 20	(139) 1,016
西 宮	(62) 775	(16) 72	(64) 964	(6) 11	44	(148) 1,866
川 西	(59) 555	(6) 58	(26) 693	(2) 3	(3) 32	(96) 1,341
姫 路	(73) 483	(4) 55	(50) 449	(1) 3	(1) 22	(129) 1,012
豊 岡	(8) 52	(1) 7	(4) 61		(1) 25	(14) 145
計	(272) 2,325	(30) 273	(201) 2,615	(9) 24	(14) 143	(526) 5,380
神戸市	811	143	1,395	7	38	2,394
明石市 <sup>**</sup>	214	20	357		18	609

(注) ( ) は、30年度からの繰り越し件数の外書き

※明石市は、対応件数の内訳を記載

#### (5) 被虐待者の年齢・相談種別の状況

虐待を受けた子どもの年齢をみると、学齢前までが2,330件（43.3%）、小学生が1,912件（35.5%）と多くなっています。

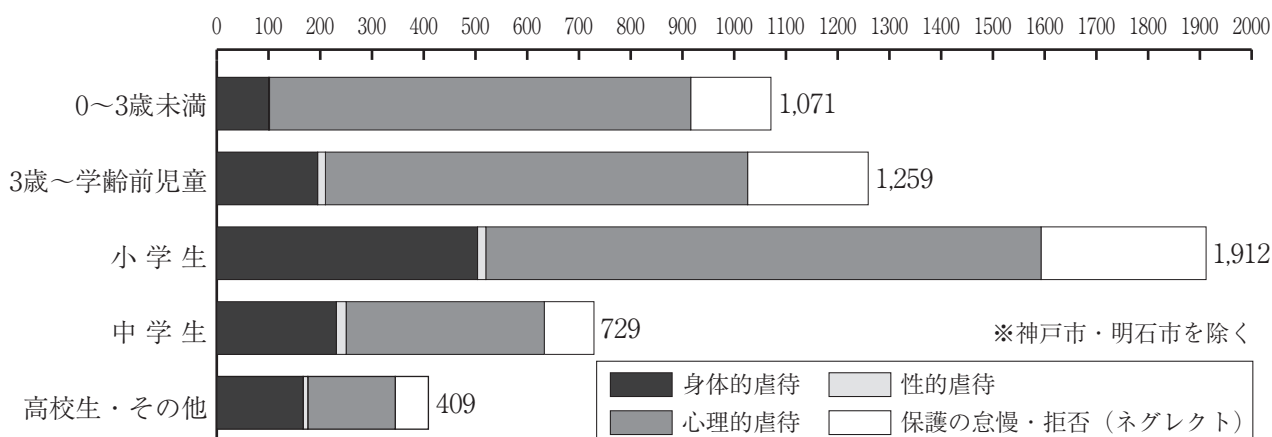
相談種別では、心理的虐待が3,255件（60.5%）と最も多く、次いで身体的虐待が1,197件（22.2%）と多くなっています。

0歳から3歳未満では心理的虐待の割合が76.0%と多くなっています。

心理的虐待には、近隣からの泣き声通報等により調査した結果、身体の傷やネグレクトが認められなかったケースも含まれています。

被虐待者の年齢・相談種別（第7図）

単位：件



こども家庭センター別被虐待者の年齢・相談種別（第29表）

単位：件

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	計	
0～3歳未満	中央	(3) 25	1	(24) 126	(1) 32	(28)	184
	西宮	(3) 28	1	(20) 265	(7) 47	(30)	341
	川西	(1) 25		(16) 203	28	(17)	256
	姫路	(1) 16		(14) 200	(2) 44	(17)	260
	豊岡	6		(2) 20	4	(2)	30
	合計	(8) 100	2	(76) 814	(10) 155	(94)	1,071
	神戸市	53	1	359	83		496
	明石市	18		95	40		153
3歳～学齢前	中央	(6) 40	3	(18) 125	(8) 30	(32)	198
	西宮	(5) 66	3	(26) 294	(1) 88	(32)	451
	川西	47	3	(11) 219	(4) 39	(15)	308
	姫路	(10) 38	6	(24) 161	(4) 68	(38)	273
	豊岡	(1) 4		(4) 17	8	(5)	29
	合計	(22) 195	15	(83) 816	(17) 233	(122)	1,259
	神戸市	114	6	327	125		572
	明石市	33		91	43		167
小学生	中央	(15) 91	(1) 7	(27) 222	(5) 60	(48)	380
	西宮	(20) 155	(1) 4	(31) 396	(8) 120	(60)	675
	川西	(9) 155	(2) 1	(27) 284	(1) 64	(39)	504
	姫路	(12) 77	(1) 4	(30) 148	(5) 68	(48)	297
	豊岡	(1) 26		(1) 23	7	(2)	56
	合計	(57) 504	(5) 16	(116) 1,073	(19) 319	(197)	1,912
	神戸市	242	15	385	168		810
	明石市	36	4	86	45		171
中学生	中央	(10) 53	8	(11) 74	(1) 19	(22)	154
	西宮	(9) 63	1	(4) 146	(1) 38	(14)	248
	川西	(7) 59	(1) 4	(8) 98	19	(16)	180
	姫路	(6) 44	5	(9) 57	(3) 20	(18)	126
	豊岡	(2) 12	1	(1) 8	(1)	(4)	21
	合計	(34) 231	(1) 19	(33) 383	(6) 96	(74)	729
	神戸市	126	12	143	58		339
	明石市	40	1	32	12		85
高校生・その他	中央	(2) 51	(1) 4	(5) 33	(1) 12	(9)	100
	西宮	(7) 48	1	(3) 80	(2) 22	(12)	151
	川西	(5) 37	1	(3) 36	(1) 19	(9)	93
	姫路	(2) 27	(2) 3	(4) 18	8	(8)	56
	豊岡	(1) 4		2	3	(1)	9
	合計	(17) 167	(3) 9	(15) 169	(4) 64	(39)	409
	神戸市	77	5	64	31		177
	明石市	11		17	5		33
計	中央	(36) 260	(2) 23	(85) 580	(16) 153	(139)	1,016
	西宮	(44) 360	(1) 10	(84) 1,181	(19) 315	(148)	1,866
	川西	(22) 323	(3) 9	(65) 840	(6) 169	(96)	1,341
	姫路	(31) 202	(3) 18	(81) 584	(14) 208	(129)	1,012
	豊岡	(5) 52	1	(8) 70	(1) 22	(14)	145
	合計	(138) 1,197	(9) 61	(323) 3,255	(56) 867	(526)	5,380
	神戸市	612	39	1,278	465		2,394
	明石市*	138	5	321	145		609

(注) ( ) は、30年度からの繰り越し件数の外書き

※明石市は、対応件数の内訳を記載

(6) 親権・後見人等関係

こども家庭センター別親権・後見人等関係 (第30表)

単位：件

		法第28条第1項第1号・第2号による措置	法第28条第2項による措置	親権停止 審判の請求	親権喪失 審判の請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	中央	13			1	5	
	西宮	4	3		1	4	
	川西			2		3	
	姫路	2					
	豊岡	2					
	計	21	3	2	2	12	
取下げ・ 却下件数	中央	7			1		
	西宮	1					
	川西						
	姫路						
	豊岡						
	計	8			1		
承認件数	中央	5			(1)	5	
	西宮	(2)				2	
	川西			2		3	
	姫路	2					
	豊岡	2					
	計	(2) 9		2	(1)	10	

(注1) ( ) は、30年度からの繰り越し件数を外書き

(注2) 承認は年度を越す場合があるため、請求件数と承認件数は必ずしも一致しない。

#### 4 一時保護の状況

一時保護とは、何らかの事情で緊急に保護が必要となった場合や、援助方針を定める上で行動観察をする必要がある場合、あるいは短期間の生活指導が必要となった場合などに、通常一時保護所で行われます。兵庫県では、中央こども家庭センターに一時保護所を設置しています。

##### (1) 一時保護所の入所状況

令和元年度に一時保護所を利用した子どもは409人で、一日平均すると34.8人となり、平成30年度に比べ1.1人増加しています

こども家庭センター別一時保護所利用状況（第31表）

区分	入所児童数				延人員				1日平均 在所人員	1人平均 在所日数
			うち虐待				うち虐待			
中央	130	(4)	83	(4)	3,483	(70)	2,243	(70)	9.5	26.8
西宮	112	(10)	53	(5)	3,838	(389)	2,079	(212)	10.5	34.3
川西	87	(6)	43	(2)	2,812	(109)	1,759	(66)	7.7	32.3
姫路	61	(5)	32	(3)	2,008	(128)	1,010	(43)	5.5	32.9
豊岡	19	(2)	13	(1)	584	(58)	413	(21)	1.6	30.7
計	409	(27)	224	(15)	12,725	(754)	7,504	(412)	34.8	31.1
神戸市	373		235		11,737		8,475		32.1	33.0
明石市	63		36		2,159		1,189		5.9	34.3

(注) ( ) は、30年度からの繰り越し件数を内書き



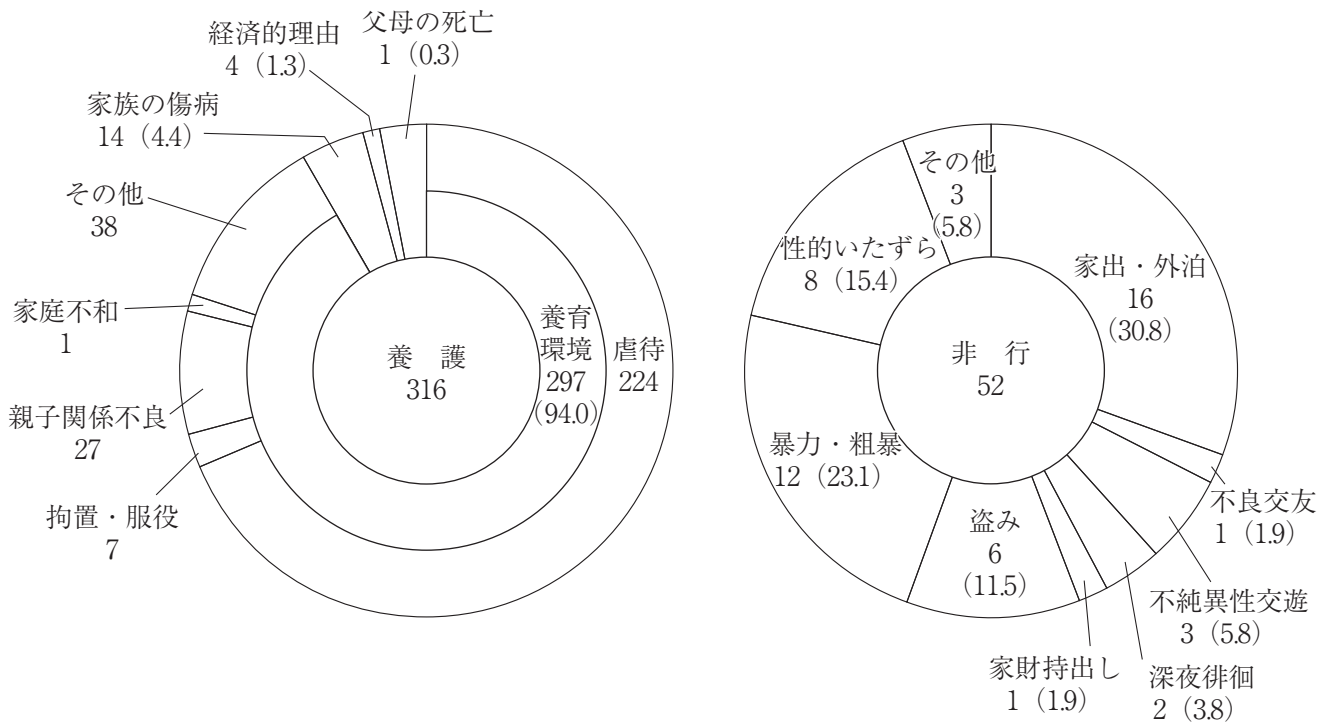
一時保護児童相談種別年次推移（第8図）

単位：人  
( )内は%

年度	養護	うち虐待	非行	育成	合計
H27年度	276 (64.1)	128 (29.7)	98 (22.7)	57 (13.2)	431
H28年度	303 (67.9)	133 (29.8)	87 (19.5)	56 (12.6)	446
H29年度	314 (70.6)	161 (36.2)	73 (16.4)	58 (13.0)	445
H30年度	281 (70.8)	176 (44.3)	58 (14.6)	58 (14.6)	397
R元年度	316 (77.3)	224 (54.8)	52 (12.7)	41 (10.0)	409

養護・非行相談一時保護理由（第9図）

単位：人  
( )内は%



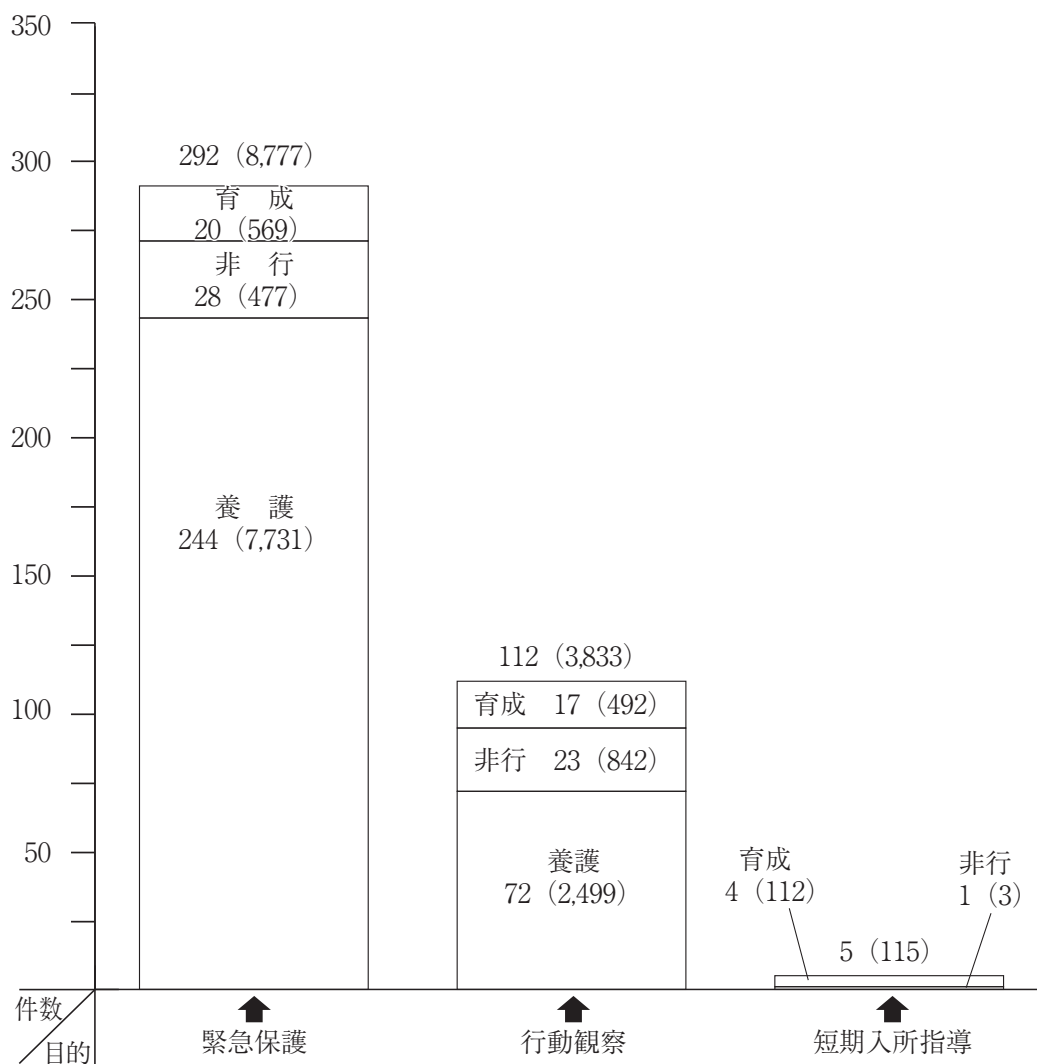
## (2) 保護目的別・種別の一時保護の状況

一時保護の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導の3つがあります。令和元年度は、緊急保護が292件（71.4%）と最も多く、次いで行動観察が112件（27.4%）となっています。

緊急保護は、平成30年度に比べ16件（5.2%）減少しました。

保護目的別・種別一時保護状況（第10図）

単位：人  
（ ）内は延人数



(3) 一時保護児童の種別・年齢・保護日数・保護解除先の状況

一時保護児童種別・年齢・保護日数・保護解除先状況 (第32表)

単位：人  
( ) 内は%

区分		種別	養 護	非 行	育 成	計	
保 護 数			316	52	41	409	(100.0)
こども家庭センター別	中 央		107	15	8	130	(31.8)
	西 宮		88	16	8	112	(27.4)
	川 西		54	14	19	87	(21.3)
	姫 路		51	6	4	61	(14.9)
	豊 岡		16	1	2	19	(4.6)
年 齢	0 ～ 2 歳		4			4	(1.0)
	3 歳 以 上 幼 児		62		1	63	(15.4)
	小 学 生		146	9	15	170	(41.5)
	中 学 生		85	29	20	134	(32.8)
	中 卒		19	14	5	38	(9.3)
保 護 日 数	7 日 以 内		37	15	11	63	(15.4)
	14 日 以 内		38	5	1	44	(10.8)
	21 日 以 内		35	9	2	46	(11.2)
	30 日 以 内		50	4	10	64	(15.7)
	60 日 以 内		125	14	14	153	(37.4)
	61 日 以 上		31	5	3	39	(9.5)
保 護 解 除 先	児 童 養 護 施 設		41	1	1	43	(10.5)
	児 童 自 立 支 援 施 設		4	12	7	23	(5.6)
	そ の 他 の 施 設		14	1	6	21	(5.1)
	里 親		14	4		18	(4.4)
	家 庭		142	17	11	170	(41.6)
	そ の 他		83	16	12	111	(27.2)
次年度へ繰り越し			18	1	4	23	(5.6)
男女別内訳	男		145	33	25	203	(49.6)
	女		171	19	16	206	(50.4)

### 一時保護児童年齢別保護日数状況（第33表）

単位：人

年齢	保護日数	7日以内	14日以内	21日以内	30日以内	60日以内	61日以上	計
0 ～ 2 歳						4		4
3 歳以上 幼児		1	10	6	15	27	4	63
小 学 生		14	17	18	28	68	25	170
中 学 生		31	13	17	19	45	9	134
中 卒 以 上		17	4	5	2	9	1	38
計		63	44	46	64	153	39	409

#### (4) 一時保護委託の状況

こども家庭センターでの一時保護が困難な場合、適切な機関等に一時保護を委託しています。令和元年度は1,358件の委託を行いました。

委託先は、児童養護施設が483件（35.6%）と最も多く、次いで里親が297件（21.9%）、警察が239件（17.6%）と多くなっています。

### こども家庭センター別一時保護委託状況（第34表）

単位：人

こども家庭センター	委託先	警 察	乳児院	児童養護施設	里 親	その他	計	うち虐待
	中 央	45 (56)	22 (1,067)	139 (4,010)	45 (1,137)	44 (1,415)	295 (7,685)	210 (5,866)
西 宮	81 (99)	30 (1,377)	140 (1,939)	69 (1,064)	58 (923)	378 (5,402)	163 (2,730)	
川 西	53 (61)	17 (330)	75 (1,026)	110 (1,417)	64 (924)	319 (3,758)	124 (1,719)	
姫 路	57 (62)	41 (1,458)	101 (1,906)	38 (1,061)	38 (1,410)	275 (5,897)	133 (3,041)	
豊 岡	3 (4)	19 (674)	28 (1,231)	35 (700)	6 (528)	91 (3,137)	51 (2,434)	
計	239 (282)	129 (4,906)	483 (10,112)	297 (5,379)	210 (5,200)	1,358 (25,879)	681 (15,790)	
神 戸 市	147 (545)	104 (2,586)	75 (4,113)	40 (1,182)	50 (2,222)	416 (10,648)	199 (4,636)	
明 石 市	21 (23)	7 (352)	6 (122)	38 (818)	7 (70)	79 (1,385)	33 (742)	

（注1）30年度からの継続分を含む。

（注2）（ ）内は委託延日数である。

### 一時保護委託年次推移（第35表）

単位：人

年度	委託先	警 察	乳児院	児童養護施設	里 親	その他	計
H27		153	61	184	31	74	503
H28		209	78	221	65	102	675
H29		271	138	345	67	87	908
H30		290	90	392	146	152	1,070
R元		239	129	483	297	210	1,358

## 5 児童虐待防止24時間ホットラインの受付・対応の状況

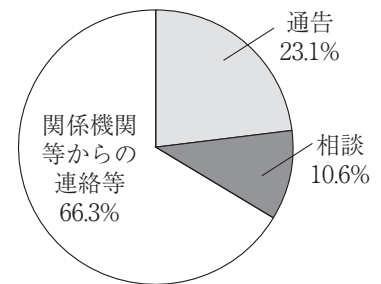
夜間、休日において児童虐待など緊急の相談に対応するため、平成14年度から中央こども家庭センターに児童虐待相談員を配置し、電話相談に応じています。

### (1) 受付の内容

令和元年度の受付件数は、通告が908件（23.1%）、相談が415件（10.6%）となっています。

受付内容（第36表）（第11図） 単位：件  
（ ）内は%

通	告	908	(23.1%)
相	談	415	(10.6%)
関係機関等からの連絡等		2,605	(66.3%)
合 計		3,928	(100.0%)



(注) 「関係機関等からの連絡等」は、通告・相談以外の事務連絡等である。

### (2) 通告内容別の受付・対応の状況

通告の内容は、虐待が724件（79.7%）と最も多くなっています。次いで虐待以外の養護が130件（14.3%）、性格行動が29件（3.2%）と多くなっています。

また、通告の対応では、緊急対応が349件（38.4%）、後日連絡が559件（61.6%）となっています。通告を受けて一時保護又は一時保護委託を行ったものは222件（24.4%）でした。

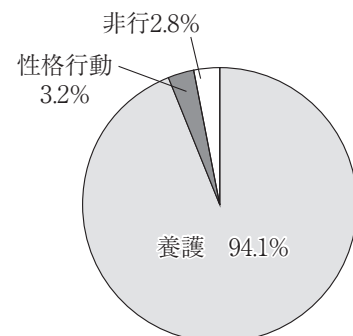
通告内容別受付・対応状況（第37表）（第12図）

単位：件

区 分	経 路				ホットラインでの対応			こども家庭センターでの対応			
	警察等	近隣・知人	その他	合計	緊急対応	後日連絡	合計	一時保護	一時保護委託	その他	合計
養 護	(167) 273	(475) 481	(82) 100	(724) 854	(191) 297	(533) 557	(724) 854	(12) 16	(106) 175	(606) 663	(724) 854
性格行動	28		1	29	28	1	29	3	13	13	29
非 行	21		4	25	24	1	25	4	11	10	25
合 計	(167) 322	(475) 481	(82) 105	(724) 908	(191) 349	(533) 559	(724) 908	(12) 23	(106) 199	(606) 686	(724) 908

(注1) ( ) 内は虐待相談件数の内書き

(注2) こども家庭センターでの対応は、ホットラインから連絡後、48時間以内程度で初期対応をした件数である。



### (3) 相談内容別の受付・対応の状況

相談の内容は、養護が230件（55.4%）と最も多く、次いでしつけが90件（21.7%）、障害が37件（9.0%）と多くなっています。

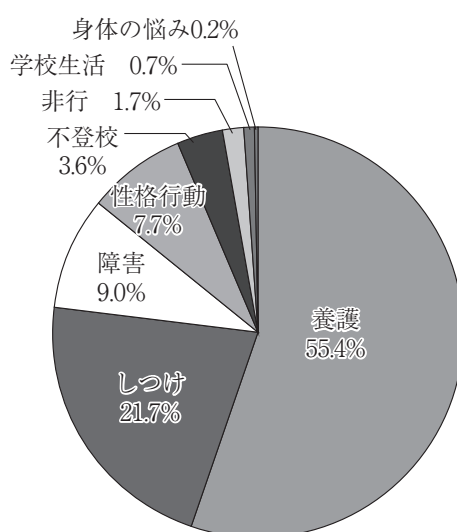
相談内容別受付・対応状況（第38表）（第13図）

単位：件

区 分	経 路						ホットラインでの対応				こども家庭センターでの対応 (ホットラインで助言としたものを除く)			
	父	母	その他の 家族・親戚	児童本人	その他	合計	緊急対応	後日連絡	助言	合計	一時保護	一時保護委託	その他	合計
養 護	(3) 23	(20) 113	(6) 19	(11) 25	(26) 50	(66) 230	(4) 11	(20) 51	(42) 168	(66) 230			(24) 62	(24) 62
し つ け	5	82	1		2	90		1	89	90			1	1
性 格 行 動	3	21	1	1	6	32	2	6	24	32			8	8
身 体 の 悩 み				1		1			1	1				
障 害	4	32			1	37	1	14	22	37			15	15
非 行	2	1			4	7	1	3	3	7			4	4
不 登 校	1	13		1		15		4	11	15			4	4
学 業 ・ 進 路														
学 校 生 活	1			1	1	3			3	3				
そ の 他														
合 計	(3) 39	(20) 262	(6) 21	(11) 29	(26) 64	(66) 415	(4) 15	(20) 79	(42) 321	(66) 415			(24) 94	(24) 94

(注1) ( ) 内は虐待相談の内書き

(注2) こども家庭センターでの対応は、ホットラインから連絡後、48時間以内程度で初期対応をした件数である。



(4) 関係機関等からの連絡等

関係機関等からの連絡は2,207件あり、その他の間違い電話やいたずら電話などが398件ありました。

関係機関等からの連絡等 (第39表) 単位：人  
( )内は%

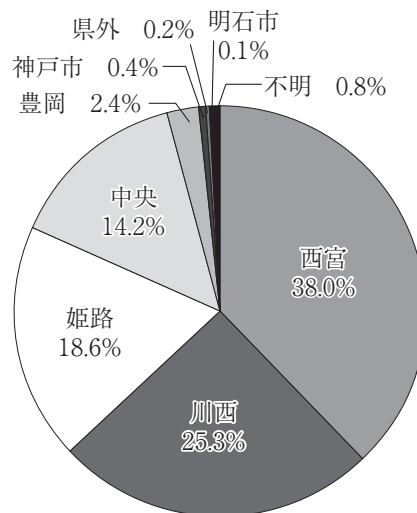
関係機関等からの連絡	2,207 (84.7%)
そ の 他	398 (15.3%)
合 計	2,605 (100.0%)

(5) 内容別・子ども家庭センター等別の受付状況

内容別・子ども家庭センター等別受付状況 (第40表) (第14図)

単位：件

区 分	中 央	西 宮	川 西	姫 路	豊 岡	神 戸 市	明 石 市	県 外	不 明	合 計
通 告	132	393	232	141	9			1		908
相 談	56	110	103	105	23	5	1	1	11	415
合 計	188	503	335	246	32	5	1	2	11	1,323

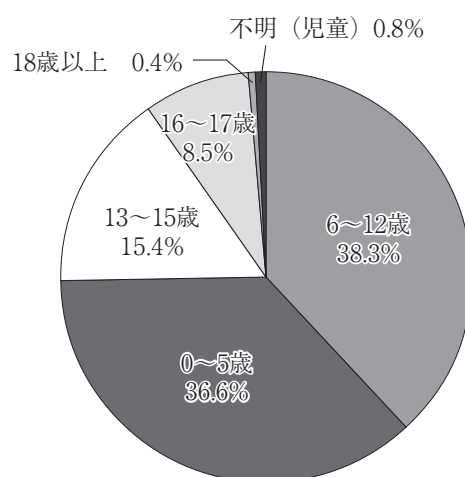


(6) 内容別・年齢別の受付状況

内容別・年齢別受付状況（第41表）（第15図）

単位：件

区分	0～5歳	6～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	不明(児童)	大人	合計
通告	330	355	143	69	1	10		908
相談	154	153	61	43	4			415
合計	484	508	204	112	5	10		1,323





# 令和2年度事業の概要

## 1 児童虐待防止対策推進事業

複雑化、深刻化する児童虐待問題に対して、こども家庭センターの機能強化を図るとともに、児童福祉に携わる関係機関・団体等が、共通の認識をもち、連携を密にして児童虐待への適切な対応とその防止に向けた取り組みを効果的に進めます。

### (1) 児童虐待防止24時間ホットライン設置事業

休日や夜間を含めた児童虐待の相談体制の整備拡充を図るため、児童虐待相談員を中央こども家庭センターに配置し、休日・夜間の電話相談に対応し、必要に応じて各こども家庭センターの管理・監督職員と連携し緊急一時保護等を行います。

#### 相談時間・体制

区 分	時 間 帯	相談対応者
土 日 祝	8：45～17：45	児童虐待相談員
夜 間	17：30～9：00	児童虐待相談員
平日(昼間)	上記以外	児童虐待対応専門チーム

### (2) こども家庭センターによる市町児童相談への技術的支援事業

専門機関であるこども家庭センターが、市町への技術的援助のための事業を展開し、市町での児童家庭相談がスムーズに実施されるよう支援します。

### (3) 児童虐待防止に向けた地域連携強化事業

市町の要保護児童対策地域協議会を支援するとともに、児童虐待の早期発見体制の強化を図るため、児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）を実施します。

### (4) ひょうごオレンジネット推進事業

児童虐待の早期発見・早期支援体制を充実させるため、地域での民生委員・児童委員・主任児童委員の活動が強化されるよう支援します。

## (5) 児童虐待等対応専門アドバイザーによる支援

児童虐待等対応専門アドバイザーをこども家庭センターに配置し、児童虐待等の困難ケースに関して、①司法的介入の実施、②保護者及び子どもへの援助方針の助言・指導、③虐待を行った保護者等への助言・指導を通じて家族の再統合や養育機能の再生を図るとともに、④市町を含む職員等の専門的資質向上のための研修会等を行います。

## (6) 虐待をした親等への家族再統合支援事業

子どもの安全確保を最優先としつつ、「家族」への支援という視点に立ち、虐待を理由に親子分離し施設入所した子どもとその家族に対し、再統合に向けた専門的援助を行い、子どもの家庭復帰を図ります。

新・家族再統合支援プログラムを実施し、家族再統合や家族の養育機能の再生などへの取り組みを強化します。

### ア 「家族支援のガイドライン」を利用した家族再統合支援

「家族支援のガイドライン」に基づき、施設に入所している親子の中から家庭復帰の対象としてアプローチするケースを選定し、各種支援ツールを活用するなどして、家族再統合支援を実施します。

### イ 家庭復帰等評価委員会の設置

こども家庭センターに、弁護士・医師等第三者委員を含む家庭復帰等評価委員会を設置し、虐待を理由に施設入所又は一時保護した子どもを家庭復帰させる場合などについて、復帰の適否に関する協議を行います。

## 2 地域における子どもの健全育成推進事業

### (1) 地域児童健全育成推進事業

家庭における子どもの養育機能の低下に伴い、児童問題が複雑・多様化している状況にあることから、こども家庭センターがその専門性を活かし、地域においてきめ細かな健全育成活動を進めていくことが不可欠となっています。

そこで、各こども家庭センターにおいて、地域の実情に応じた各種事業を積極的に実施することで、要保護児童等の健全育成の推進と福祉の向上を図ります。

## ア こども家庭センター業務概要（「ひょうごの児童相談」）作成

こども家庭センターの業務概要を作成し、関係機関等に配布します。

## イ こども家庭センターによる啓発

公開講座の開催、啓発のための啓発紙（ホームページ等を含む）を作成し、配布することにより、児童問題への理解を深め、広く県民に児童福祉に関する情報を発信します。

### (2) 精神科医師等の配置事業

中学生や高校生年代の様々な心の問題を抱えた子どもに対応するため、各こども家庭センターに精神科医師を配置し、子どもやその保護者に対する相談支援機能の充実強化を図ります。

## 3 職員研修等関連事業

### (1) こども家庭センター職員研修充実強化事業

複雑化・困難化する児童相談に適切に対応するため、児童福祉司任用に係る研修（平成29年4月から義務化）のほか、職種、業務に応じた系統的、体系的な研修を実施します。

### (2) 主任児童委員等連携事業

地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行います。

### (3) 市町の児童相談体制の強化に向けた支援

児童相談の第一義的な窓口である市町の相談担当職員の専門性の向上を図るため、要保護児童対策調整機関に設置される専門職を対象にした研修（平成29年4月から義務化）のほか、専門研修、児童福祉司任用資格取得講習等を開催します。

## 4 児童虐待防止に向けた児童相談体制強化事業

### (1) 警察との連携強化事業

警察・裁判所等との連携強化が必要となっていることから、こども家庭センターに少年事件の経験を有する現職警察官及び警察官OB（安全確認指導員）を配置し、司法的な調整や援助を得ることなどにより、職員の負担を軽減し、援助業務の円滑化を図ります。

また、「児童虐待事案に係る兵庫県及び兵庫県警察の連携に関する協定」に基づき重大事案の早期発見、早期対応を的確に実施する体制の充実を図ります。

## (2) 相談機能強化事業

こども家庭センターにおけるチェック機能を充実させ、子どもの安全確保を徹底するため児童福祉対策推進員を配置し、特に児童虐待におけるリスクアセスメントを行うとともに、市町等関係機関との調整を行います。

## (3) 被虐待児を支援する関係機関連携事業

被虐待児の家庭復帰にあたって、児童養護施設等に入所中の子どもや保護者の生活状況の調査等、きめ細かなフォローを行うため、こども家庭センターに児童福祉対策推進員を配置し、子どもが入所する施設や保護者が生活する地域の関係機関と連携し、援助業務の充実を図ります。

## (4) 児童虐待防止医療ネットワークの推進

医療機関において頭部外傷など虐待を疑われる児童の受診が増加していることから、中核的医療機関を中心とした児童虐待対応のネットワークづくりを通じて、児童虐待防止体制を強化します。

# 5 里親・ファミリーホーム制度普及啓発研修事業

里親・ファミリーホーム制度を広く県民に普及周知し、制度の理解を深めるとともに、新たな養育里親の開拓につなげられるよう、各市町単位において普及啓発・研修事業等を実施します。

## (1) 里親・ファミリーホーム制度普及啓発会

各地区里親会と連携し、県民に対し里親出前講座を開催します。

## (2) 里親との交流会事業

週末里親、季節里親、ボランティア、施設等と里親やファミリーホームとの交流会を実施します。

### (3) 地区里親研修会事業

里親相互の交流と養育実態の自己点検を行い、養育力の向上を図るとともに、里親の養育を支援する機関が集まり、個別の里親への支援方策を検討します。

### (4) 広報啓発事業

里親制度普及啓発のためのリーフレットを作成します。

## 6 その他

### (1) 療育相談指導事業

障害児とその保護者及び地域の療育機関に対し、相談、指導を行い、家庭と地域における療育を支援します。

#### ア 療育研修

在宅の障害児及びその保護者、地域の療育機関に対し、障害の理解や療育技術に関する指導及び研修を実施します。

#### イ 言語療育相談

言語に問題を有する子ども及びその保護者に対し、アドバイザー（言語聴覚士）が、各こども家庭センターにおいて言語療育に関する相談及び言語訓練を実施します。

### (2) 児童相談部会設置運営事業

子ども及び保護者の意向に反する措置や援助困難なケースについて専門性、客観性と子どもの最善の利益を確保するため、兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会の指導を得ます。

### (3) こども家庭センター、地区民生委員・児童委員協議会会長等連絡会

各こども家庭センター職員と地区民生委員・児童委員協議会会長で構成する連絡会を開催し、子どもをめぐる地域の実情、諸問題について、定期又は随時に意見交換・情報交換を行います。

#### (4) こども家庭センターと児童養護施設との緊密な協議と連携の強化

入所児童について、こども家庭センターと児童養護施設との緊密な協議と連携の強化及び情報と方針の共有化により、援助の充実を図るため、合同のケース検討会や職員研修会を開催します。



# 児童福祉法に基づく施設一覧

(1) 児童養護施設 施設数 39 (公立1、民間立38) 定員 1,501名

(乳児を除く、保護者のいない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を必要とする子どもを入所させて養護し、併せてその自立を支援する施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置 年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
神戸	尼崎市尼崎学園	尼崎市	45	昭25.4.1	651-1502	神戸市北区道場町塩田3083	(078)985-2133 (078)985-1336
阪神南	子供の家	社会福祉法人 神戸婦人同情会	45	昭23.7.1	661-0974	尼崎市若王寺3丁目16-3	(06)6491-8953 (06)6498-3444
	三光塾	社会福祉法人 三光事業団	40	昭27.5.20	663-8125	西宮市小松西町2丁目6-30	(0798)41-4421 (0798)40-2879
	善照学園	社会福祉法人 善照学園	65	昭34.11.1	651-1423	西宮市山口町船坂2128-1	(078)904-3773 (078)903-2171
	善照虹のかけ橋	社会福祉法人 善照学園	6	平25.4.1	651-1424	西宮市山口町香花園8-64	(078)219-7247 (078)219-7247
	善照夢のかけ橋	社会福祉法人 善照学園	6	平27.1.1	651-1423	西宮市山口町船坂721-6	(078)277-2672 (078)277-2672
阪神北	御殿山ひかりの家	社会福祉法人 三光事業団	6	平14.11.1	665-0841	宝塚市御殿山2-1-67	(0797)85-4452 (0797)85-4453
	いながわ子供の家	社会福祉法人 神戸婦人同情会	35	平26.4.1	666-0243	川辺郡猪名川町柏梨田 字イハノ谷10-9	(072)744-1880 (072)744-1980
東播磨	播磨同仁学院	社会福祉法人 播磨同仁学院	65	昭28.8.26	675-0112	加古川市平岡町山上518	(079)424-3278 (079)424-0612
	立正学園	社会福祉法人 立正学園	45	昭31.10.18	675-1202	加古川市八幡町野村617-4	(079)438-0132 (079)438-8553
	アメニティホーム ルピナス高砂	社会福祉法人 あいむ	37	令元.6.1	676-0827	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1163-1	(079)449-2112 (079)449-2123
北播磨	さつき子どもホーム	社会福祉法人 立正学園	6	平24.4.1	673-0441	三木市別所町朝日ヶ丘35-2	(079)482-5015 (079)482-5015
中播磨	アメニティホーム 広畑学園	社会福祉法人 あいむ	42	昭24.11.1	671-1102	姫路市広畑区蒲田370-1	(079)236-1630 (079)237-8301
	児童ホーム 東光園	社会福祉法人 心地	40	昭26.12.5	670-0873	姫路市八代東光寺町8-1	(079)222-5028 (079)222-5027
	パルコミュニティハウス 信和学園	社会福祉法人 信和学園	45	昭30.8.24	670-0883	姫路市城北新町1丁目7-31	(079)222-6308 (079)222-6320
	二葉園	社会福祉法人 夢前福祉会	70	昭26.2.1	671-2134	姫路市夢前町菅生潤673-1	(079)335-0012 (079)335-0674
西播磨	泉心学園	社会福祉法人 泉心学園	32	昭24.11.1	678-1203	赤穂郡上郡町尾長谷536	(0791)52-0168 (0791)52-5565
	アメニティホーム 光都学園	社会福祉法人 あいむ	42	平19.8.1	679-5165	たつの市新宮町光都1-6-1	(0791)58-1101 (0791)58-1108
	さくらこども学園	社会福祉法人 桜谷福祉会	42	平22.4.1	678-0255	赤穂市新田1444	(0791)46-0332 (0791)43-0858
但馬	若草寮	社会福祉法人 南但愛育会	30	昭31.1.10	669-5112	朝来市山東町大内547-1	(079)676-2123 (079)676-2898
丹波	睦の家	社会福祉法人 南但愛育会	30	平25.4.1	669-3826	丹波市青垣町文室204-2	(0795)87-5815 (0795)87-5818
淡路	淡路学園	社会福祉法人 世会	45	昭28.9.9	656-0122	南あわじ市広田広田637	(0799)45-0412 (0799)45-2015
	聖智学園	社会福祉法人 権の木会	30	昭30.8.24	656-2131	淡路市志筑1542-1	(0799)62-4491 (0799)62-4565
	グループホームまほろば	社会福祉法人 権の木会	6	平25.1.1	656-2131	淡路市志筑3042-1	(0799)64-7535 (0799)62-7535
	グループホームあすなろ	社会福祉法人 権の木会	6	平27.1.1	656-2131	淡路市志筑1115-3	(0799)64-7351 (0799)62-4565
神戸市所管	信愛学園	社会福祉法人 信愛学園	45	昭23.2.28	658-0047	神戸市東灘区御影3丁目28-1	(078)851-6128 (078)851-6670
	神愛子供ホーム	社会福祉法人 神愛子供ホーム	30	昭25.7.18	658-0063	神戸市東灘区住吉山手 4丁目7-35	(078)811-8698 (078)811-8697
	双葉学園	社会福祉法人 神戸協和会	45	昭23.1.1	657-0011	神戸市灘区鶴甲1丁目5-1	(078)841-2792 (078)851-6762
	同朋学園	社会福祉法人 同朋福祉会	45	昭25.6.5	657-0068	神戸市灘区篠原北町4丁目8-1	(078)801-6301 (078)801-0566
	愛神愛隣舎	社会福祉法人 愛神愛隣舎	40	昭23.7.1	657-0834	神戸市灘区泉通4丁目4-5	(078)861-2462 (078)861-9588
	神戸真生塾	社会福祉法人 神戸真生塾	65	昭23.2.28	650-0004	神戸市中央区中山手通 7丁目25-38	(078)341-5897 (078)341-8239
	夢野こどもホーム	社会福祉法人 神戸光有会	40	昭23.7.1	652-0063	神戸市兵庫区夢野町4丁目3-13	(078)511-3445 (078)511-5156
	愛信学園	社会福祉法人 共生会	60	昭36.5.1	652-0016	神戸市兵庫区馬場町7-14	(078)341-8934 (078)341-8936
	神戸実業学院	社会福祉法人 基督教日本救霊隊神戸実業学院	40	昭23.7.1	652-0002	神戸市兵庫区平野町天王谷 奥東服山270	(078)521-5478 (078)521-0255
	天王谷学園	社会福祉法人 天王谷学園	58	昭23.7.1	651-1621	神戸市北区淡河町神影115	(078)958-0302 (078)958-0346
	グイン・ホーム	社会福祉法人 白百合学園	30	昭42.9.30	651-1144	神戸市北区大脇台12-1	(078)593-6667 (078)593-0023
	長田こどもホーム	社会福祉法人 明星寮	42	昭24.8.2	653-0803	神戸市長田区前原町 1丁目21-18	(078)691-7210 (078)691-6033
	神戸少年の町	社会福祉法人 神戸少年の町	70	昭23.7.1	655-0872	神戸市垂水区塩屋町梅木谷720	(078)751-2222 (078)751-3230

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
明石市 所管	カ サ 汐 彩	社会福祉法人 立 正 学 園	30	平29. 4. 1	673-0046	明石市藤が丘2丁目36-1	(078)939-2696 (078)939-2690

(2) 乳児院 施設数8(民間立8) 定員183名

(保護者のいない乳児、虐待されている乳児等を入所させ養育する施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神 北	伊丹乳児院	社会福祉法人 有 岡 協 会	30	昭28. 1.23	664-0007	伊丹市北野3丁目48番地の2	(072)781-1744 (072)781-1866
中播磨	ピューパホール	社会福祉法人 姫路乳児院	30	昭31. 6.15	670-0873	姫路市八代東光寺町13-11	(079)282-2692 (079)282-3029
	乳児ホームるり	社会福祉法人 心 地	15	昭43.11. 1	670-0873	姫路市八代東光寺町8-1	(079)222-5027 (079)222-5027
但馬	くれよん	社会福祉法人 南 但 愛 育 会	9	平28. 4. 1	669-5112	朝来市山東町大内505-1	(079)676-2223 (079)676-2929
神戸市 所管	御影乳児院	社会福祉法人 信 愛 学 園	24	昭24. 5.10	658-0047	神戸市東灘区御影3丁目28-1	(078)851-6128 (078)851-6670
	真生乳児院	社会福祉法人 神 戸 真 生 塾	30	昭24.12. 1	650-0004	神戸市中央区中山手通 7丁目25-38	(078)341-5897 (078)341-8239
	神戸少年の町乳児院	社会福祉法人 神 戸 少 年 の 町	20	昭42. 9. 1	655-0872	神戸市垂水区塩屋町梅木谷720	(078)751-2224 (078)751-3230
明石市 所管	明石乳児院	社会福祉法人 ひ と ま る 会	25	昭40.11. 1	674-0051	明石市大久保町大窪2752-1	(078)936-1419 (078)937-1920

(3) 児童心理治療施設 施設数2(公立1、民間立1) 定員100名(入所80名、通所20名)

(環境上の理由により社会生活の適応が困難となった子どもを短期間入所させ、又は保護者のもとから通わせて心理治療及び生活指導・学校教育を行う施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
東播磨	清水が丘学園	兵 庫 県	入所50 通所20	昭50. 5. 1	674-0074	明石市魚住町清水2744	(078)943-0501 (078)943-6598
神戸市 所管	しらゆりホーム	社会福祉法人 白 百 合 学 園	入所30	平27. 4. 1	651-1144	神戸市北区大脇台12-1	(078)593-6637 (078)593-6632

(4) 児童自立支援施設 施設数2(公立2) 定員260名

(不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の子どもに状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
東播磨	明石学園	兵 庫 県	130	昭23. 1. 1	674-0074	明石市魚住町清水2744	(078)942-1572 (078)941-1264
神戸市 所管	若葉学園	神 戸 市	130	昭33. 8. 1	655-0001	神戸市垂水区多聞町 字小東山868番地の49	(078)792-1133 (078)795-4300

(5) 自立援助ホーム 施設数5(公立1、民間立2) 定員39名

(義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等を退所した者又はその他の都道府県知事が必要と認められた者に対し、これらの者が共同生活をしながら、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神 南	カリス・ホーム	特定非営利活動法人 ホザナ・ハウス	9	平29. 4. 1	659-0096	芦屋市山手町15-8	(0797)34-0588 (0797)34-0589
	カリス・ボーイズ	特定非営利活動法人 ホザナ・ハウス	6	令元. 7. 1	659-0087	芦屋市三条町37-12	(0797)22-8802 (0797)22-8801
阪神 北	自立援助ホーム歩	特定非営利活動法人 B o n d	6	平27. 8. 1	664-0012	伊丹市緑ヶ丘1丁目208-5 御園第3マンション	(072)783-5577 (072)783-5577
神戸市 所管	子供の家	神 戸 市	12	平24. 3. 1	655-0006	神戸市垂水区本多聞7-2-3	(078)783-7137 (078)783-7138
明石市 所管	江井ヶ島はるるんハウス	特定非営利活動法人 つ な	6	令 2. 5. 1	674-0064	明石市大久保町江井島299-1 青雲マンション1F-2F	(078)947-0027 (078)947-0027



(6) 児童家庭支援センター 施設数 8 (民間立 8)

(地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子ども、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する子どもまたはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする施設)

地域別	施設名	設置主体	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神南	キャンデー	社会福祉法人 神戸婦人同情会	平14. 4. 1	661-0974	尼崎市若王寺3丁目16-3	(06)6491-1811 (06)6491-1861
阪神北	子そだてサポートひかり	社会福祉法人 三光事業団	平23. 4. 1	665-0841	宝塚市御殿山2-1-67	(0797)81-2775 (0797)81-2775
東播磨	虹の丘	社会福祉法人 立正学園	平21. 6. 1	675-1202	加古川市八幡町野村617-4	(079)438-2725 (079)438-2726
中播磨	すみれ	社会福祉法人 あいむ	平14. 4. 1	671-1102	姫路市広畑区蒲田370-1	(079)230-4445 (079)230-4446
西播磨	すずらん	社会福祉法人 あいむ	平21. 4. 1	679-5165	たつの市新宮町光都1-6-1	(0791)58-1145 (0791)58-1146
但馬	リボン	社会福祉法人 南但愛育会	平21. 7. 1	669-5112	朝来市山東町大内547-1	(079)676-5035 (079)676-5035
神戸市所管	神戸真生塾 子ども家庭支援センター	社会福祉法人 神戸真生塾	平17. 4. 1	650-0004	神戸市中央区中山手通7丁目 25-38	(078)341-6493 (078)341-6492
	児童家庭支援センター しらゆり	社会福祉法人 白百合学園	平28. 4. 1	651-1144	神戸市北区大脇台12-1	(078)594-7785 (078)594-7710

(7) 福祉型障害児入所施設 施設数 10 (公立 1、民間立 9) 定員 292名

(障害児を入所させて保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を与える施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置 年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神南	三田谷学園	社会福祉法人 三田谷治療教育院	26	昭23. 7. 1	659-0015	芦屋市楠町16-5	(0797)22-5025 (0797)22-7506
	ななくさ学園	社会福祉法人 阪神福祉事業団	35	昭40.12. 1	663-8001	西宮市田近野町8-1	(0798)56-1710 (0798)56-1711
北播磨	いちれつ学園	社会福祉法人 養徳会	25	昭38. 4. 1	679-1103	多可郡多可町中区牧野28	(0795)32-2216 (0795)32-2720
西播磨	赤穂精華園児童寮	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	36	昭36. 7. 1	678-0252	赤穂市大津権現1327	(0791)43-2091 (0791)43-7404
但馬	出石精和園児童寮	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	30	昭41.10. 1	668-0204	豊岡市出石町宮内1031	(0796)52-3438 (0796)52-3439
丹波	春日学園	社会福祉法人 みつみ福祉会	30	昭36. 2. 1	669-4132	丹波市春日町野村65-1	(0795)75-1080 (0795)75-0377
神戸市所管	おかば学園	社会福祉法人 陽気会	20	昭33. 9.21	651-1313	神戸市北区有野中町 2丁目5-19	(078)981-7271 (078)981-0825
	上野丘学園	社会福祉法人 上野丘さつき会	30	昭43. 8. 1	651-1612	神戸市北区淡河町東畑75	(078)958-0089 (078)958-0280
	さわらび学園	社会福祉法人 樅の木福祉会	40	昭40. 6. 1	651-2312	神戸市西区神出町南619	(078)965-2387 (078)965-2393
	おおぞらのいえ	兵庫県	20	平20. 4. 1	651-2181	神戸市西区曙町1070	(078)927-2727 (078)928-7590

## (8) 医療型障害児入所施設 施設数 8 (公立 2、民間立 6) 定員 1,090名

(障害児を入所させて保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を与えるとともに治療を行う施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神南	西宮すなご医療 福祉センター	社会福祉法人 甲山福祉センター	180	昭42. 4. 1	663-8131	西宮市武庫川町2-9	(0798)47-4477 (0798)43-1022
阪神北	独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院	独立行政法人 国立病院機構	110	昭52.10.25	669-1592	三田市大原1314	(0795)63-2121 (0795)64-4626
	医療福祉センターさくら	社会福祉法人 枚方療育園	300	平 4. 8. 1	669-1357	三田市東本庄1188	(079)568-4103 (079)568-4104
北播磨	独立行政法人国立病院機構 兵庫あおの病院	独立行政法人 国立病院機構	200	昭44. 4. 1	675-1327	小野市市場町926-453	(0794)62-5533 (0794)62-5757
	医療福祉センターのぞく	社会福祉法人 徳会	60	昭50. 5. 1	679-1103	多可郡多可町中区牧野 字国木谷183-1	(0795)32-3246 (0795)32-0473
	医療福祉センターきずな	社会福祉法人 徳会	80	平19. 4. 1	675-2456	加西市若井町字猪野83-31	(0790)44-2881 (0790)44-2929
中播磨	姫路聖マリア病院	社会医療法人財団 聖フランシスコ会	80	平29. 4. 1	670-0801	姫路市仁豊町650	(079)265-5161 (079)265-5162
神戸市 所管	にこにこハウス 医療福祉センター	社会福祉法人 友	80	平13.10. 1	651-1102	神戸市北区山田町下谷上 字中一里山14-1	(078)743-2525 (078)743-2050

## (9) 福祉型児童発達支援センター 施設数 25 (公立 16、民間立 9) 定員 891名

(障害児を日々家庭から通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神南	かしのき学園	社会福祉法人 樫の木会	24	平16. 4. 1	660-0823	尼崎市大物町1丁目18-1	(06)6488-3320 (06)6489-1108
	あこや学園	尼崎市	50	昭38. 5.25	661-0024	尼崎市三反田町1-1-1	(06)4961-7870 (06)6422-8460
	わかば園	西宮市	45	平27. 9. 1	663-8202	西宮市高畑町2-77 西宮市立こども未来センター内	(0798)65-1937 (0798)64-5103
	北山学園	西宮市	30	昭44. 8. 1	662-0001	西宮市甲山町53	(078)71-8027 (078)71-9114
	ゆーかりの森	医療法人社団 こあらファミリー	20	平30. 7. 1	651-1421	西宮市山口町上山口8-1	(078)904-3377 (078)904-3377
阪神北	伊丹市立こども発達支援センター	伊丹市	80	平28. 4. 1	664-0898	伊丹市千僧1丁目47-2	(072)784-8128 (072)783-3700
	宝塚市立子ども発達支援センター やまびこ学園	宝塚市	30	平 4. 1. 1	665-0822	宝塚市安倉中3丁目2-2	(0797)86-7130 (0797)83-2427
	川西さくら園	川西市	50	平 1. 7. 1	666-0014	川西市小戸3丁目12-10	(072)755-1772 (072)757-7281
	かるがも園	三田市	30	平10. 4. 1	669-1356	三田市井ノ草808	(079)568-1626 (079)560-7133
東播磨	高砂児童学園	高砂市	30	昭40. 1. 8	676-0824	高砂市阿弥陀町南池516	(079)447-1167 (079)448-5536
	加古川市立 こども教育センター	加古川市	30	令 2. 4. 1	675-0335	加古川市志方町原604-1	(078)451-7551 (078)451-7556
中播磨	つくし児童園	姫路市	40	昭36. 7. 1	670-0806	姫路市増位新町2-37	(079)288-7122 (079)224-3173
	白鳥園	姫路市	30	平 2. 4. 1	670-0806	姫路市増位新町2-37	(079)288-7122 (079)224-3173
西播磨	児童発達支援センター たんぽぽ	社会福祉法人 あいむ	26	平24. 6. 1	679-5165	たつの市新宮町光都1丁目6-1	(0791)58-1181 (0791)58-1182
	こども発達 さぼーとセンターるぼろ	社会福祉法人 幸	30	平28. 4. 1	651-1573	揖保郡太子町上太田923-1	(079)276-6210 (079)276-6212
但馬	北但広域教育センター 障害児通所支援事業「すまいる」	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	20	平24. 6. 1	668-0065	豊岡市戸牧1029-11	(0796)22-8688 (0796)22-8811
神戸市 所管	ひまわり学園	神戸市	42	昭43.11. 1	658-0015	神戸市東灘区本山町8丁目3-4	(078)451-7551 (078)451-7556
	まるやま学園	神戸市	92	昭34. 5. 1	653-0875	神戸市長田区丸山町2丁目3-50 神戸市立総合療育センター内	(078)646-5293 (078)646-5289
	あけぼの学園	神戸市	30	昭42. 5. 1	653-0875	神戸市長田区丸山町2丁目3-50 神戸市立総合療育センター内	(078)646-5295 (078)646-5289
	のばら学園	神戸市	72	昭48. 7. 1	655-0014	神戸市垂水区大町5丁目4-25	(078)708-0575 (078)708-0576
	児童発達支援センター おかば学園	社会福祉法人 陽気会	20	平24. 8. 1	651-1313	神戸市北区有野中町2丁目5-19	(078)981-7271 (078)981-0825

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
神戸市所管	しらゆりフレンドリークラブ	社会福祉法人白百合学園	10	平24.11. 1	651-1144	神戸市北区大脇台12-1	(078)594-7788 (078)594-7800
	しらゆりフレンドリークラブ ひがしなだ	社会福祉法人白百合学園	10	平25. 7. 1	658-0081	神戸市東灘区田中町4丁目5-10	(078)441-7288 (078)441-7305
	児童発達支援センター 六甲ふくろうの家	特定非営利活動法人福祉ネット寿	20	平28. 2. 1	657-0012	神戸市灘区一王山町8-8	(078)821-2330 (078)855-8225
明石市所管	明石市立あおぞら園	明石市	30	平21. 4. 1	674-0092	明石市二見町東二見1836-1	(078)945-0280 (078)945-0281

(10) 医療型児童発達支援センター 施設数4(公立4) 定員170名

(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行う施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神南	たじかの園	尼崎市	50	昭41.12. 1	661-0024	尼崎市三反田町1-1-1	(06)6423-3289 (06)6423-3244
阪神北	すみれ園	宝塚市	40	平 4. 1. 1	665-0822	宝塚市安倉中3丁目2-2	(0797)86-7122 (0797)83-2427
播磨	わかあゆ園	北播磨4市1町 一部事務組合	40	昭41. 4. 1	679-0212	加東市下滝野1283-1	(0795)48-3074 (0795)48-0671
明石市所管	ゆりかご園	明石市	40	昭44.10.15	674-0051	明石市大久保町大窪2752	(078)918-5574 (078)918-5573

(11) 助産施設 施設数12(公立8、民間立4) 定員24名

(保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる施設(福祉事務所が措置を行う))

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神南	市立芦屋病院	芦屋市	2	昭45. 4. 1	659-8502	芦屋市朝日ヶ丘町39-1	(0797)31-2156 (0797)22-8822
	尼崎医療生協病院	尼崎医療生活協同組合	1	平 2. 3. 1	661-0033	尼崎市南武庫之荘 12丁目16-1	(06)6436-1701 (06)6437-9153
阪神北	市立伊丹病院	伊丹市	2	昭55.10. 1	664-8540	伊丹市昆陽池1丁目100	(072)777-3773 (072)781-9888
	三田市民病院	三田市	1	平 13.1. 1	669-1321	三田市けやき台3丁目1-1	(079)565-8000 (079)565-8015
北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市	1	昭48.10.25	677-0043	西脇市下戸田652-1	(0795)22-0111 (0795)23-0699
但馬	公立八鹿病院	一部事務組合	5	昭63. 4. 1	667-8555	養父市八鹿町八鹿1878-1	(079)662-5555 (079)662-3134
	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	1	平30. 4. 1	668-8501	豊岡市戸牧1094	(0796)22-6111 (0796)22-0170
神戸市所管	神戸市立医療センター 中央市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	3	昭47. 4. 1	650-0047	神戸市中央区港島南町 2丁目1-1	(078)302-4321 (078)302-7537
	神戸市立医療センター 西市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	2	昭47. 4. 1	653-0013	神戸市長田区一番町2丁目4	(078)576-5251 (078)576-5358
	済生会兵庫県病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部兵庫県済生会	2	昭53. 4. 1	651-1302	神戸市北区藤原台中町 5丁目1-1	(078)987-2222 (078)987-2221
	西神戸医療センター	一般財団法人 神戸市地域医療振興財団	2	平 7. 1. 1	651-2273	神戸市西区梶台5丁目7-1	(078)997-2200 (078)997-2220
明石市所管	博愛産婦人科	医療法人社団 博愛産婦人科	2	平20. 4. 1	674-0094	明石市二見町西二見450-5	(078)941-8803

## 「児童の権利に関する条約」の概要

### 条約締結の経緯と趣旨

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。条約とは国と国の間の約束です。

この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。わが国は平成6年4月にこの条約に入りました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実に向け、子どもたちの人権を尊重し、保護していくために作られたものです。

もちろん、国によっていろいろ違った考え方、文化、伝統や法律がありますが、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

### ■ 条約の主な内容

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。